

# 豊島区災害廃棄物処理基本計画

令和3年3月  
豊島区

# 目次

## 第1章 基本的事項

- 1-1. 計画の背景及び目的 . . . . . P 2
- 1-2. 計画の位置付け . . . . . P 2
- 1-3. 対象とする災害 . . . . . P 4
- 1-4. 対象とする廃棄物 . . . . . P 4
- 1-5. 対象とする被害想定 . . . . . P 8
- 1-6. 被害想定に基づく災害廃棄物発生量推計 . . P 9

## 第2章 組織体制

- 2-1. 庁内の組織体制 . . . . . P 1 5
- 2-2. 協力・支援（受援）体制 . . . . . P 1 7
- 2-3. 各主体の役割 . . . . . P 2 0

## 第3章 災害廃棄物処理のながれ

- 3-1. 災害廃棄物処理の基本的な考え方 . . . . . P 2 3
- 3-2. 廃棄物等の撤去・収集運搬 . . . . . P 3 1
- 3-3. 廃棄物等の保管 . . . . . P 3 8
- 3-4. 廃棄物の処理 . . . . . P 4 9
- 3-5. その他の事項 . . . . . P 6 1

## 第4章 計画の見直し、教育訓練

- 4-1. 災害廃棄物処理基本計画の見直し . . . . . P 6 9
- 4-2. 教育訓練 . . . . . P 6 9



# 第 1 章 基本的事項

## 第1章 基本的事項

### 1-1. 計画の背景及び目的

近年、我が国では東日本大震災（平成23年3月）や熊本地震（平成28年4月）、平成30年7月豪雨をはじめとする自然災害が多発・激甚化しており、全国各地で大規模地震や集中豪雨により膨大な災害廃棄物が発生している。

このような状況を踏まえ、環境省では東日本大震災を契機として平成26年3月に「災害廃棄物対策指針」（以下、国指針という。）を策定、平成30年3月には近年の災害で得られた様々な経験や知見を踏まえ、国指針を改定する等、地方公共団体における災害対応力強化のための取組みを進めている。

また、東京都は平成29年6月に策定した「東京都災害廃棄物処理計画」（以下、都計画という。）において、大規模災害の発生により都内の市区町村が被災することを想定し、災害応急対策、復旧・復興等に必要となる事項を取りまとめており、災害廃棄物対策に係る取組みを推進している。

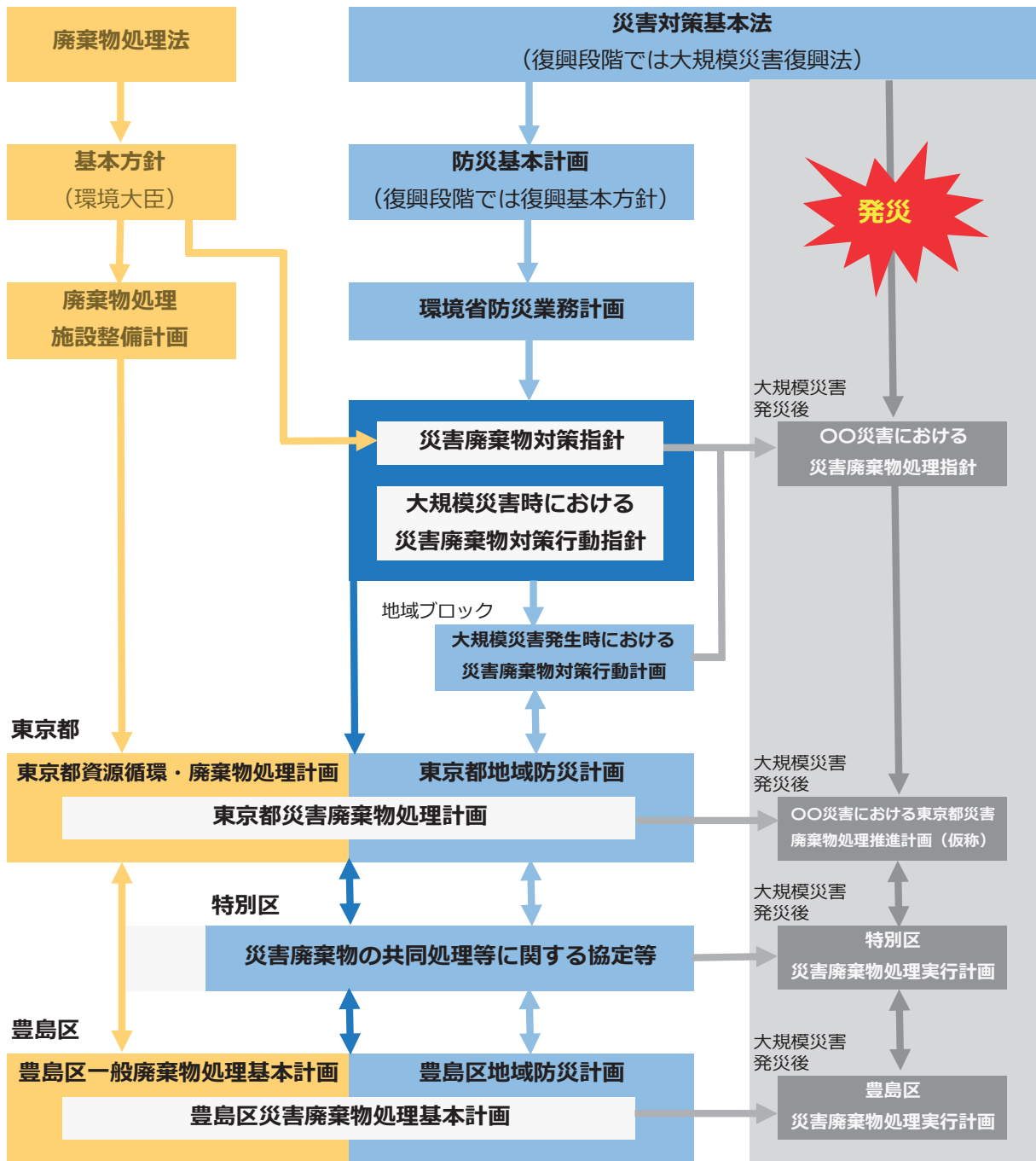
本区においても、国指針や都計画、災害廃棄物の共同処理等に関する協定および特別区がれき処理スキーム（確定版）、特別区災害時し尿処理スキーム（確定版）（以下、処理スキーム（確定版）という。）等を念頭に、主に近い将来発生が予想される首都直下地震に対する平常時の備え、災害廃棄物の適正かつ迅速・円滑な処理を行うための応急対策及び復旧・復興対策等、必要な事項をあらかじめ整理した「豊島区災害廃棄物処理基本計画」（以下、本計画という。）を策定することとした。

本計画は首都直下地震をはじめとする大規模災害に伴い発生した災害廃棄物の処理体制を確保し、適正に処理することにより、区民の生活環境の保全、公衆衛生を保持するとともに、早期の復旧・復興に資することを目的とする。

### 1-2. 計画の位置付け

本計画は、国指針や都計画を踏まえ、豊島区地域防災計画（以下、「区地域防災計画」という。）等、関連計画との整合性を図り、災害に伴い発生した廃棄物の処理に関する基本的な考え方、廃棄物の処理を進めるに当たって必要となる体制、処理の方法などの基本的事項を定める。

豊島区災害廃棄物処理計画の位置付け



(参照：環境省 災害廃棄物対策指針)

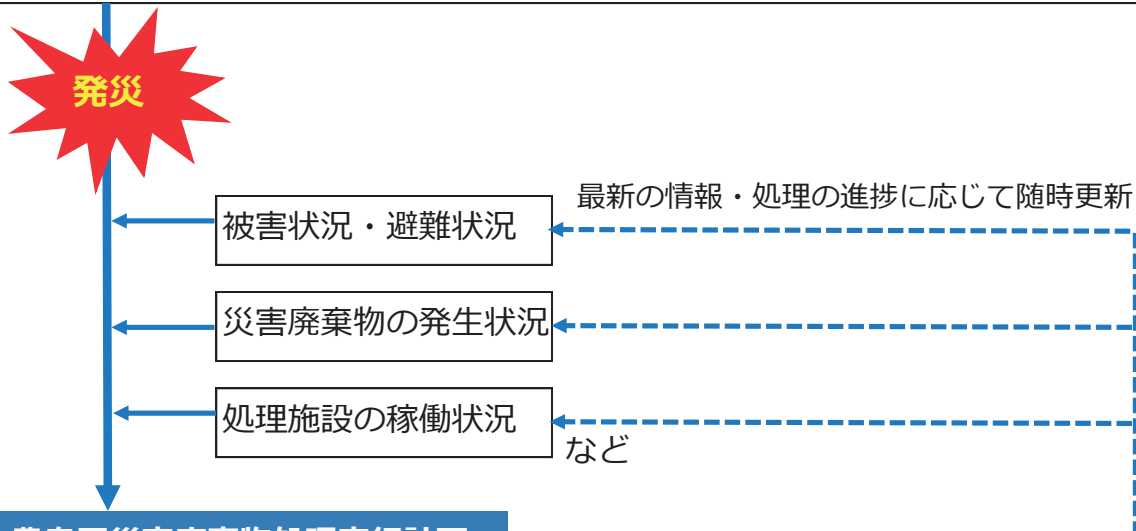
非常災害発生後は、本計画に基づき初動対応を実施する。その後、災害の規模、被災状況等を踏まえ、廃棄物を適正に処理するために必要となる具体的事項を定めた「豊島区災害廃棄物処理実行計画」（以下、実行計画という。）を策定する。

策定した実行計画は、被害状況や災害廃棄物の発生量、処理の進捗に応じて段階的に見直しを行う。

## 豊島区災害廃棄物処理実行計画の位置付け

### 豊島区災害廃棄物処理基本計画

首都直下地震による東京都の被害想定に基づき災害廃棄物処理に係る基本的な考え方や具体的な対応方策を定めた基本計画



### 豊島区災害廃棄物処理実行計画

非常災害発生後、豊島区災害廃棄物処理基本計画に基づき初動対応を実施する。その後、実際の被害状況に応じ災害廃棄物の具体的な処理方法やスケジュール、人員配置等を示した実行計画を策定する。

## 1-3. 対象とする災害

本計画は、自然災害のうち、主に地震災害を対象とする。地震災害とは、大規模地震対策措置法第2条第1号の定義のとおり、地震動により直接に生ずる被害及びこれに伴い発生する津波、火事、爆発その他の異常な現象により生ずる被害をいう。

なお、風水害についても、災害廃棄物処理のながれは地震災害と同様であるが、都や特別区における水害廃棄物対策の検討状況の経過を踏まえて、今後対象に加えるものとする。

## 1-4. 対象とする廃棄物

本計画が対象とする廃棄物は、災害によって発生する廃棄物及び被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物で、通常的生活から発生する家庭廃棄物を含む。

事業系廃棄物については、原則、排出者責任のもと事業者が処理を行うこととするが、平常時において区が収集を行っている事業系一般廃棄物及びあわせて処理する産業廃棄物は、計画に含めて検討する。

### 本計画で対象とする災害廃棄物

廃棄物の種類		概要
一般 廃棄物	災害廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災した住民の排出するごみ (通常生活で排出される生活ごみは除く。)</li> <li>・避難施設で排出される生活ごみ(避難所ごみ)</li> <li>・一部損壊家屋から排出される家財道具(片づけごみ)</li> <li>・被災建築物の解体撤去で発生する廃棄物</li> <li>・道路啓開や救助捜索活動に伴い生じる廃棄物</li> <li>・被災施設の仮設トイレからのし尿</li> <li>・被災した事業場からの廃棄物(事業活動に伴う廃棄物は除く)</li> <li>・その他、災害に起因する廃棄物</li> </ul>
	家庭ごみ、し尿	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常生活で排出される生活ごみ</li> <li>・通常家庭のし尿</li> </ul>
	事業系一般廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業活動に伴う廃棄物(産業廃棄物を除く。)</li> </ul>
産業廃棄物		<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物処理法第2条4項に定める事業活動に伴って生じた廃棄物</li> </ul>

(出典：東京都災害廃棄物処理計画)



### 災害廃棄物の種類(例)

区分		概要
災害がれき	コンクリートがら	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくず等
	木くず	柱・梁・壁材、水害等による流木等
	金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材等
	その他可燃物	繊維類、紙、プラスチック等が混在した廃棄物
	その他不燃物	分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂等が混在した不燃性廃棄物
腐敗性廃棄物		置や被災冷蔵庫等から排出される水産物、食品等
廃家電等		被災家屋から排出される家電(家電4品目、小型家電、その他家電製品) ※家電4品目(テレビ、洗濯機・乾燥機、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫)は、関連法令に基づき処理する。
廃自動車等		災害により被害を受け使用できなくなった自動車、自動二輪、原付自転車等



有害物質や有害物質含有廃棄物等	廃石綿等及び石綿含有廃棄物（以下、「石綿含有廃棄物等」という。）、P C B(ポリ塩化ビフェニル)、感染性廃棄物、化学物質、フロン類・C C A(クロム・銅・ヒ素化合物系木材防腐剤)・テトラクロロエチレン等の有害物質、医薬品類、農薬類の有害物質含有廃棄物等
その他、適正処理困難物	消火器、ボンベ類等の危険物や、ピアノ、マットレス等の地方公共団体の施設では処理が困難なもの（レントゲンや非破壊検査用放射線源を含む）、石膏ボード等
思い出の品、貴重品等	写真等
し尿	被災施設におけるし尿

主な災害廃棄物

	
<p>コンクリートがら</p>	<p>木くず</p>
	
<p>金属くず</p>	<p>その他可燃物</p>
	
<p>その他不燃物</p>	<p>腐敗性廃棄物</p>
	
<p>廃家電</p>	<p>適正処理困難物</p>

(出典：環境省 災害廃棄物対策フォトチャンネル)

## 1-5. 対象とする被害想定

「首都直下地震による東京の被害想定」（平成 24 年 東京都防災会議）における被害想定のうち、本区において、最も大きな被害が想定される東京湾北部地震（冬の夕方 18 時・8m/秒）に基づき被害を想定する。

条件	種類及び規模	東京湾北部 M7.3
	予想震度階（区内における面積比率）	6弱（88.4%）～6強（11.6%）
	時期及び時刻	冬の夕方 18 時
	風速	8 m/秒

物的被害	建物 原因別 全壊 数	ゆれ	1,672 棟
		液状化	3 棟
		急傾斜地崩壊	4 棟
		計	1,679 棟
	火災	出火件数	8 件
		焼失棟数（倒壊建物含む）	1,355 棟
		焼失棟数（倒壊建物を含まず）	1,315 棟
	ライフライン	電力（停電率）	10.0%
		通信（固定電話不通率）	2.4%
		ガス（低圧供給支障率・ブロック内全域）	0.2%
		ガス（低圧供給支障率・ブロック内 1/3）	88.0%
		上水道（断水率）	23.9%
		下水道（下水道管きよ被害率）	24.7%
	閉じ込めにつながり得るエレベーター停止台数		183 台
震災廃棄物		64 万 t	

人的被害	死者（うち災害時要援護者死者数）	121 人（48 人）
	負傷者（うち重傷者）	2,778 人（279 人）
	避難人口	52,485 人
	（うち避難生活者数）	34,115 人
	（うち疎開者人口）	18,370 人
	滞留者数（うち屋外被災者）	374,171 人（45,507 人）
	徒歩帰宅困難者数	140,005 人
	自力脱出困難者	770 人

（出典：豊島区地域防災計画）

※震災廃棄物については、特別区災害廃棄物処理対策ガイドラインにより算出

## 1-6. 被害想定に基づく災害廃棄物発生量推計

災害時における災害廃棄物発生量の推計は以下のとおりである。

### 1. 災害がれき

災害がれき発生量（約 64 万 t）は、以下の方法で推計する。

#### (1) 計算式

$$\begin{aligned} & \text{災害がれき発生量} \\ & = 1 \text{ 棟当たりの発生量 (木造)} \times (\text{木造全壊棟数} + \text{木造半壊棟数} / 2) \times \text{木造種類組成} + \\ & \quad 1 \text{ 棟当たりの発生量 (非木造)} \times (\text{非木造全壊棟数} + \text{非木造半壊棟数} / 2) \times \text{非木造種類} \\ & \quad \text{組成} + 1 \text{ 棟当たりの発生量 (焼失)} \times (\text{焼失棟数}) \times \text{焼失種類組成} \end{aligned}$$

(出典：東京都災害廃棄物処理計画)

#### (2) 推計時の前提条件

##### 【1 棟当たりの発生量】

区分	廃棄物量	単位
木造	59.1	t/棟
非木造	623.1	t/棟
焼失	22.7	t/棟

(出典：特別区災害廃棄物処理対策ガイドライン)

##### 【1 棟当たりの種類組成】 (単位：%)

区分	コンクリートがら	木くず	金属くず	その他(可燃)	その他(不燃)
木造	47.5	20.4	1.4	3.8	26.9
非木造	85.1	0.5	7.0	0.9	6.4
焼失	58.9	5.1	1.7	1.0	33.4

(出典：特別区災害廃棄物処理対策ガイドライン)

##### 【豊島区の被災棟数】

建物種類	被災区分	棟数
木造	全壊	1,472
	半壊	6,925
	焼失	1,355
非木造	全壊	167
	半壊	687

### (3) 発生量

建物種類	被災区分	棟数	がれき発生量(t)	組成(t)				
				コンクリートがら	木くず	金属くず	その他可燃	その他不燃
木造	全壊	1,472	86,995	41,281	17,820	1,180	3,334	23,381
	半壊	6,925	204,634	97,103	41,917	2,775	7,842	54,997
	焼失	1,355	30,759	18,121	1,564	518	293	10,263
非木造	全壊	167	104,058	88,553	530	7,318	956	6,701
	半壊	687	214,035	182,143	1,091	15,052	1,966	13,784
合計		10,606	640,480	427,200	62,923	26,842	14,390	109,126

## 2. 生活ごみ

生活ごみ発生量（約 158 t /日、約 57,843 t /年）は、以下の方法で推計する。

### (1) 計算式

$$\begin{aligned} & \text{災害時のごみ発生量} \\ & = \text{①人口 (人)} \times (\text{②発生原単位 (g/人・日)} + \text{③ごみ量増加実績 (g/人・日)}) \end{aligned}$$

(出典：特別区災害廃棄物処理対策ガイドライン)

### (2) 推計時の前提条件

- 発生原単位は、平成 30 年度の実績値（523 g /人・日）を設定する。
- 東日本大震災後における岩手県・宮城県内の被災市町村でのごみ量増加実績分（平均 23g /人・日の増加）を加算して推計する。
- 算定時に使用する区の人口は令和 2 年 1 月 1 日現在（住民基本台帳）とする。

### (3) 発生量

項目	数量	単位
① 人口	290,246	人
② 発生原単位	523	g/人・日
③ ごみ量増加実績	23	g/人・日
④ 発生原単位 計 (②+③)	546	g/人・日
⑤ 災害時の生活ごみ発生量 (①×④)	158,474,316	g/日
⑥ (単位換算)	約 158	t/日
⑦ (年換算)	約 57,843	t/年

### 3. 避難所ごみ

避難所ごみ発生量（約 27 t/日）は、以下の方法で推計する。

#### (1) 計算式

$$\begin{aligned} & \text{避難所ごみ発生量} \\ & = \text{①避難者数 (人)} \times \text{②発生原単位 (g/人・日)} \end{aligned}$$

(出典：災害廃棄物対策指針 技 1-11-1-2)

#### (2) 推計時の前提条件

- 避難者数に応じて、避難所ごみの発生量を推計する。推計方法は災害時のごみ発生量の推計方法に準ずる。
- 東京湾北部地震（冬の 18 時・風速 8m/s）を想定した避難者数 52,485 人を前提とする。

(出典：首都直下地震等による東京の被害想定（平成 24 年 4 月）)

#### (3) 発生量

項目	数量	単位
① 避難者数	52,485	人
② 発生原単位	523	g/人・日
③ 避難所ごみの発生量（①×②）	27,449,655	g/人
④ （単位換算）	約 27	t/日

### 4. 片付けごみ

片付けごみ発生量（最小 2,121.2 t、最大 5,303.0 t）は、以下の方法で推計する。

#### (1) 計算式

$$\begin{aligned} & \text{片づけごみ発生量} \\ & = \text{①被災世帯数 (世帯)} \times \text{②発生原単位 (t/世帯)} \end{aligned}$$

(出典：環境省・災害廃棄物対策室 資料)

(2) 推計時の前提条件

【豊島区の被災世帯数】①

建物種類	被災区分	世帯数
木造	全壊	1,472
	半壊	6,925
	焼失	1,355
非木造	全壊	167
	半壊	687
合計		10,606

【発生原単位】②

量の発生量により異なるため、0.2 t/世帯（最小）～0.5 t/世帯（最大）までの原単位を用いることとする。

(3) 発生量

項目	数量				単位
	被災世帯数	10,606	10,606	10,606	10,606
発生原単位	0.2	0.3	0.4	0.5	t/世帯
発生量	2121.2	3181.8	4242.4	5303.0	t

## 5. し尿

し尿発生量（195,730 l/日）は、以下の方法で推計する。

(1) 計算式

$$\begin{aligned} & \text{し尿収集必要量} \\ & = \text{災害時におけるし尿収集必要人数} \times 1 \text{人} \times 1 \text{日平均排出量} \\ & = (\text{仮設トイレ必要人数} + \text{非水洗化区域し尿収集人口}) \times 1 \text{人} \times 1 \text{日平均排出量} \\ & = (\text{①避難者数} + \text{②断水による仮設トイレ必要人数} + \text{③非水洗化区域し尿収集人口}) \\ & \quad \times \text{④} 1 \text{人} \times 1 \text{日平均排出量} \end{aligned}$$

(出典：特別区災害廃棄物処理対策ガイドライン)

(2) 推計時の前提条件

- 東京湾北部地震（冬の18時・風速8m/s）を想定した都の被害想定結果を前提とする。
- 断水のおそれがあることを考慮し、避難所に避難する住民全員が仮設トイレを利用する避難所は一時に多くの人数を収容することから既存のトイレでは処理しきれないと仮定する。
- 断水により水洗トイレが使用できなくなった在宅住民も、仮設トイレを使用すると仮定する。

- 断水により仮設トイレを利用する住民は、上水道が支障する世帯のうち半数とし、残り半数の在宅住民は給水等により用水を確保し自宅トイレを使用すると仮定する。
- 区内においては、下水道に接続していない汲み取り便所が3戸（平成31年4月現在）あるため、平常時からし尿処理が実施されているが、水洗化人口に対する比率が小さいため今回は考慮しないものとする。上記の理由から、水洗化人口は下水道普及率がほぼ100%であるため、総人口と同じとする。

### (3) 発生量

項目	数量	単位
①避難者数	52,485	人
②断水による仮設トイレ必要人数	62,650	人
③非水洗化区域し尿収集人口	0	人
④1人1日平均排出量	1.7	ℓ/人・日
④し尿発生量((①+②+③)×④)	195,730	ℓ/日

※数値根拠

【断水による仮設トイレ必要人数】

$$\begin{aligned}
 &= \{ \text{水洗化人口} - \text{避難者数} \times (\text{水洗化人口} / \text{総人口}) \} \times \text{上水道支障率} \times 1/2 \\
 &= \{ 290,246 - 52,485 \times (290,246 / 290,246) \} \times 0.527 \times 1/2 \\
 &= 62,650
 \end{aligned}$$

- ・避難者数 52,485人（豊島区地域防災計画）
- ・総人口 290,246人（令和2年1月1日現在 住民基本台帳）
- ・上水道支障率 52.7%（東京都災害廃棄物処理計画）

【1人1日平均排出量】

1.7ℓ/人・日



## 第2章 組織体制

## 第2章 組織体制

### 2-1. 庁内の組織体制

発災後の災害廃棄物処理を実行していくための組織体制はあらかじめ検討する必要がある。

組織体制の検討にあたっては、都と区が緊密に連携する必要があることから、同一の体制の組織を作り、各々の担当が共通認識のもとで災害廃棄物の適正な処理を目指す。

#### 災害廃棄物処理体制

班	担当	担当課(環境清掃部)	関係他部
総務班	総合調整担当	ごみ減量推進課 豊島清掃事務所	総務部
	財務担当	ごみ減量推進課 環境政策課	総務部 政策経営部
	渉外担当	ごみ減量推進課	-
	広報担当		政策経営部
	許認可担当		-
受援班	受入担当	ごみ減量推進課	保健福祉部 都市整備部
	配置担当		
資源管理班	仮置場担当	ごみ減量推進課 豊島清掃事務所	-
	施設担当		総務部
処理班	環境・指導担当	ごみ減量推進課 環境保全課	-
	処理・処分担当	ごみ減量推進課 豊島清掃事務所	都市整備部

### 各班の業務内容

班	担当	業務内容
総務班	総合調整担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の被災状況、参集状況の確認及び配置</li> <li>・指揮命令、総括及び調整会議の運営管理</li> <li>・災害対策本部、各班、担当との連絡調整</li> <li>・国、都、特別区及び他自治体との連絡調整</li> <li>・災害廃棄物処理実行計画の策定 (災害廃棄物の発生量の把握と要処理量の推計、必要な仮置場の面積や施設の処理能力の把握等)</li> <li>・全般に関する進行管理</li> <li>・その他業務</li> </ul>
	財務担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予算管理(要求・執行)</li> <li>・業務の契約、業務の発注状況の管理</li> <li>・国庫補助のための災害報告書の作成</li> </ul>
	渉外担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関との連絡調整、協議、情報提供</li> <li>・民間事業者との連絡調整、協議、情報提供</li> </ul>
	広報担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物処理に関する区民への周知、啓発</li> <li>・区民等からの問い合わせ、苦情対応</li> <li>・思い出の品への対応</li> </ul>
	許認可担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・処理業の許可及び施設の許可</li> <li>・一次仮置場への搬入許可証等の発行</li> </ul>
受援班	受入担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人員、資機材の支援要請、受入れ管理</li> <li>・受け入れた支援の配置調整、支援側と受援側のマッチング</li> </ul>
	配置担当	
資源管理班	仮置場担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区民仮置場、一次仮置場の設置及び管理運営、撤去</li> </ul>
	施設担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・処理施設の被害状況の把握</li> <li>・処理施設の復旧支援、代替施設の確保</li> <li>・必要資機材の管理、確保</li> <li>・仮設トイレの設置、維持管理</li> <li>・簡易トイレの配付</li> </ul>
処理班	環境・指導担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間事業者への指導</li> <li>・適正処理困難物、有害廃棄物処理に関する指導</li> <li>・不法投棄、不適正排出対策</li> <li>・仮置場における環境モニタリング</li> </ul>
	処理・処分担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活ごみ及び避難所ごみの収集、運搬</li> <li>・し尿の収集、運搬</li> <li>・道路啓開に伴う廃棄物対応</li> <li>・公共施設の解体対応</li> <li>・家屋解体対応 (窓口業務、り災証明交付業務との連携、解体現場立会い)</li> <li>・災害廃棄物の収集・運搬、処理</li> <li>・最終処分に関する調整</li> <li>・復興資材利用先に関する調整、選別後物の品質管理</li> <li>・適正処理困難物の処理</li> <li>・処理に関する進行管理(処理済量、搬出予定量)</li> </ul>

## 2-2. 協力・支援（受援）体制

自衛隊や警察、消防、都、特別区及び廃棄物関係団体等と調整し、災害時の連携体制・相互協力体制を構築する。また、処理体制の強化に向けた関係事業者との協定の締結や協定内容の見直しを行う。

### ■ 自衛隊・警察・消防との連携

災害発生時、特に初動期においては、人命救助が最優先事項であり、迅速な人命救助のために、自衛隊・警察・消防との連携のもと、その活動に配慮しながら、道路上の災害がれきの撤去や倒壊家屋の撤去等を迅速かつ丁寧に行う。

また、思い出の品の保管対策、貴重品の搬送・保管対策、不法投棄の防止対策、二次災害の防止対策においても、連携を図る。

### ■ 国の支援

災害廃棄物処理計画の作成状況を報告し、必要に応じて指導・助言等を受ける。

(D. Waste-Net 等の仕組みを活用するものと想定する。)

災害対策基本法第 86 条の 5 に基づき、区が廃棄物処理特例地域に指定された場合、指定災害廃棄物の収集、運搬及び処分の代行を要請する場合もある。

### ■ 都の支援

被災状況や災害廃棄物の処理状況等について報告するとともに、収集・運搬、中間処理について指導・助言等を受ける。最終処分は、実態に即した規模のがれきの最終処分受入れ場所の確保について、都へ委託するなど協力を受ける

また、都を通じて他府県への広域支援の要請を行い、災害廃棄物処理に関する協力を受ける。(人的支援・資機材の支援、廃棄物等の処理に関する支援が考えられる)

さらに、災害により甚大な被害を受けて区の廃棄物所管部署の執行体制が喪失した場合など、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 の規定に基づく事務委託などを要請した場合、都が処理主体として直接、廃棄物処理を担うことがある。

なお、区は、都（下水道局）と以下の覚書を締結している。

機関名	覚書名	内容
都下水道局 北部第一管理事務所	災害時における下水道施設へのし尿搬入及び受入れに関する覚書	下水道施設へのし尿の搬入及び受入れ
	豊島区におけるマンホール用仮設トイレに関する覚書	震災時のマンホール用仮設トイレに関する事項

※巻末「資料編」参照

## ■特別区の連携

災害廃棄物処理全般において、特別区相互協力体制のもと共同処理を実施する。特に中間処理及び最終処分については、協定に基づき 23 区共同処理を基本とする。

し尿処理における収集・運搬については、近隣区と連携した態勢の構築を図る。また、収集車両の確保等、災害廃棄物処理関係団体からの支援については、特別区災害廃棄物処理対策本部（以下、特別区対策本部という。）や清掃協議会を通じた協定により協力・支援を受ける。

なお、特別区、東京二十三区清掃一部事務組合（以下、清掃一組という。）、清掃協議会は以下の協定を締結している。

### 特別区、清掃一組、清掃協議会の協定

機関名	協定名
特別区	①特別区災害時相互協定及び相互支援に関する協定
特別区及び清掃一組	②災害廃棄物の共同処理等に関する協定
一般社団法人 東京環境保全協会	③災害時における雇上車両の運用に関する協定

※①は特別区、②は特別区及び清掃一組、③は清掃協議会が締結

※巻末「資料編」参照

### 特別区、清掃一組の収集運搬、処理処分に関する協定

機関名	協定名	締結者
東京廃棄物事業協同組合	災害時における災害廃棄物の収集及び運搬に関する協定	特別区
一般社団法人 東京環境保全協会	災害時における災害廃棄物の収集及び運搬に関する協定	特別区
一般社団法人 東京都中小建設業協会	災害時における災害廃棄物の処理、処分等に関する協定	特別区及び清掃一組
一般社団法人 東京都産業資源循環協会	災害時における災害廃棄物の処理、処分等に関する協定	特別区及び清掃一組
一般社団法人 東京環境保全協会	災害時におけるし尿の収集及び運搬に関する協定	特別区
東京廃棄物事業協同組合	災害時におけるし尿の収集及び運搬に関する協定	特別区
株式会社 京葉興業	災害時におけるし尿の処理、処分等に関する協定	特別区及び清掃一組
株式会社 太陽油化	災害時におけるし尿の処理、処分等に関する協定	特別区及び清掃一組

※巻末「資料編」参照

## ■ 自治体間の相互応援に関する協定

本区は、以下の他市町村(15市町)と災害時の相互応援協定を締結しており、受援・応援の両面を想定した協力体制を構築している。本区で被害が発生した場合には、被害状況に応じて、協定に基づき他市町村に支援を要請するとともに、他市町村に被害が発生した場合には、要請に応じて必要な支援を行う。

### 自治体間の相互応援に関する協定

機関名	協定名
山形県遊佐町	豊島区と遊佐町との非常災害時等における相互応援に関する協定
埼玉県秩父市	豊島区と秩父市との非常災害時等における相互応援に関する協定
福島県猪苗代町	豊島区と猪苗代町との非常災害時等における相互応援に関する協定
埼玉県三芳町	豊島区と三芳町との非常災害時等における相互応援に関する協定
岩手県一関市	豊島区と一関市との非常災害時等における相互応援に関する協定
岐阜県関市	豊島区と関市との非常災害時等における相互応援に関する協定
群馬県神流町	豊島区と神流町との非常災害時等における相互応援に関する協定
新潟県魚沼市	豊島区と魚沼市との非常災害時等における相互応援に関する協定
長野県箕輪町	豊島区と箕輪町との非常災害時等における相互応援に関する協定
茨城県常陸大宮市	豊島区と常陸大宮市との非常災害時等における相互応援に関する協定
栃木県那須烏山市	豊島区と那須烏山市との非常災害時等における相互応援に関する協定
山形県村山市	豊島区と村山市との災害時相互応援協定書
秋田県能代市	豊島区と能代市との災害時相互応援協定書
愛媛県内子町	豊島区と内子町との非常災害時等における相互応援に関する協定
神奈川県湯河原町	豊島区と湯河原町との非常災害時等における相互応援に関する協定

※巻末「資料編」参照

## ■ 民間事業者等との連携

1.区は、以下の民間団体と災害時の応急対策に関する協定を締結している。

### 各主体との応急対策業務に関する協定

機関名	協定名
豊島道路建設協力会 ※現：豊島土木防災協会	災害時における応急対策に関する協定書
豊島建設業協会	災害時における応急対策に関する協定書
豊島電友会	災害時における応急対策に関する協定
豊島設備防災協力会	災害時における応急対策協力に関する協定
東京土建一般労働組合豊島支部	災害時における応急対策協力に関する協定
巣鴨建設組合	災害時における応急対策に関する協定

※巻末「資料編」参照

2.区は、以下の民間団体と災害時の資器材の提供に関し協定を締結している。

#### 各主体との資器材の手配に関する協定

機関名	協定名
川上産業株式会社	災害時における資器材等の供給に関する協定

※巻末「資料編」参照

3.区は、以下の民間団体と災害時の運用に関する協定を締結している。

#### 各主体との運用に関する協定

機関名	協定名
一般社団法人 東京環境保全協会	災害時における雇上車両の運用に関する協定
東京石油商業組合豊島支部	災害時における石油類等の優先供給に関する協定書

※巻末「資料編」参照

## 2-3. 各主体の役割

災害廃棄物の処理は原則区が行うが、河川や道路・鉄道等の公共施設や、事業所等から排出される災害廃棄物の処理は事業者が行うことを基本とする。ただし、発災後に国が災害廃棄物の取扱いについて示した場合にはこれに準ずるとともに、過去の事例も踏まえ、実際の被害状況に応じて対応する。

区は、災害廃棄物の収集・運搬を実施し、中間処理については、清掃一組が管理するごみ処理施設や民間の処理施設を活用するなどして、特別区で連携して処理を行うものとする。

また、特別区で共同処理しきれない場合は、都を窓口として、他府県での広域処理を実施する。なお、最終処分の実施については、特別区及び都と連携して実施するものとする。

### ■特別区の役割

特別区は、各区域内で発生した災害廃棄物について、連携して収集・運搬を行うとともに、二次仮置場、仮設処理施設、資源化物一時保管場所などを共同で設置し、処理を行う。そのため、災害廃棄物の共同処理等に関する協定に基づき、特別区災害廃棄物処理初動本部（以下、初動本部という。）、特別区対策本部を設置する。

### ■清掃一組の役割

清掃一組は、各区域内で発生した災害廃棄物のうち、可燃ごみの焼却処理、不燃ごみの破碎・選別処理、粗大ごみの破碎処理などの中間処理を行う。また、くみ取りし尿と浄化槽汚泥の処理（下水道投入等）を行う。

## ■ 清掃協議会の役割

---

清掃協議会は、特別区及び清掃一組の事務のうち、廃棄物収集及び運搬に係る請負契約の締結に関する事務について、連絡調整、管理、執行を行う。

## ■ 国の役割(関東地方環境事務所)

---

本区において甚大な被害が発生した場合には、その被害規模に応じて、国が集約する知見・技術や、各地における災害対応力向上につなげることを目的に有識者、地方自治体の関係者、関係機関の技術者、関係業界団体で構成された人的な支援ネットワークであるD.Waste-Net(災害廃棄物処理支援ネットワーク)により技術的な支援や各種調整を行う。

また、災害により甚大な被害を受けて本区のみによる対応が困難な場合は、災害対策基本法に基づく国による代行処理という役割もある。

## ■ 東京都の役割

---

都は、処理主体である区が適正に災害廃棄物の処理を実行できるよう、災害の被害状況や対応状況等を踏まえた技術的支援や各種調整を行う。

また、災害により甚大な被害を受けて区の廃棄物所管部署の執行体制が喪失した場合など、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 の規定に基づく事務委託を受けて、被災区に代わって都が処理主体として直接、廃棄物処理を担うことがある。

なお、東日本大震災、熊本地震では、県が市町村に代わり災害廃棄物の処理の一部を実施している。

## ■ 事業者の役割

---

事業者は、廃棄物の排出者であり、被災した事業場から排出される廃棄物処理について、分別や再生利用、再資源化を行うなど、廃棄物の適正処理に努める。

また、廃棄物処理の知見、能力を有する事業者は、区及び特別区が実施する災害廃棄物処理に対して協力するなど、その知見及び能力を生かした役割を果たすように努める。

## ■ 区民の役割

---

被災地域の区民は、廃棄物の排出者であり、過去の大災害において排出段階からの分別の重要性が指摘されている。災害廃棄物の適正な処理のためには、廃棄物の排出段階での分別の徹底など、早期の復旧・復興に向けて、一定の役割を果たすように努める。



## 第 3 章 災害廃棄物処理のながれ

## 第3章 災害廃棄物処理の流れ

### 3-1. 災害廃棄物処理の基本的な考え方

#### (1) 基本方針

##### ① 計画的かつ迅速な処理

区民の健康の保護、環境衛生の確保を図るとともに、迅速な復旧・復興に資するため、災害廃棄物の発生量や被害状況等を的確に把握し、特別区、都とも連携のうえ、計画的かつ迅速に処理を行う。

##### ② 安全の確保・環境への配慮

仮置場への搬入・搬出作業において周辺住民や処理従事者の安全性の確保を徹底するとともに、周辺の生活環境への影響に十分配慮する。

##### ③ 分別・リサイクルの推進

生活ごみ・し尿・不燃ごみ等の分別ルールをわかりやすく周知し、混乱を防ぐとともに、災害廃棄物の仮置場への搬入時や倒壊家屋の解体から発生する廃棄物の排出の段階から可能な限り分別や再利用、再資源化を図り、埋め立て処分量の低減に寄与する。

##### ④ 協力体制の構築

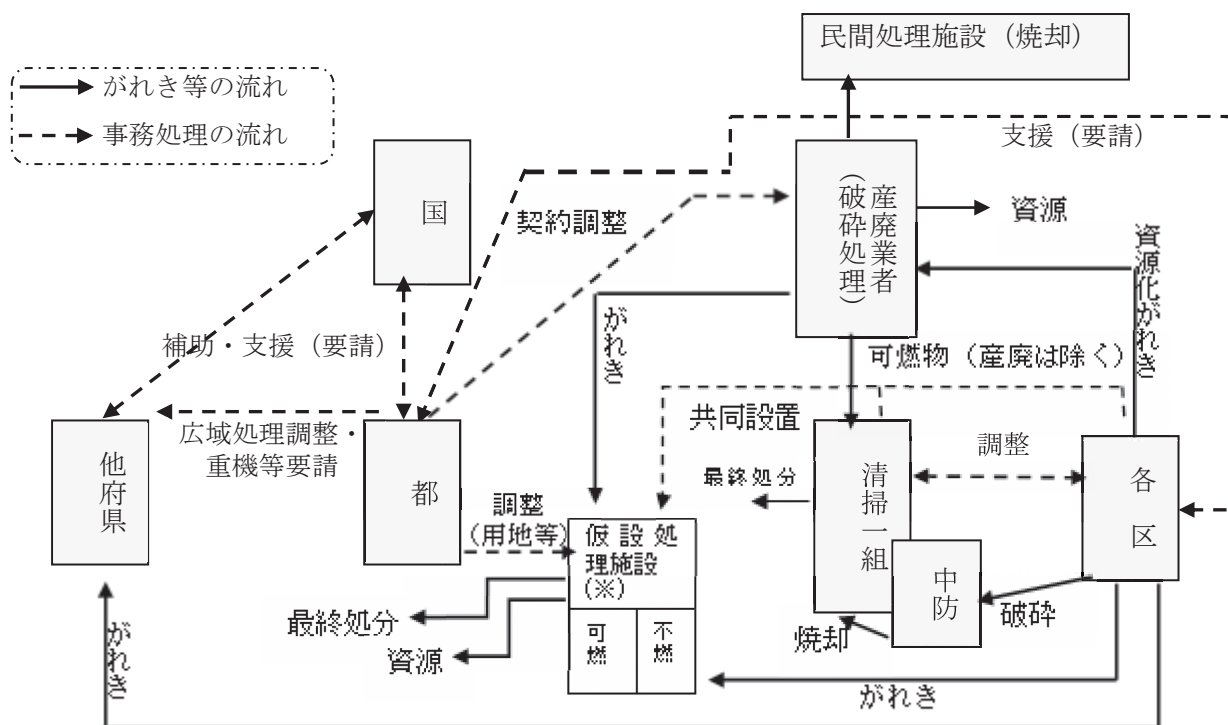
自助・共助の広がり大切に、区民、民間事業者、ボランティア団体等と平時から協力体制を築く。

##### ⑤ 共同処理及び関係機関との連携

処理にあたっては、特別区で連携し、一体となって清掃一組・清掃協議会・都・事業者と緊密な連携を図る。また、処理能力が不足する場合には、国、他自治体などの協力・支援を受けて処理する。

## (2) 災害廃棄物処理のながれ

### ①がれき処理のながれ



※・・・仮設処理施設整備に関し、中間処理直前のがれきを置く三次集積場を併設する。

### 【役割分担】

#### (各区)

- ・ 家屋の解体と運搬
- ・ がれき分別（可燃・不燃・粗大・資源・危険物等）
- ・ 一次集積場所（住民に身近な場所における仮置き集積場所）の確保
- ・ 二次集積場所（一次集積場所のがれきを分別・集約する集積所）の確保（所有地等を含む）
- ・ 三次集積場所（仮設処理施設に併設する破碎等処理直前のがれきを置く集積所）の確保（所有地等を含む）
- ・ がれきの収集運搬
- ・ がれきの収集運搬に必要な車両、機材等の確保
- ・ 破碎処理施設への搬出
- ・ がれきの資源化及び資源化ルート確保
- ・ 仮設の破碎、焼却施設の共同設置
- ・ 民間産廃業者（破碎、焼却等）とのがれきの搬入調整等のオペレーション

#### (清掃一組)

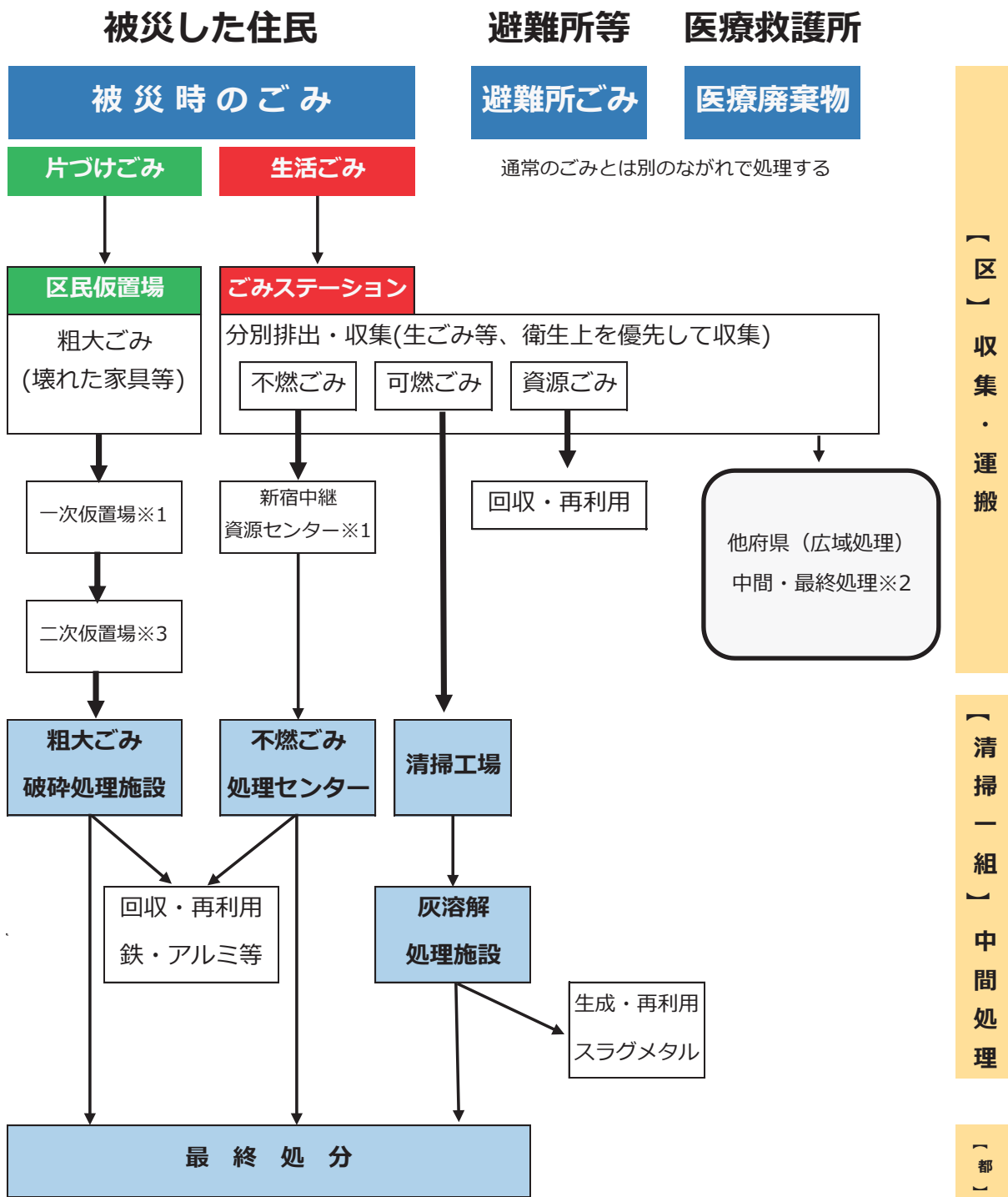
- ・ 破碎処理した可燃性がれきの処理
- ・ 清掃工場等への搬入調整
- ・ 仮設の破碎、焼却施設の共同設置
- ・ 雇上車両の配車調整（清掃協議会担当事務）

(東京都)

- ・ 二次集積場所及び三次集積場所の候補地の情報収集と各区への情報提供
- ・ 二次集積場所及び三次集積場所の確保が困難、または処理能力を超えた区に対して二次集積場所及び三次集積場所の調整
- ・ 民間産廃業者（破碎、焼却等）との契約締結の調整
- ・ 特別区の処理能力を超えたがれきの都内での処理調整及び他府県への広域処理調整等による支援
- ・ 重機、車両等の都内での確保調整及び他府県からの調達調整
- ・ 最終処分の調整
- ・ がれきの資源化ルートへの調整支援
- ・ 仮設処理施設で処理するがれきの資源化支援

(出典：特別区がれき処理スキーム（確定版）)

②片づけごみ、生活ごみ、避難所ごみのながれ



・ 黒太線は、区が実施する役割を示している。

・ 家電リサイクル法関連製品などは、関連法規に基づいて処理する。

※1 粗大ごみ及び不燃ごみについては、平常時においては民間処理施設で資源化を行っているが、災害時は状況に応じて資源化を実施する。

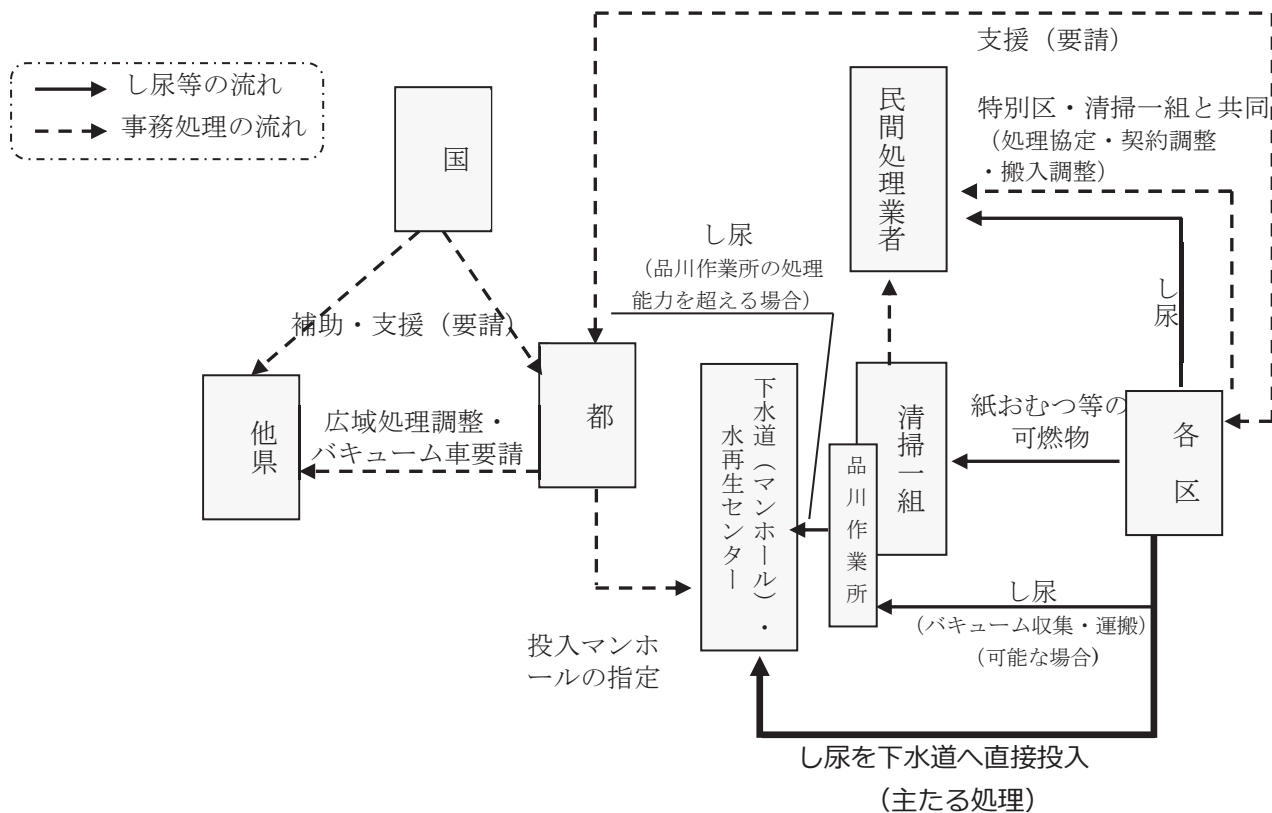
※2 広域処理に関する調整は特別区対策本部が行う。

※3 二次仮置場の設置、運営は23区全体で行う。また、実務は特別区対策本部が行う。

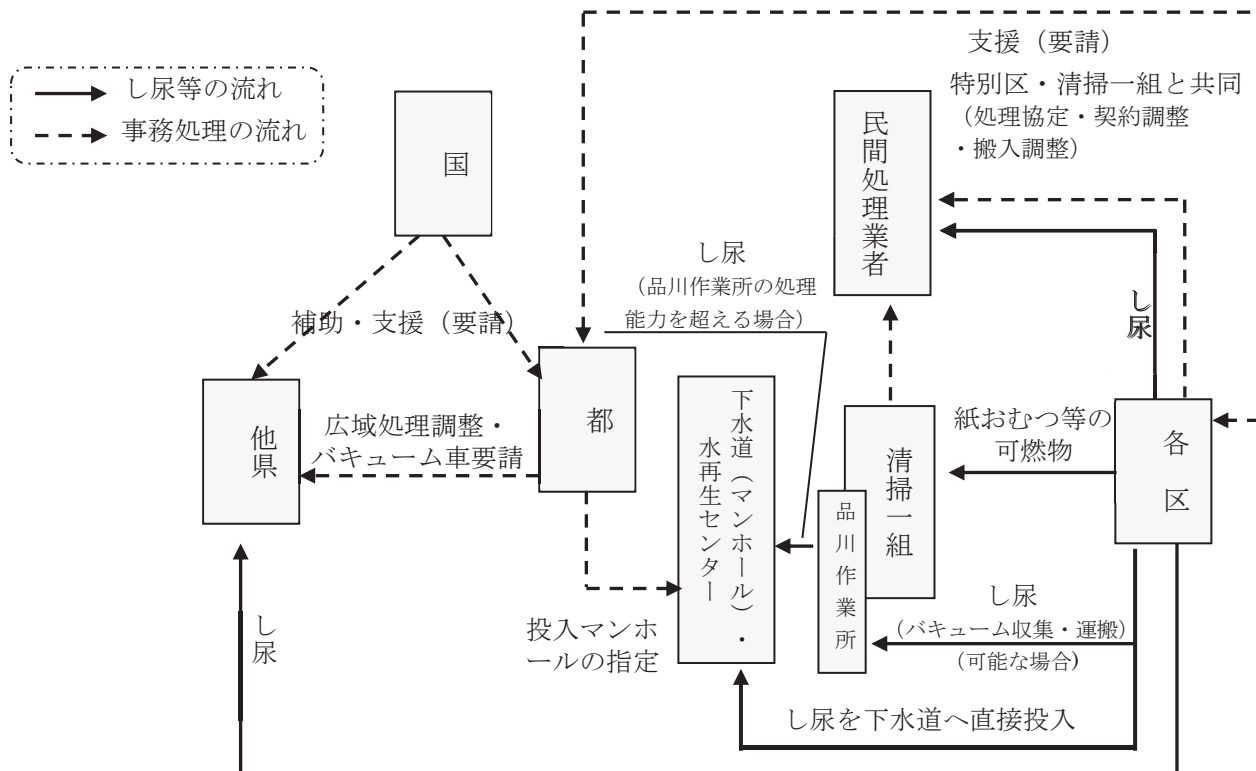
### ③し尿処理のながれ

(1) 発災～1週間程度までの対応

参考	品川作業所
処理量	100k l / 日
投入槽	620m <sup>3</sup> × 2槽



(2) 発災から1週間程度以降の対応



## 【役割分担】

(各区)

- ・ マンホールトイレ、簡易トイレの確保
- ・ バキュームカー（吸上車）の確保
- ・ 清掃一組が管理する品川清掃作業所及び民間処理業者へのし尿の搬入
- ・ 紙おむつ等の可燃ごみの収集、運搬
- ・ 下水道局水再生センター及び主要管きよの指定マンホールへの直接投入の調整
- ・ 民間処理業者との処理協定・契約締結の調整及び民間処理業者へのし尿の搬入調整  
(民間処理業者へのし尿の搬入調整は一組による搬入調整が主)

(清掃一組)

- ・ 清掃一組が管理する品川清掃作業所へのし尿の搬入調整及び民間処理業者へのし尿の搬入調整
- ・ 紙おむつ等の可燃ごみの処理（受入れ基準等の課題あり）

(東京都)

- ・ バキュームカー（吸上車）の都内での確保調整及び他県への調達調整
- ・ 下水道局水再生センターでのし尿直接投入受入
- ・ 下水道直結マンホールトイレ用及び直接投入用マンホールの指定
- ・ 清掃一組品川清掃作業所の処理能力を超えたし尿に関する都内での調整処理及び他県への広域処理調整
- ・ 下水道施設の応急復旧

(出典：特別区災害時し尿処理スキーム（確定版）)

### (3) 分別、選別、再資源化のながれ

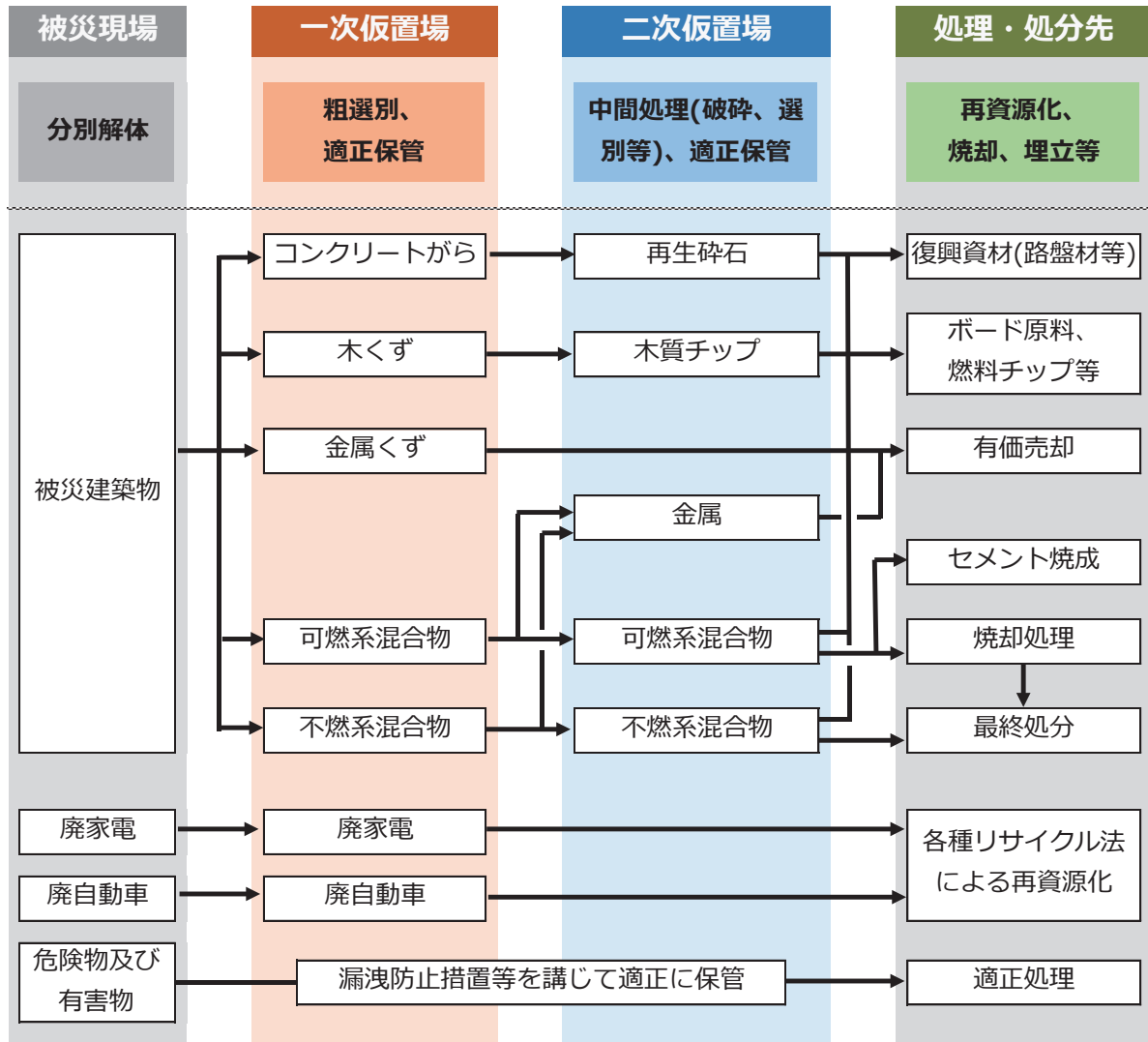
災害がれきの多くは、様々な性状のものが混合状態で発生するが、このような状態のままでは、リサイクルすることも、可燃物として焼却処理することもできない。このため、発生した災害がれきについては可能な限り分別・選別を行い、リサイクルを推進し、埋立埋蔵量の低減を図る。

なお、災害がれきのりリサイクルをスムーズに進めるためには、損壊家屋の解体・撤去時や各仮置場など、災害がれきが発生・排出される段階から適正に分別することが重要である。

被災した家電製品（エアコン、テレビ（ブラウン管、液晶、プラズマ）、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）、自動車については、可能な限り分別を行い、各種リサイクル法に基づく再資源化を徹底する。

また、危険物及び有害物は、適正に保管し、確実な処理を行う。

災害廃棄物の標準処理フロー



(出典：東京都災害廃棄物処理計画)

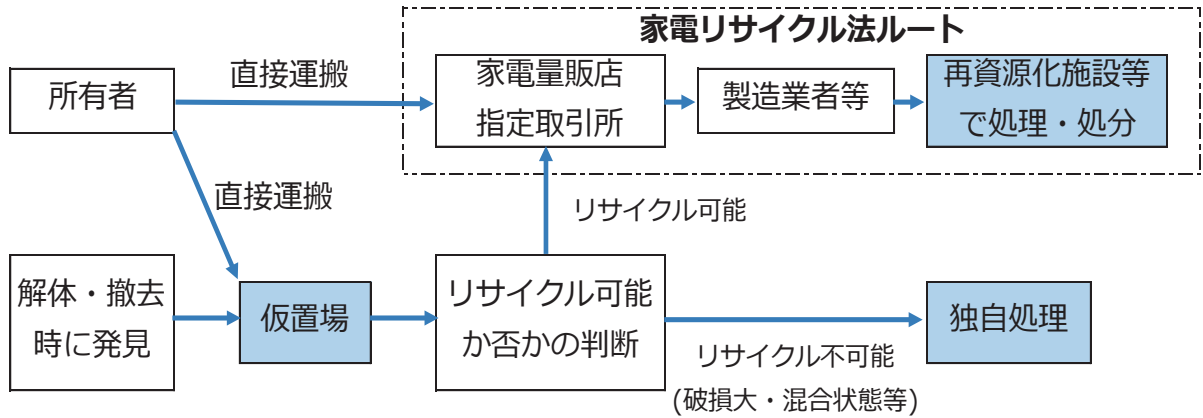
(4) 法令に基づく処理

① 家電リサイクル法対象製品の処理

家電リサイクル法対象製品（テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機・乾燥機）については、原則としてリサイクル可能なものは家電リサイクル法ルートでリサイクルを行う。被災した家電リサイクル法対象商品目が災害廃棄物として排出された場合や、倒壊家屋の解体・撤去等の際に回収したものについては、「被災した家電リサイクル法対象品目の処理について」(平成 28 年 4 月 環境省、経済産業省)を参考に、次のとおり処理する。

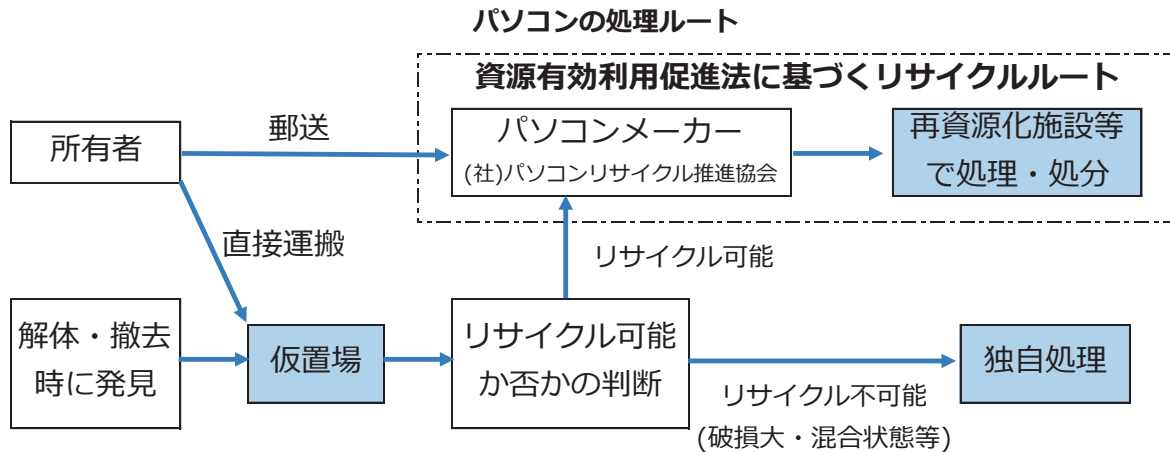


## 家電リサイクル法対象商品の処理ルート



### ② その他の家電製品の処理

パソコンについては、資源有効利用促進法上は災害廃棄物から分別することは義務ではなく、過去の被害においてもリサイクルが見込めない場合には災害廃棄物として一括で処理している。分別が可能な場合は、以下の手順でリサイクルを行う。



※区民が直接運搬する仮置場は、区民仮置場を想定している。

### (5) 処理スケジュール

本区における災害廃棄物の処理スケジュールは下記のとおり。発災後は早急に被害状況の情報収集を行い、区民仮置場及び一次仮置場を確保し、救助のために撤去したがいき等を搬入するとともに、し尿処理を実施するため、救援センター等の避難所に下水道直結のマンホールトイレの設置を行う。

本計画における発災後の時期区分は、国指針を参考に以下のとおり設定した。

### 発災後の時期区分と特徴

時期区分	時期区分の特徴	時間の目安
初動期	人命救助が優先される時期 (体制整備、被害状況の確認、必要資器材の確保等を行う)	発災後数日間
応急対応 (前半)	避難所生活が本格化する時期 (主に優先的な処理が必要な災害時の廃棄物を処理する期間)	～3週間程度
応急対応 (後半)	人や物の流れが回復する時期 (災害廃棄物等の本格的な処理に向けた準備を行う期間)	～3カ月程度
復旧・復興	避難所生活が終了する時期 (一般廃棄物処理の通常業務化が進み、災害廃棄物の本格的な処理の期間)	～3年程度

#### (6) 処理目標期間

本区で発生する災害廃棄物について、東日本大震災及び阪神・淡路大震災における事例を踏まえ、最長でもおおむね3年以内に処理を完了させることを基本とし、次のとおり処理目標期間を設定する。なお、発災時には、その被害状況に応じて、できる限り早期の処理完了に向けて適切な処理期間を設定する。

#### 災害廃棄物の処理目標期間

内 容	処理目標期間
道路上や生活域近辺の災害がれき、破損した粗大ごみの収集	3ヶ月以内
破損した粗大ごみの処理	1年以内
一次仮置場への搬入完了(倒壊家屋等の解体撤去を含めた全ての災害がれき)	1年6ヶ月以内
一次仮置場からの搬出完了(二次仮置場への搬入完了)	2年以内
リサイクル・処理・処分完了	3年以内

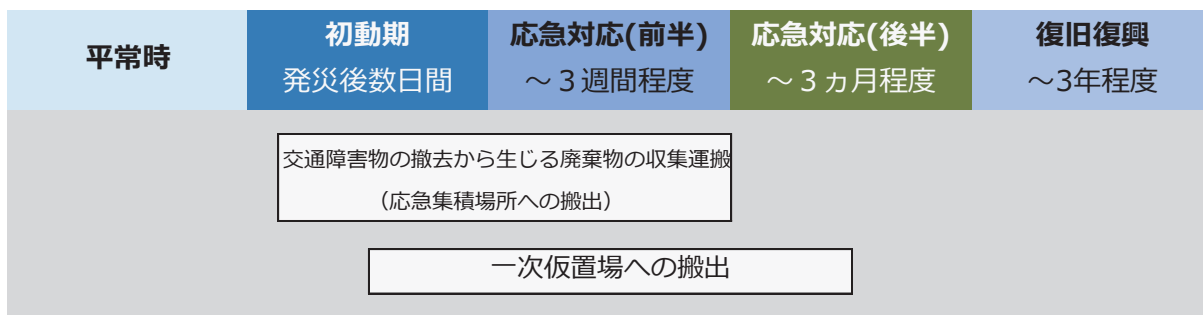
## 3-2. 廃棄物等の撤去・収集運搬

### 3-2-1. 交通障害物の撤去から生じる廃棄物の収集運搬

#### (1) 基本方針

人命救助・行方不明者捜索のため、速やかに交通障害物の撤去を行い、撤去物を仮置場等に移動する。交通障害物の撤去にあたっては、関係する部が相互に協力して対応するほか、既存協定の活用についても検討する

(2) 交通障害物の撤去から生じる廃棄物の収集運搬のながれ



【初動期、応急対応(前半)】

(1) 交通障害物の撤去から生じる廃棄物の収集運搬

- ① 道路啓開等により発生したがれきを応急集積場所へ搬出する。
- ② 応急集積場所へ仮置きされたがれきは、一次仮置場設置後速やかに一次仮置場へ搬出する。
- ③ 作業の実施にあたっては、区土木担当部長及び区環境清掃部長の指示によるものとする。

【関係他部の役割】

都市整備部（道路障害物除去）・・・区地域防災計画 P127～128 参照。

### 3-2-2. 片づけごみの収集運搬

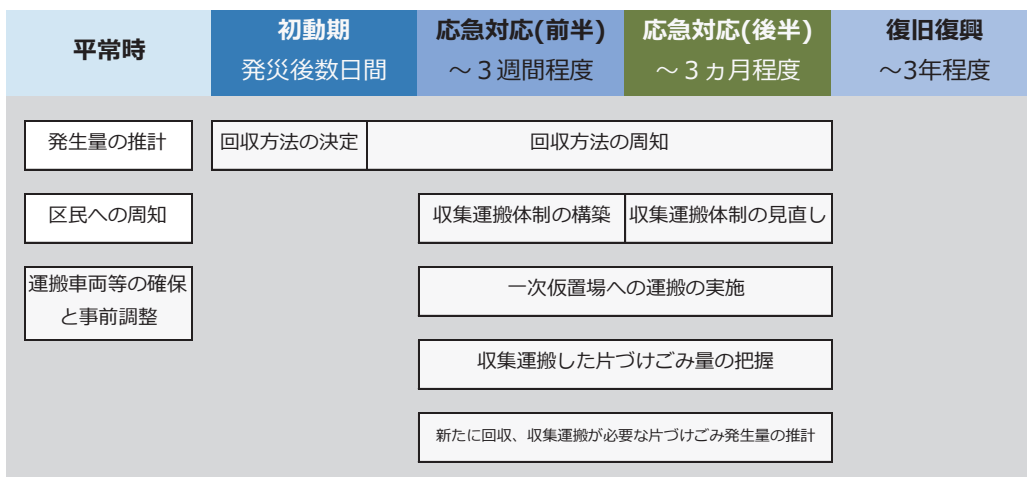
(1) 基本方針

片づけごみとは、被災により破損した食器類、蛍光灯などの不燃ごみ及び家具・家電等である。発災直後から応急対応期(前半)にかけては一時的に大量の片づけごみが発生する見込みである。

片づけごみは、区民やボランティアが区民仮置場に排出後、区が一次仮置場へ運搬する予定であるが、仮置場等のスペースや中間処理施設の処理能力には限りがあるため、効率的に処理する必要がある。

また、片づけごみは生活ごみと混在すると、生活ごみの収集作業に支障をきたすため、生活ごみとの区別を徹底し、生ごみ等を混入させないようにする。

(2) 片づけごみの収集運搬のながれ



## 【平常時】

### (1) 発生量の推計

災害時の片づけごみ発生量は、2,121t/世帯～5,303t/世帯と推計される（置の発生量により異なる）

算出方法は 1-6「被害想定に基づく災害廃棄物発生量推計」を参照。

### (2) 区民への周知

区民への周知については、P61 3-5-1 区民への周知を参照。

### (3) 運搬車両等の確保と事前調整

片づけごみの処理にあたって必要な運搬車両等の確保について、区（環境清掃部）は、以下の協定締結団体との事前調整に努める。

協定締結団体：東京廃棄物事業協同組合、東京環境保全協会

（災害時における災害廃棄物の収集及び運搬に関する協定）

## 【初動期、応急対応(前半)】

### (1) 収集運搬体制の構築（区民仮置場から一次仮置場への搬送）

- ① 片づけごみの運搬を協定締結団体に対し協力要請する。
- ② 協定締結団体による収集運搬体制では対応できないと想定される場合、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）への支援要請を検討する。
- ③ 道路の被災状況によっては収集運搬経路が限定されることが想定されるため、道路の被災状況・復旧状況等を踏まえ、収集運搬ルートを選定する。

### (2) 回収方法の周知

回収方法の周知については、P61 3-5-1 区民への周知を参照。

### (3) 収集運搬の実施

通行障害が発生しないよう、回収時間や回収すべき品目等を制限し、効率的に回収、収集運搬を実施する。

### (4) 収集運搬した片づけごみ量の把握

円滑に片づけごみの回収、収集運搬を継続するため、回収、収集運搬した片づけごみの量を把握する。

### (5) 新たに回収、収集運搬が必要な片づけごみ発生量の推計

回収、収集運搬した片づけごみの量を踏まえ、新たに回収、収集運搬が必要な片づけごみ量を推計し、そのための収集運搬体制を構築する。

## 【応急対応(後半)以降】

### (1) 収集運搬体制の見直し（区民仮置場から一次仮置場への搬送）

応急対応（前半）の排出状況を踏まえ、収集運搬体制の見直しを行う。また、片づけごみの収集廃止を検討する。

(2) 回収方法の周知

回収方法の周知については、P61 3-5-1 区民への周知を参照。

(3) 収集運搬の実施

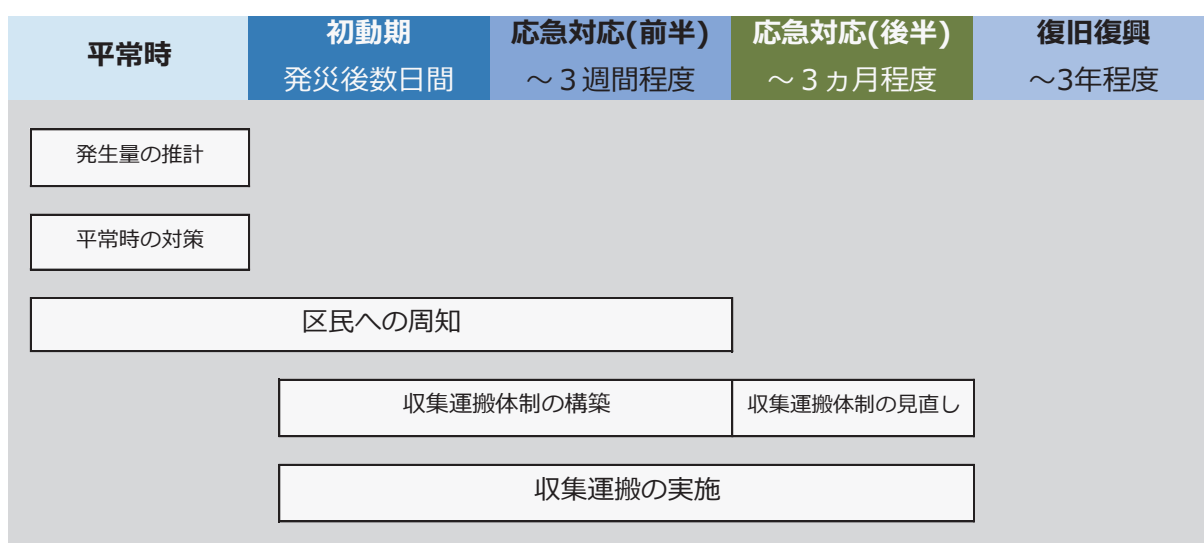
見直した収集運搬体制に基づき、収集運搬を実施する。

### 3-2-3. 生活ごみの収集運搬

(1) 基本方針

収集ルート of 道路の被災状況などの情報収集に努め、発生量を推計した上で生活ごみの処理実施体制を構築し、発災後速やかに収集運搬を開始する。

(2) 生活ごみの収集運搬のながれ



#### 【平常時】

(1) 発生量の推計

災害時の生活ごみ（主に家庭ごみ）発生量（全体）は、約 158 t/日と推計される。  
算出方法は 1-6「被害想定に基づく災害廃棄物発生量推計」を参照。

(2) 平常時の対策

- ① 可燃ごみは区職員（一部委託）、不燃ごみ及び資源は委託業者により回収しているため、あらかじめ委託業者の緊急連絡先を確認しておく。
- ② 以下の内容について検討を行う。
  - 収集するごみの優先順位（早期に処理しなければならないごみ、排出を抑制するごみの種類の決定等）
  - 通常のごみ集積所が被災して使用できない場合の取扱い（臨時の集積所の設置、収集頻度や時間の変更等）。道路状況等により通常集積所に収集車両が入れない場合の対応等。
  - 動物死体の取扱い要領について

(3) 区民への周知

区民への周知については、P61 3-5-1 区民への周知を参照。

**【初動期、応急対応(前半)】**

(1) 区民への周知

区民への周知については、P61 3-5-1 区民への周知を参照。

(2) 収集運搬体制の構築

- ① 区が所有する車両及び委託業者の車両の被災状況を確認し、速やかに収集運搬体制を確立する。
- ② 災害時の生活ごみ発生量の推計結果等を考慮したうえで必要な車両や人員等を算定し、平常時と同様の方法で生活ごみの処理作業計画を作成する。
- ③ 被災状況を踏まえ、収集すべき品目を検討する。特に腐敗性廃棄物である可燃ごみを優先して収集する。
- ④ 作業計画の作成結果により、区の収集運搬体制では対応できないと想定される場合は、清掃協議会を通じて雇上会社に車両の配車要請を行う。それでもなお不足が生じる場合、災害廃棄物の共同処理等に関する協定等に基づき、特別区対策本部を通じて協定締結先に収集運搬車両に係る要請を行う。
- ⑤ 清掃一組に、清掃一組が管理する清掃関連施設の被害状況を確認する。また、豊島清掃工場周辺の道路の被災状況を把握し、初動本部に連絡、情報の一元化と共有化を図る。

(3) 収集運搬の実施

**【家庭ごみ】**

- ① (2)②で作成した作業計画に従い、収集運搬を行う。
- ② 通行障害が生じないように収集時間や収集すべき品目等を制限し、効率的に収集運搬を実施する。
- ③ 日々の収集状況を踏まえて作業計画は柔軟に見直しを行う。

**【事業系ごみ】**

- ① 基本的には排出事業者の責任において、一般廃棄物収集運搬業者に委託し清掃工場へ搬入するが、状況により区においても収集運搬を行う等、柔軟な対応を検討する。
- ② 腐敗した事業系の食品廃棄物が大量に排出された場合など、公衆衛生上重大な影響が見込まれ、かつ、真に排出事業者のみで速やかな処理が困難な場合には、区による収集も併せて行う。

**【応急対応(後半)以降】**

(1) 収集運搬体制の見直し、収集運搬の実施

平常時の収集運搬体制に段階的に移行していくことを念頭に置きながら、収集運搬を実施する。

(2) 施設の再稼働に伴う処理の再開

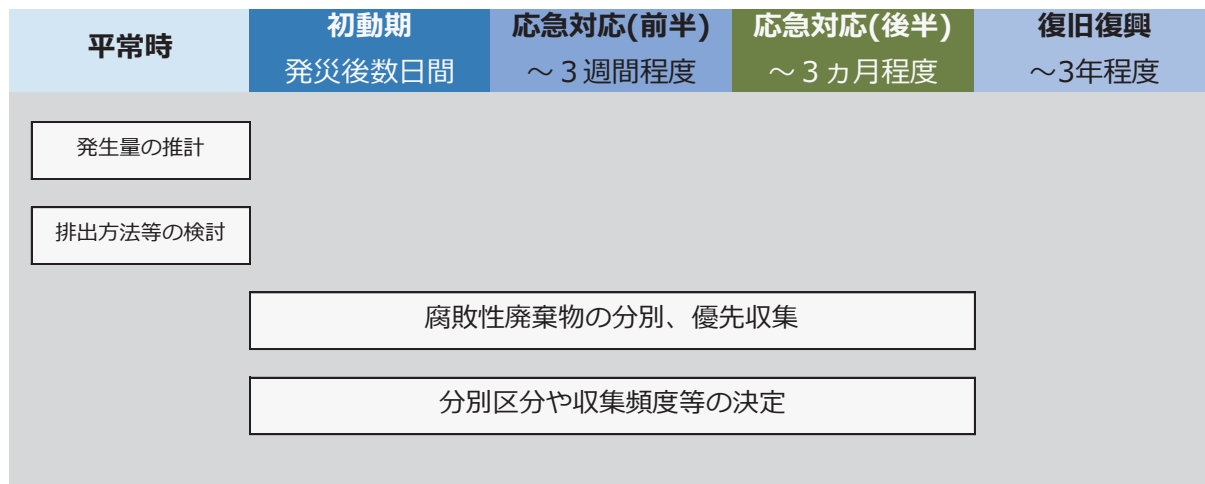
被災した清掃一組管理施設が平常時と同じ稼働が行える状況になった際は、平常時のごみ処理体制を復旧させる。

### 3-2-4. 避難所ごみの収集運搬

#### (1) 基本方針

災害時には通常生活で排出されるごみに加えて、避難所で排出されるごみを災害廃棄物として処理する必要があるため、平常時より排出方法等について検討を行い、発災後は速やかに回収する

#### (2) 避難所ごみの収集運搬のながれ



#### 【平常時】

##### (1) 発生量の推計

災害時の避難所ごみ発生量は、約 27 t / 日と推計される。  
算出方法は 1-6「被害想定に基づく災害廃棄物発生量推計」を参照。

##### (2) 排出方法等の検討

- ① 避難所でのごみの排出方法や集積場所が決まっていない場合は検討する。
- ② 平常時の分別を参考に、ごみの分別方法を検討する。
- ③ 避難所ごみの収集運搬体制については発生量の推計を踏まえ、委託業者による対応を検討する。

#### 【初動期、応急対応(前半)】

##### (1) 腐敗性廃棄物の分別、優先収集

- ① 生ごみ等の腐敗性廃棄物とそれ以外の分別を徹底する。
- ② 生ごみ等の腐敗性廃棄物を優先的に収集するなどの対応を検討する。

##### (2) 分別区分や収集頻度等の決定

避難所ごみは避難所に届けられる支援物資等の使用・消費により発生するため、平時の生活ごみとは組成が異なる。特に衣類、ダンボール、容器包装プラスチック等が大量に発生することが見込まれることを踏まえ、分別区分や収集頻度等を決定する。

#### 【応急対応(後半)以降】

初動期、応急対応（前半）での対応を継続する。

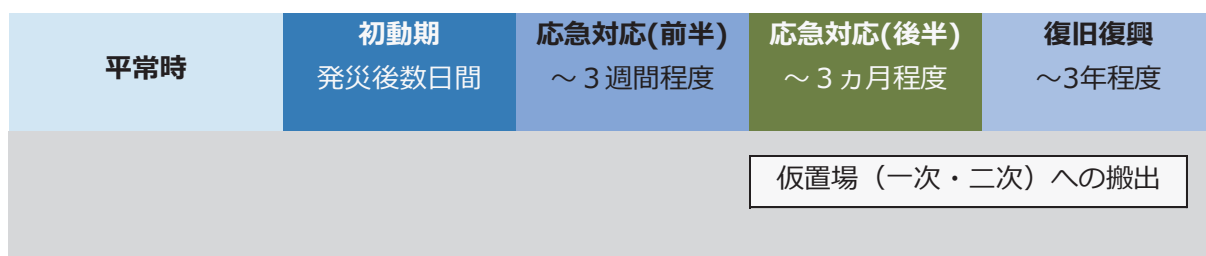
### 3-2-5. 損壊家屋等の解体・撤去で発生する廃棄物の収集運搬

#### (1) 基本方針

損壊家屋等の解体は、本来、私有財産の処分であり、原則として所有者の責任によって行うべきである。ただし、大規模災害発生時に極めて甚大な被害が生じた場合は、国が特例として市区町村が損壊家屋等の解体を実施する分を補助対象とする場合がある（公費解体）。

災対環境清掃部は、損壊家屋等の解体・撤去で発生する廃棄物について、速やかに仮置場（一次・二次）へ搬出する。

#### (2) 損壊家屋等解体・撤去で発生する廃棄物の収集運搬のながれ



#### 【応急対応(後半)以降】

##### (1) 仮置場(一次・二次)への搬出

- ① 分別した状態で仮置場(一次・二次)に搬入する。
- ② 仮置場への運搬にあたっては、協定締結団体に対し協力を要請する。

#### 【関係他部の役割】

都市整備部（被災建築物の応急危険度判定）・・・区地域防災計画 P212 参照。

総務部、区民部、保健福祉部、都市整備部（住家被害認定調査・罹災証明書の発行）

・・・区地域防災計画 P218～P219 参照。

都市整備部（倒壊家屋の解体）・・・区地域防災計画 P16 参照。



### 3-3. 廃棄物等の保管

#### (1) 基本方針

区は、災害によって発生したがれきや片づけごみを仮置きするスペース(以下、「仮置場等」という。)を発災後速やかに確保し、災害廃棄物を迅速に処理するため、平常時より候補地の確保・運営方法について検討する。

#### (2) 仮置場等の類型

特別区内に設置される仮置場等の類型及び設置時期は下記のとおりである。

仮置場等の類型

種別	定義	設置主体	設置時期
応急集積場所	救助活動、道路啓開等により発生するがれきの一時的な仮置場として設置する。	区 (環境清掃部)	発災 24 時間 以内～1 週間
区民仮置場	住宅地等に設置し、被災者の生活環境・空間の確保、復旧のために被災家屋等から片づけごみを一時的に搬出する場所(区立公園等を想定)	区 (環境清掃部)	1 日後 ～1 ヶ月
一次仮置場	応急集積場所で収集したがれき、区民仮置場から収集した片づけごみ、被災住宅から発生したがれきや公費解体等によって発生したがれきを集積、一時保管し、適正処理のための粗分別を行う場所	区 (環境清掃部)	3 日後 ～3 年
二次仮置場	各区のがれきを集積、分別し処理するまでの間保管する場所。仮設処理施設も併設する。(特別区内で数か所を想定)	特別区	3 週間後 ～3 年
資源化物一時保管場所	資源化处理されたがれきを買取り業者に引き渡すまでの間、必要に応じて一時的に保管する場所(原則として二次仮置場に設置)	特別区	3 週間後 ～3 年

一次仮置場 (埼玉県東松山市にて撮影)

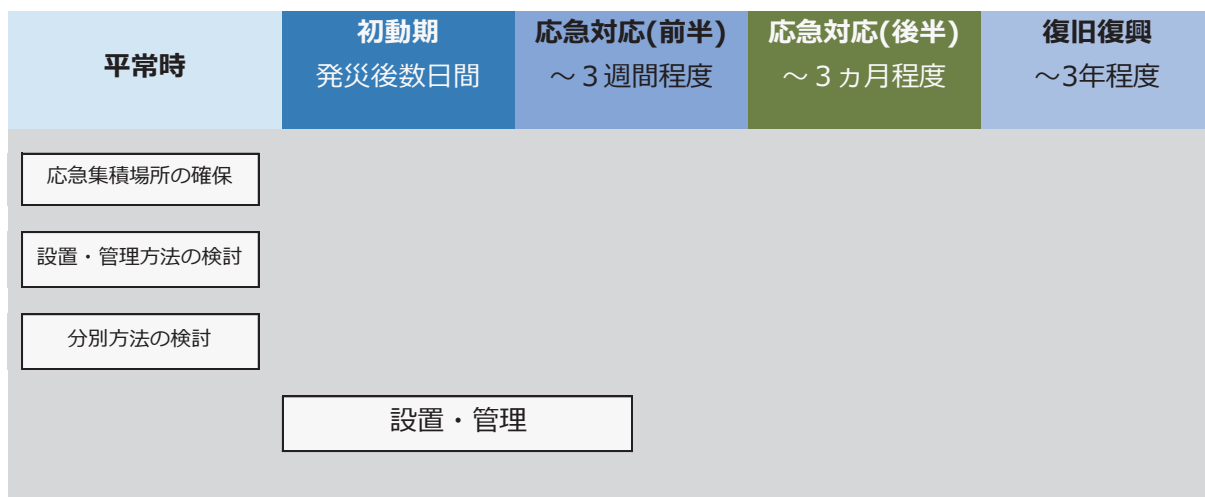


(3) 仮置場等の設置時期

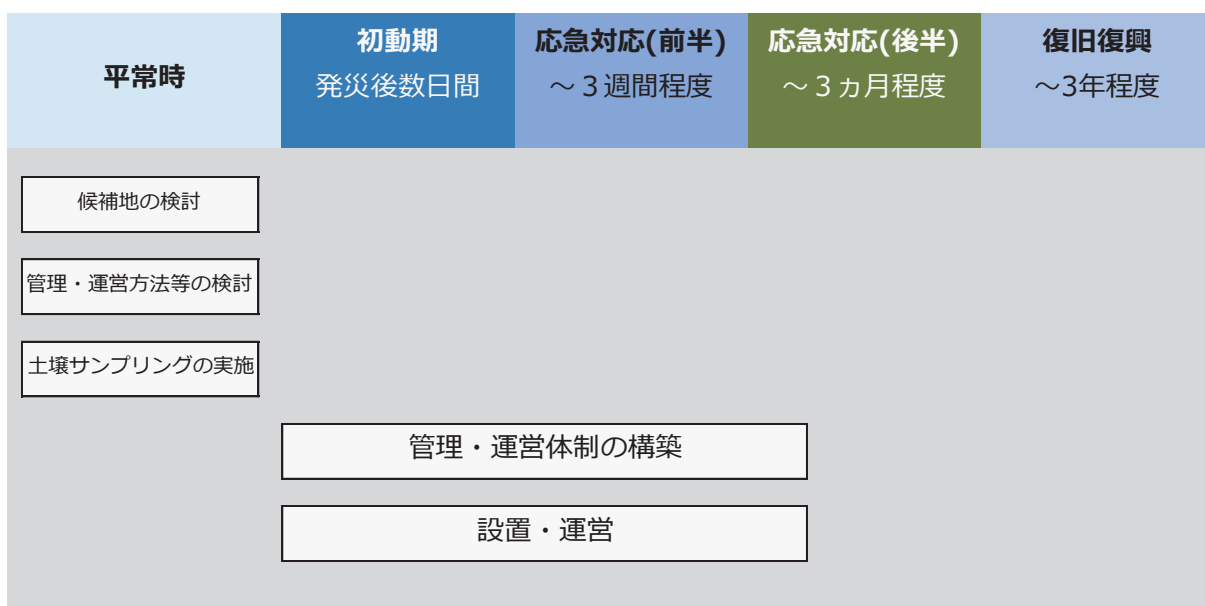
区分	初動期		応急対応(前半)		応急対応(後半)		復旧復興	
	発災直後	~24H	24H~72H	72H~1週間	~3週間	~1ヶ月	~3ヶ月	~3年
応急集積場所								
区民仮置場								
一次仮置場								
二次仮置場								
資源化物一時保管場所								

(4) 仮置場等の類型別 設置等のながれ

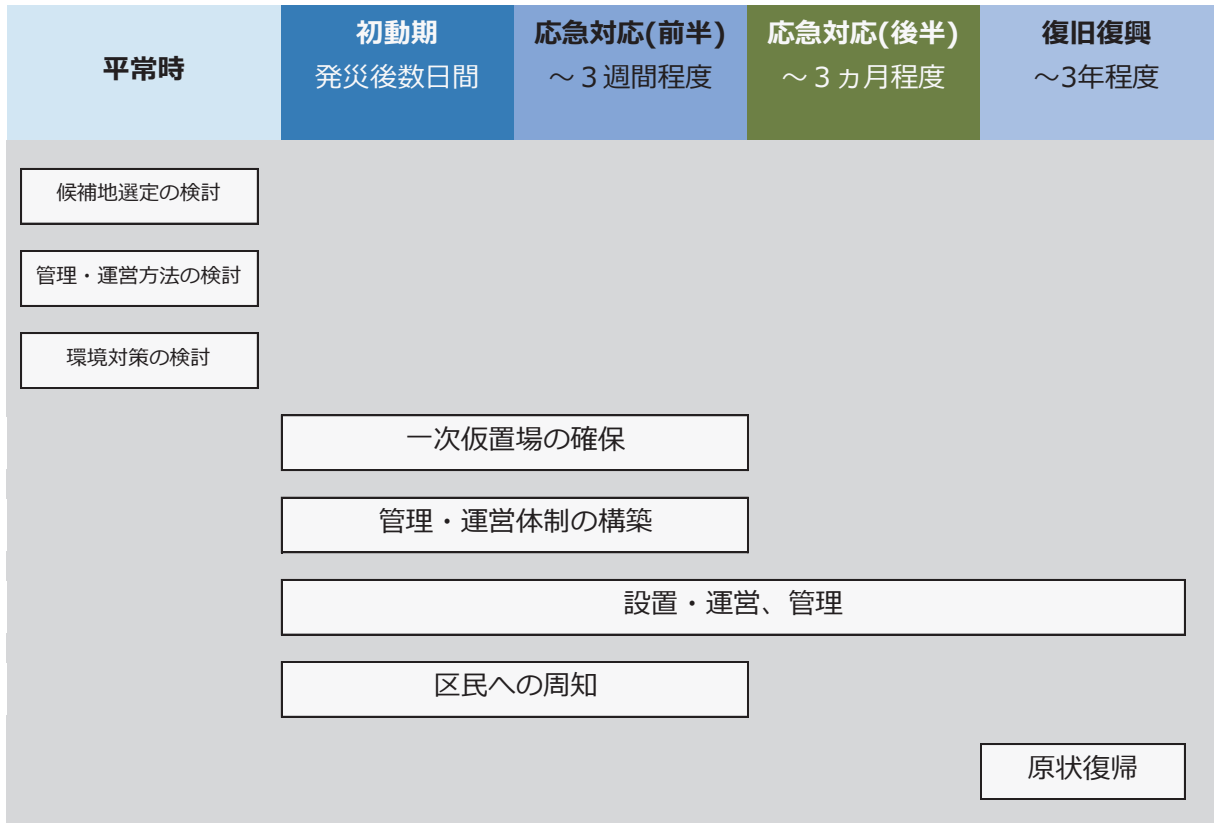
① 応急集積場所



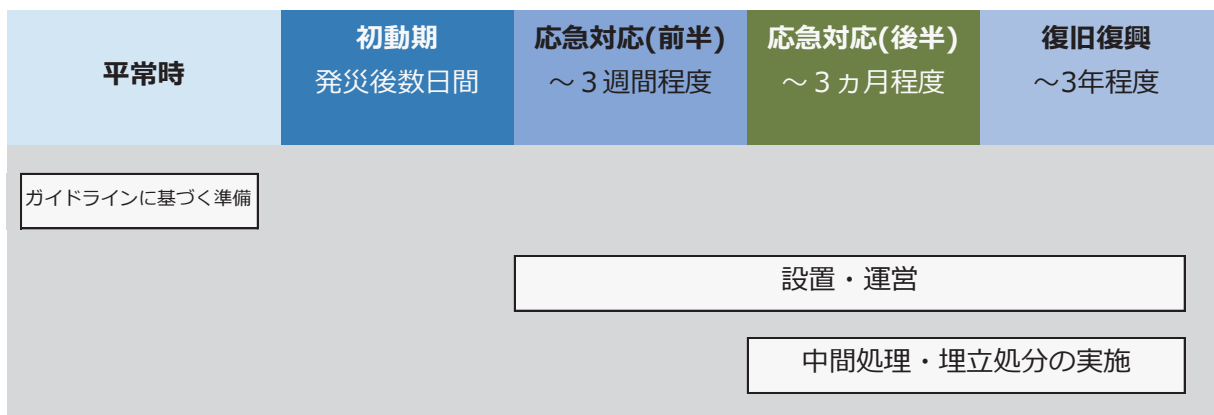
② 区民仮置場



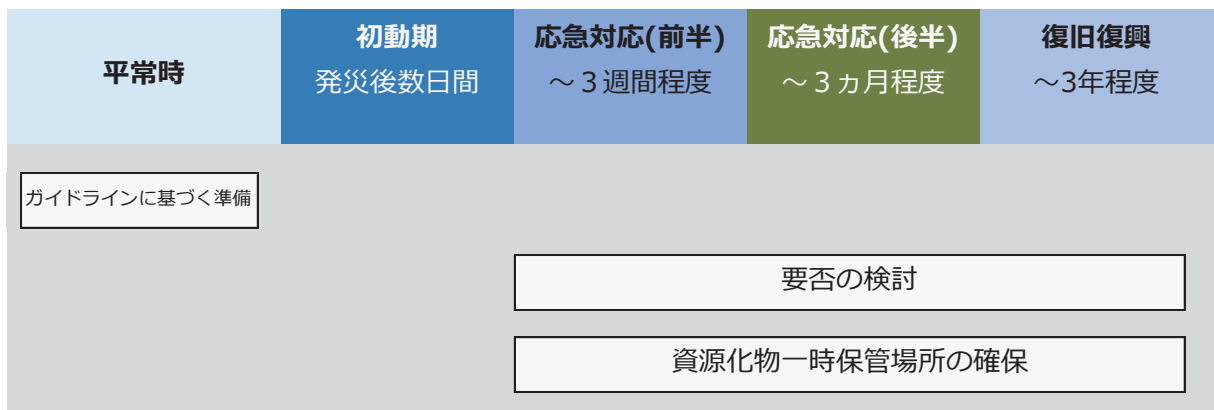
③ 一次仮置場



④ 二次仮置場



⑤ 資源化物一時保管場所



(5) 仮置場等の候補地の検討

各仮置場の候補地を以下の点に留意し検討する。

- ① 仮置場等の設置は公園やグラウンド等の公有地を優先に指定する。
- ② 公有地で不足する場合は私有地も検討する。
- ③ 仮置場等の設置目的により、類型ごとに候補地を検討する。
- ④ 候補地の指定にあたっては、所有者または所管部署との事前調整及び協定締結、賃貸契約等を検討する。
- ⑤ 仮置場等の位置情報は、警察、消防、自衛隊等の関係機関に伝達する。

(6) 仮置場等の管理・運営の検討

各仮置場の管理方法（管理者、降雨等の対策、危険物対策等）、分別（危険物、火災予防措置）について検討する。

(7) 必要な資器材の検討

区(都市整備部及び環境清掃部)は、発災後速やかに、仮置場等に必要な資機材や、運搬に必要な車両、作業要員を確保するため、平常時より仮置場等の類型別に必要な資器材等の抽出とその数量を推計し、調達体制を構築する。必要に応じて、資機材等の調達先との協定締結を検討する。

## 1. 応急集積場所

### 【平常時】

(1) 応急集積場所の確保

- ① 候補地の選定、所有者または所管部署との事前調整及び協定締結等について検討する。
- ② 警察、消防、自衛隊等の救助活動機関への応急集積場所の位置情報の伝達方法を検討する。

(2) 設置・管理方法の検討

管理者（区または民間委託）、降雨等の対策、危険物対策について検討を行う。

(3) 分別方法の検討

危険物（ボンベ、消火器等）の分別方法、火災予防措置の検討を行う。

### 【初動期、応急対応(前半)】

(1) 応急集積場所の設置・管理

- ① 平常時の検討内容に基づき、応急集積場所を設置、管理する。
- ② 救助活動、道路啓開等により処理されるがれきは、主に民有地から発生したものであるため、適切に保管する。
- ③ 応急集積場所へ仮置きされたがれきは、一次仮置場設置後速やかに一次仮置場へ搬出する。

## 2. 区民仮置場

### 【平常時】

#### (1) 区民仮置場の候補地の検討

- ① 壊れた食器や家財道具などの片づけ作業に伴う片づけごみが、大量に排出されることが予想される。片づけごみが生活ごみと混在すると、生活ごみの収集作業に支障をきたすため、生活ごみとの区別を徹底し、区民自らが搬入できる一時的な保管場所として区民仮置場を設置する。
- ② 候補地を、「3-3.(5) 仮置場等の候補地の検討」に基づき検討する。
- ③ 被災者自らが排出することを踏まえ、被害の大きい地域の区立公園を中心に候補地を検討する。

#### (2) その他の検討事項

- ① 管理運営方法（管理者、危険物対策、降雨等の対策、環境対策）を検討する。
- ② 搬入される廃棄物の種類を踏まえ、処理方法や運搬方法に応じた分別案を検討する。

#### (3) 土壌サンプリングの実施

区民仮置場としての用途が終了した後は原状復旧する必要があることから、区民仮置場としての用途開始前に土壌サンプリングを実施する。

### 【初動期、応急対応(前半)】

#### (1) 区民仮置場の管理・運営体制の構築

片づけごみ用の区民仮置場を設置する場合、既存協定等を活用し、仮置場の管理・運営に必要な人員・重機・資器材等を確保する。

#### (2) 設置・運営

- ① 被害状況に応じ、平常時に検討した区民仮置場候補地より設置場所を選定する。
- ② 区民仮置場へ搬入可能な廃棄物の種類に関する看板を設置する。
- ③ 区民仮置場に集積された片づけごみを一次仮置場へ速やかに搬出する。
- ④ 一次仮置場への搬出は、委託を検討する。

### 【応急対応(後半)以降】

- ① 初動期、応急対応（前半）での対応を継続する。
- ② 避難生活を継続しながら自宅の片づけを行う場合も踏まえ、一次仮置場の運営が本格化する発災1ヶ月後までの間は継続して設置する。

## 3. 一次仮置場

### 【平常時】

#### (1) 一次仮置場の候補地

一次仮置場は、豊島区地域防災計画で定められている場所とする。

区内には狭隘な道路が多いため、仮置場までの動線について障害等の有無を確認し、発災時の対応方法を検討する。

## (2)候補地選定に関する課題

首都直下地震による東京都の被害想定によると、豊島区内で約 64 万トンの災害廃棄物が発生し、保管するためには推計 220,130 m<sup>2</sup>の面積が必要となる。

一方、現在、区地域防災計画で指定されている 26 か所の一次仮置場の総面積は 41,194 m<sup>2</sup>であるため、効率的な処理や新たな一次仮置場の検討が必要である。

検討にあたり、以下を留意する。

災害がれき 64 万トンは災害直後に一斉に発生するものではなく、発災後 3 年程度の間に生じると推測されるため、過去の災害などを調査し時間経過ごとの廃棄物発生量や必要な面積を推計する。

また、区地域防災計画で定められた場所で不足する場合は、以下のとおり新たな仮置場の選定を検討する。

- ① 一次仮置場は、東日本大震災や熊本地震の事例から最低 1.0ha 程度の広さを目安とする。
- ② 区地域防災計画で一次仮置場として指定されていない災害時利用可能なオープンスペースの利用も検討する。
- ③ 選定にあたっては、基本的に公有地を対象とするが、必要な場所・面積の確保が困難な場合には、区内の私有地(スポーツ施設、駐車場等)の賃借等も検討する。
- ④ 一次仮置場に仮置きしたがれき等は、一定期間後さらなる分別等の処理を実施する二次仮置場へ搬出する必要があるため、接道条件や敷地内進入路について、10 トンダンプトラック(車両幅 2.5m程度)による搬入出が可能であるかを確認する。
- ⑤ がれきの積み方や場内レイアウト、車両動線を確認する。
- ⑥ 住宅地や医療施設、避難所などとの近接状況を踏まえ、運搬や作業に伴う騒音及び振動等の生活環境への影響に可能な限り配慮して候補地選定を行う。
- ⑦ 発災後は、被災状況の確認や他の利用用途との調整を行ったうえで、一次仮置場として選定する。

## (3)管理・運営方法の検討

- ① 管理・運営を事業者へ委託することを前提に事前調整を行い、関係業界団体と協力協定を締結しておく。
- ② 発災後は指定した仮置場に災害廃棄物を排出するよう区民に周知するが、指定した仮置場以外の場所に集積が行われた場合に、速やかに状況を確認し保全措置を講じられるよう対応を検討する。
- ③ 区の役割を明確化する(運営業務全般の指揮、適切な業務執行の監督、有価物の売却、がれき処理の進捗管理等)
- ④ 発生後の時期に応じた災害廃棄物の発生量を考慮し、一次仮置場への搬入量のシミュレーションを行う。

## (4)環境対策の検討

- ① モニタリングを行う環境項目を検討しておく。
- ② 原状復帰の際に一次仮置場設置前の状況と比較する必要があるため、設置前に行う土壌等のサンプリング方法を検討する。
- ③ 衛生管理、各種対策(火災予防、粉じん飛散防止、水質汚濁・地下水・土壌汚染防止、石綿(アスベスト))の実施方法を検討する。

## 【初動期、応急対応(前半)】

### (1) 一次仮置場の確保

- ① 豊島区地域防災計画で定められている候補地を一次仮置場に指定する。候補地には他の用途が定められている場所もあるため、関係他部と時間軸に応じた利用方法の調整を図る。
- ② 一次仮置場の確保は各区が独自に行うのが原則であるが、区のみでは必要な土地の確保が困難な場合は、東京都環境局一般廃棄物対策課区市町村支援係まで、所有地の貸与を要請する。また、国有地を借りる必要がある場合は、東京都を通じて環境省に要請する。

### (2) 管理・運営体制の構築

- ① 受付、場内案内、分別指導、重機等を用いた廃棄物の山の整地等が必要となることを踏まえ、管理・運営に必要な人員・資器材等を確保する。
- ② 人員・資器材の確保にあたっては、委託産廃協会・建設業協会等への支援要請も検討する他、他自治体職員の応援や区OBへの協力依頼等、あらゆる手段を尽くして管理・運営体制を整える。

### (3) 設置・運営

- ① 一次仮置場における各種調整は区が中心となって行うが、具体的な作業の取り仕切り役の設定は、区と各業界団体とで協議し決定する。
- ② 区は、コンサルタント企業に設計・監理等の支援を求めることを検討する。
- ③ 一次仮置場の設置・運営は、1.建設関係、2.現場管理関係、3.廃棄物処理関係の業務内容を盛り込んだ仕様を設定し、一体として業界団体に委託する。
- ④ 分別区分、場内動線、搬入搬出路を検討した上で開設する。
- ⑤ 動線を確保する（出入口を2箇所設置または動線を時計回りにする、ぬかるみ対策に鉄板を敷設する）
- ⑥ レイアウトは進捗に応じ見直し、改善していく（発災後は片づけごみを中心だが、損壊家屋等の解体後は解体ごみを中心になる）
- ⑦ 区は、一次仮置場の運營業務全般の指揮、適切な業務執行の監督、有価物の売却、がれき処理の進捗管理等を行う。

### (4) 管理

- ① 分別仮置き、保管を徹底するため、場内レイアウトの作成、看板設置等を行う。
- ② 場内の混乱と渋滞を避けるため、場内滞留時間を減らすよう努める（入口管理の円滑化、荷下ろし補助の強化）
- ③ 二次被害を発生させないよう、場内安全指導を徹底する（ヘルメット、マスク、安全靴の着用など）
- ④ 限られた一次仮置場を効率的に使用するために、搬入された廃棄物を速やかに分別し、二次仮置場へ搬出する。
- ⑤ 分別は、以下の基準に基づき行う（23区共通事項）
  - 1.可燃物(置は別にする)、2.木くず、3.不燃物、4.金属くず、5.コンクリートくず、6.アスファルトくず、7.家電、自動車、8.危険物、有害廃棄物(種類ごと分別)、9.上記1～8に分類が困難な混合物※一次仮置場に十分な面積を確保できない場合は、都計画を参考にし、分別を行う。

- ⑥ 廃棄物の混合化を防ぐため、分別指導の徹底や重機によるかさあげを行う。
- ⑦ 保管方法は、以下の基準に基づき行う。
  - 廃棄物の種類ごとに処理先が異なることから、平常時の処理ルートや過去の災害事例等を参考に適正に処理を行う。
  - 廃家電のうち、家電リサイクル法のリサイクルルートに乗せることができる状態のものについては、（一社）家電製品協会等に連絡して引き渡す。家電リサイクル法のリサイクルルートで資源化できない状態のものについては、二次仮置場等で適正に中間処理を行い、金属としての有価売却に努める。
  - 廃自動車等は、所有者への引渡し、各種リサイクル法による再資源化を行なう。「大規模災害により被災した自動車の処理について（経済産業省製造産業局自動車課・国土交通省自動車局自動車情報課・環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室 事務連絡、平成 28 年 4 月 22 日）」等を参考にし、適正に保管・処理を行う。
  - 腐敗性廃棄物を一次仮置場に搬入する際は、関係他部（保健福祉部等）と連携し、害虫・悪臭等の防止のための消石灰・消臭剤の散布を行う。有機性のもは発酵・発熱することで火事を引き起こすことが懸念されるため、廃置等については積み上げ高さを 5m 以下に抑え、可燃系のものと近接して保管しないよう、発熱・発火防止対策を行う。
  - 火災予防のため、1 週間に 1 回程度は仮置場の山を巡回視察する。また、万一火災が発生した場合に備え、初期消火のための消火栓、防火水槽、消火器の設置、作業員に対する消火訓練の実施に努める。
  - 粉じん対策のため、定期的に散水を行う。

(5) 区民への周知

区民への周知については、P61 3-5-1 区民への周知を参照。

**【応急対応(後半)以降】**

一次仮置場の設置・運営、管理については、応急対応(前半)の対応を継続する。

**4. 二次仮置場**

**【平常時】**

二次仮置場の設置、運営は 23 区全体で行い、実務は特別区対策本部が執り行うこととなっている。

特別区は、ガイドラインにおいて、二次仮置場の確保や設置・運営の基本的な考え方、実施手順等の検討や、関係業界団体（建設業界団体、廃棄物処理業者団体）との災害時協力協定の締結に努めている。

区は、ガイドラインのほか、処理スキーム（確定版）や災害廃棄物の共同処理等に関する協定に基づき、必要な準備を行う。

**【初動期、応急対応(前半)】**

(1) 二次仮置場の設置・運営

- ① 広域処理のための積み出しや各区の一次仮置場からの搬入の利便性等を考慮して、特別区内に複数箇所設置する。
- ② 原則として仮設の処理施設及び資源化物一次保管場所を併設する。



- ③ 特別区対策本部の指示により、各区に設置した一次仮置場に保管されたがれきを順次二次仮置場に搬送する。
- ④ 本計画で示した災害がれき 64 万トン は災害直後に一斉に発生するものではなく、発災後 3 年程度の間 に生じると推計されているものである。一次仮置場から二次仮置場への搬出が滞ると仮置場が不足するため、二次仮置場での速やかな受け入れについて運営主体である特別区対策本部に働きかける。
- ⑤ 二次仮置場から処理施設、広域処理の積み出し施設等までがれきを運搬する車両の確保、管理は特別区対策本部において行う。

### 【応急対応(後半)以降】

#### (1) 中間処理、埋立処分の実施

- ① 二次仮置場等に集積された災害廃棄物は、清掃一組の不燃・粗大処理施設や焼却施設、民間処理施設または仮設処理施設において、粉碎、選別、焼却等の中間処理が実施される。中間処理において発生した再資源化できない災害廃棄物(残渣等)は、埋立処分を行う。
- ② 最終処分の実施は、都と特別区が連携して行うため、特別区は、ガイドラインにおいて、最終処分の実施手順等を示しており、都の新海面・中央防波堤外側埋立処分場や一般廃棄物の受け入れが可能な産業廃棄物処分場の活用を検討している。

## 5. 資源化物一時保管場所

### 【平常時】

災害廃棄物処理にあたっては、埋立処分量削減のため可能な限り再資源化することが求められる。民間処理施設で処理された資源化物は、引取り先業者に引渡すまでの間は処理業者の施設内で保管するが、保管可能な量を超えることにより円滑ながれき処理に支障を生じる場合は、特別区対策本部は特別区内に資源化物一時保管場所を設置することになっている。

資源化物一時保管場所の確保及びその管理・運営は、特別区が連携して行うため、特別区はガイドラインにおいて、資源化物一時保管場所の確保や再資源化の実施手順等を検討している。

区(環境清掃部)は、ガイドラインのほか、処理スキーム(確定版)や災害廃棄物の共同処理等に関する協定に基づき、必要な準備を行うとともに、民間処理施設で処理された資源化物をできる限り速やかに資源化物の引取り先業者に引き渡せるように業者の確保に努める。

### 【初動期、応急対応(前半)】

#### (1) 資源化物一時保管場所の要否の検討

特別区対策本部において、民間処理施設における処理済の資源化物の滞留状況を基に、資源化物一時保管場所の必要性の有無を検討する。

#### (2) 資源化物一時保管場所の確保

- ① 資源化物一時保管場所は原則として二次仮置場に設置する。
- ② 特別区対策本部は、二次仮置場を設置する場合は、資源化物一時保管場所の併設を前提に検討する。
- ③ 資源化物一時保管場所を設置する際の住民説明は、特別区対策本部及び区が行う。

### 【応急対応(後半)以降】

初動期、応急対応（前半）での対応を継続する。

## 6. 仮置場等の原状復帰

### 【平常時】

仮置場等の閉鎖時には、土壌分析を行うなど、土地の安全性を確認する必要がある。区は仮置場等における土壌調査等環境測定の実施手順について検討する。また、区民仮置場の閉鎖に伴う区民への周知方法や、区民仮置場閉鎖後に排出されたがれきの処理方法について検討する。

### 【応急対応(後半)以降】

仮置場等を閉鎖する場合は、平常時の検討内容に従い対応する。

## 7. 環境対策・環境モニタリング・火災対策

### 【平常時】

#### (1) 平常時の対応

- ① 環境モニタリングが必要な場所を認識し、検討した処理方法を前提に、どのような環境項目について配慮する必要があるのか把握する。
- ② 環境モニタリングの項目は、下記の資料を参照する。
  - 災害廃棄物分別・処理実務マニュアル（一般社団法人廃棄物資源循環学会編著）
  - 災害廃棄物対策指針技術資料「1-14-7 環境対策、モニタリング、火災防止対策」

#### 環境影響と環境保全対策

影響項目	環境影響	対策例
大気	①撤去等、仮置場作業における粉じんの飛散 ②石綿含有廃棄物等（建材等）の保管・処理による飛散 ③災害廃棄物等の保管による有害ガス、可燃性ガスの発生	①定期的な散水の実施 ②保管、選別、処理装置への屋根の設置 ③周囲への飛散防止ネットの設置 ④フレコンバッグへの保管 ⑤搬入路の鉄板敷設等による粉じんの発生抑制 ⑥運搬車両の退出時のタイヤ洗浄 ⑦収集時分別や目視による石綿分別の徹底 ⑧作業環境、敷地境界での石綿の測定監視 ⑨仮置場の積上げ高さ制限、危険物分別による可燃性ガス発生や火災発生の抑制
騒音・振動	①撤去等処理作業に伴う騒音・振動 ②仮置場への搬入、搬出車両の通行による騒音・振動	①低騒音・低振動の機械、重機の使用 ②処理装置の周囲等に防音シートを設置
土壌等	災害廃棄物から周辺土壌への有害物質等の漏出	①敷地内に遮水シートを敷設 ②PCB等の有害物質や有害物質含有廃棄物の分別保管

臭気	災害廃棄物からの臭気	①腐敗性廃棄物の優先的な処理 ②消臭剤、脱臭剤、防虫剤の散布、シートによる被覆等
水質	災害廃棄物に含まれる汚染物質の降雨等による公共水域への流出	①敷地内に遮水シートを敷設 ②敷地内で発生する排水、雨水の処理 ③水溜りを埋めて腐敗防止

(出典：災害廃棄物対策指針技術資料「環境対策、モニタリング、火災防止対策」)

### 【初動期、応急対応(前半)】

#### (1) 環境モニタリングの実施

- ① 生活環境への影響を防止するために、仮置場内または近傍において、可能な範囲で大気室、騒音・振動、土壌、臭気、水質等の環境モニタリングを行い、区民へ情報提供する。
- ② 一般大気中の石綿測定の実施は特に重要であるため、発災後、可能な限り早い段階で行う。
- ③ 石綿測定に当たっては、環境省が策定した「災害時における石綿飛散防止に係る取り扱いマニュアル（改定版）（平成 29 年 9 月）」を参照する。

#### (2) 悪臭及び害虫発生の防止

- ① 腐敗性廃棄物を優先的に処理し、消石灰等を散布するなど害虫の発生を防止する。
- ② 仮置場などにおいて悪臭や害虫が発生した場合には、消臭剤や脱臭剤、殺虫剤の散布、シートによる被覆等の対応を検討する。
- ③ 薬剤の散布に当たっては、専門機関に相談の上で実施する。

#### (3) 仮置場の火災対策

- ① 災害廃棄物の積み上げ高さの制限、散水の実施、堆積物の切り返しによる放熱などを実施するとともに、定期的に温度監視や可燃性ガスの濃度の測定を行う。
- ② 万一火災が発生した場合に備え、初期消火のための消火栓、防火水槽、消火器の設置、作業員による消火訓練の実施に努める。
- ③ 万一火災が発生した場合は、消防と連携し、迅速な消火活動を行う。

### 【応急対応(後半)以降】

応急対応(前半)での対応を継続する。

### 3-4-1. 有害物質や有害物質含有廃棄物等、その他適正処理困難物

(1) 基本方針

災害時には、建物損壊等により有害・危険製品から有害廃棄物や適正処理困難廃棄物が漏洩する危険がある。また、災害廃棄物に混入すると、その処理に支障をきたすことになる。

有害廃棄物のうち、事業系の一般廃棄物及び産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む）に該当するものは、事業者の責任において処理することを原則とし、家庭系の一般廃棄物に該当するものは適切に処理することが必要である。

主な適正処理困難物、有害・危険製品

区分	品目
適正処理が困難な物	廃タイヤ類、廃家電、廃自動車等・廃船舶、漁具・漁網、石膏ボード（有害物質を含まないもの）
有害性物質を含む物	廃農薬、殺虫剤、その他薬品（家庭薬品でないもの） 塗料、ペンキ、廃蛍光灯、水銀温度計、廃電池類（密閉型蓄電池、ニッケル・カドミウム電池、ボタン電池、カーバッテリー）、石膏ボード（有害物質を含むもの）、石綿含有建材、PCB含有電気機器等、フロンガス
危険性があるもの	灯油、ガソリン、エンジンオイル、有機溶剤（シンナー等）、高圧ガスボンベ、カセットボンベ・スプレー缶、消火器
腐敗性があるもの	水産物、食品類、飼料・肥料原料、畜産物
感染性廃棄物（家庭）	使用済み注射器針、使い捨て注射器等

（出典：災害廃棄物処分・処理実務マニュアル 廃棄物資源循環学会 編著）

#### 【平常時】

(1) 平常時の対応

- ① 有害物質の保管場所等についてP R T R（化学物質排出移動量届出制度）等の情報を収集し、あらかじめ地図などで把握する。
- ② 有害性・危険性廃棄物の撤去、保管、運送、処分の過程における取り扱い方法、業者引き取りルートを整理し、平常時から職員・事業者へ教育訓練する。
- ③ 石綿（アスベスト）を使用した建物について、届出に基づき把握し指導・監督を行う。

#### 【初動期、応急対応(前半)】

(1) 有害物質や有害物質含有廃棄物等を取扱う施設の被害状況の把握

- ① 毒物・劇物等その他有害物質を取扱う施設や保管施設、有害物質や有害物質含有廃棄物の処理・処分施設等の被災状況を把握し、周辺環境や生活環境への影響等を早急に把握する。

- ② 周辺環境や生活環境への影響が生じるおそれがある場合は、住民・事業者に対して早急に周知・広報を行う。

(2) 被災した有害物質取扱い施設における有害物質の処理責任

- ① 有害物質の取扱い事業者は、東京都の環境確保条例または毒物及び劇物取締法等の関係法令により、緊急時の応急措置が義務付けられている。
- ② 止むを得ない事情により事業者が自ら処理をすることができない場合には、事業者（被災等により事業者の意志が確認できない場合は、遺族や破産管財人等）の意志を確認したうえで区が有害物質の処理を行う。
- ③ 区が処理を行う際は、事業者または東京消防庁等の機関による応急処置が完了し、安全が確保されてから作業を実施する。
- ④ 区が有害物質の処理を行う場合は、災対環境清掃部は、災対衛生部や所轄する消防署とも連携を図り、その事業者が平常時処理をしているルートを使用し処理を行うことを原則とする。
- ⑤ 事業者が平常時処理をしているルートが使用できない場合は、災対環境清掃部は、東京都産業廃棄物協会に廃油、廃酸、廃アルカリ等の産業廃棄物処分業者を照会し、有害物質の処理ができる業者を選定する。処分業者が産業廃棄物の収集運搬業の許可を有していない場合は、適正な廃棄物処理を確保するために処分業者が通常使用している産業廃棄物の収集運搬業者を使用することが望ましい。

(3) 有害物質や有害物質含有廃棄物等の優先的な回収

- ① 仮置場に搬入する際は、その土地や周辺環境に影響を及ぼさないよう、適切に飛散・漏洩防止策を講じる。
- ② 国・都が発出する通知や事務連絡、関係団体が提供する情報等を参考に適切に対処する。
- ③ 生活環境保全上の支障が生じる又は生じるおそれがあるような場合には、有害物質や有害物質含有廃棄物等の優先的な回収を行う。特に以下に示す廃棄物は、爆発・火災等の事故や労働災害等の危険性が高いほか、周辺環境・生活環境汚染の危険性が高いことから、優先的に回収を行う。

**適正処理困難物の処理方法**

品目等		収集方法	処理方法
P C B	高濃度	中間貯蔵・環境安全事業(株)(JESCO)へ搬送・処理	無害化处理
	低濃度	廃棄物の種類に応じて、無害化处理認定事業者または都道府県知事許可業者と契約して搬送・処理	無害化处理
石綿含有廃棄物 (アスベスト)		プラスチックバッグやフレコンバッグで、二重梱包や固化により回収	最終処分場で埋立処分または溶解による無害化处理
消火器		(一社)消火器工業会「消火器回収システム」加盟販売店にて処理業者を聴取後、引き渡し	リサイクル

廃農薬、殺虫剤、その他 薬品(家庭薬品ではない もの)	販売店、メーカーに回収依 頼/廃棄物処理許可業者に回 収・処理依頼	中和、焼却	
塗料、ペンキ	販売店、メーカーに回収依 頼/廃棄物処理許可業者に回 収・処理依頼	焼却	
廃乾電 池	ニカド電池、ニ ッケル水素電 池、リチウムイ オン電池	区施設の回収箱へ	破碎、選別、リサイク ル
	ボタン電池	区施設の回収箱へ	破碎、選別、リサイク ル
	カーバッテリー	リサイクルを実施している カー用品店・ガソリンスタ ンドへ	破碎、選別、リサイク ル(金属回収)
廃蛍光灯	区施設等での回収	破碎、選別、リサイク ル(カレット、水銀回 収)	
灯油、ガソリン、エンジ ンオイル	購入店、ガソリンスタンド へ	焼却、リサイクル	
有機溶剤(シンナー等)	販売店、メーカーに回収依 頼/廃棄物処理許可業者に回 収・処理依頼	焼却	
ガスボンベ	引取販売店への返却依頼	再利用、リサイクル	
カセットボンベ・スプレ ー缶	使い切ってから排出する場 合、不燃ごみとして排出	破碎	

#### (4) がれき処理における有害物質に対する留意事項

- ① 倒壊建物のがれき処理や倒壊の危険性のある建物の解体に際しては、所管部署は当該建物の建築年及び建物内の有害物質や危険物の有無について、所有者に聞き取る。所有者から情報を得られない場合は、近隣住民や災対環境清掃部、災対都市整備部、災対衛生部、管轄する消防署より情報収集する。
- ② 当該建物内に有害物質や危険物の存在が確認された場合は、請負業者に対して、詳細な有害物質または危険物の状況を情報提供し、二次災害防止対策を的確に行う。
- ③ 倒壊建物のがれき処理や倒壊の危険性のある建物の解体において、当該建物内に石綿（アスベスト）やPCB等の有害物質や医薬品等がある場合は、所管部署は災対環境清掃部、災対衛生部と連携を図り適切な処理を行う。

#### (5) 近隣住民の安全確保・広報

- ① 災対環境清掃部と災対衛生部で連携を図るとともに、東京都環境局の指導及び警察、消防、自衛隊等関係機関の協力を得て行う必要がある。
- ② 近隣住民への広報は、不要な混乱を招かぬよう、企画広報部と連携を図り、適切な時期に行う。

## 【応急対応(後半)以降】

施設の被害状況の把握以外は、初動期、応急対応（前半）の対応を継続する。

## 【関係他部の役割】

総務部、保健福祉部（危険物等の対策）・・・区地域防災計画 P130～P133 参照。

## 3-4-2. し尿の処理

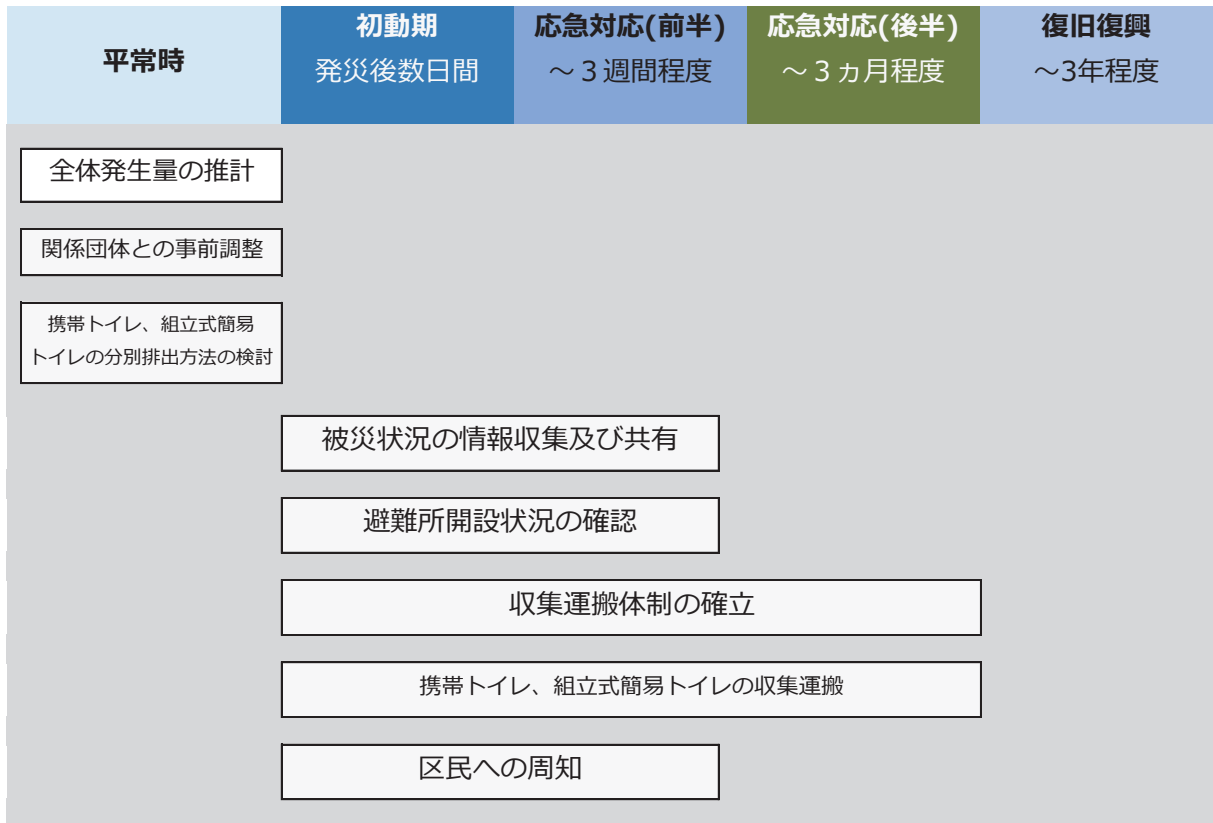
### (1) 基本方針

- ① 発災によって断水が発生した場合でも、下水道が使用できかつ排水用の生活用水を確保できるときは、避難所の既設の水洗トイレを優先的に使用する。
- ② 通常の水洗トイレの使用に支障が生じた場合は、下記の対応を原則とする。
  - 下水道処理の優先
    - 以下の点より、し尿処理は下水道用マンホール直結型仮設トイレによる下水道処理を優先し、区内全域における需要見込みを踏まえた下水道用マンホール直結型仮設トイレの整備等バキューム車利用の抑制につながる対策を検討していく。
      - 特別区内は下水道普及率が高くバキューム車の確保が困難である。
      - し尿のほとんどは水分であり、安定的な処理のためには、清掃工場で焼却処理できる携帯トイレ等により排出されたし尿の量には限界がある。
      - 最終処分場には未処理の廃棄物は持ち込みができない。
  - 携帯トイレの焼却処理
    - 携帯トイレ・組立式簡易トイレによって排出されるし尿は清掃工場において焼却処理を行うが、携帯トイレ等に含まれるし尿の水分量を減らし安定的な焼却処理を行うため、携帯トイレ・組立式簡易トイレはできるだけ排便時に使用する。また、排尿時は固形化せず別途容器で一時保管し、その後汚水として下水道に排水するなどの方法を検討する。



下水道用マンホール直結型仮設トイレ  
(出典：特別区災害廃棄物処理対策ガイドライン)

(2) し尿の処理のながれ



**【平常時】**

(1) 全体発生量の推計

災害時のし尿発生量は、約 195,730 ℓ/日と推計される。

算出方法は 1-6「被害想定に基づく災害廃棄物発生量推計」を参照。

(2) 関係団体との事前調整

以下の資器材が必要となるため、協定締結先に対し協力要請を行う。

- ① 下水道用マンホール直結型仮設トイレと組立式簡易トイレ等を使用した場合、これらで一日に処理できるし尿の量が避難所で発生するし尿の量を上回っているため、汚物処理剤で固めて焼却処理が可能であり、バキューム車での処理は不要である。これらのし尿ごみを平ボディ車で運搬することを想定した場合、平ボディ車(2トン)の必要台数は 20 台/日である。
- ② 避難所に下水道用マンホール直結型ではない仮設トイレを設置した場合、区の避難所で発生するし尿 195,730 ℓ/日をバキューム車で収集し、区内の指定マンホールに投入することを想定した場合、バキューム車(3トン)の必要台数は 22 台/日である。

(3) 携帯トイレ、組立式簡易トイレの分別排出方法の検討

避難所や各家庭で使用されることが想定される携帯トイレ、組立式簡易トイレは、汚物処理剤で固めるタイプのものであり、焼却処理することができるが、一度に大量のし尿ごみを焼却すると、水分を多く含み焼却施設に負荷がかかり安定的な焼却を行うことができないため、通常の可燃ごみとは分別して収集する必要がある。

また、汚物処理剤で固めたものを長期間放置すると固化し焼却処理が困難になるため、早期に収集・運搬する必要がある。

これらを踏まえ区（環境清掃部）は、携帯トイレ、組立式簡易トイレの分別排出方法について、平常時より区民に周知する。



区民への周知については、P61 3-5-1 区民への周知を参照。

## 【初動期、応急対応(前半)】

### (1) 被災状況の情報収集及び共有

- ① 区災害対策本部の情報から、道路の被害・障害物等の状況、道路啓開の進捗状況、道路の復旧状況、交通状況を確認する。
- ② 都下水道事務所、水再生センターとの連絡体制を確保し、下水道の被害状況に関する情報について相互に提供する。
- ③ 初動本部より、清掃一組関連施設（清掃工場、清掃一組し尿処理施設）、民間し尿処理施設の被災状況を収集する。

### (2) 避難所開設状況の確認

- ① 区災害対策本部を通じて、各避難所の避難者数、避難所におけるライフラインの被害状況、仮設トイレの設置状況を把握する。
- ② 避難所周辺の下水道用マンホール直結型仮設トイレ設置可能入孔（マンホール）の被災状況を確認する。

### (3) 収集運搬体制の確立

- ① し尿処理は原則として下水道処理を優先し、下水道での処理ができない場合に限り、バキューム車等による収集運搬を行う。
- ② 災対環境清掃部は、協定締結先との連絡手段を確保し、収集運搬車両の被災状況を確認した上で、協力が可能な場合にはし尿収集・運搬等の車両の派遣要請を行う。
- ③ 災害時に災害対策基本法等に基づく交通規制が実施された場合は、一般車両の通行が規制されるため、警視庁で緊急通行車両の届出を行う。
- ④ 協定締結団体からの調達のみでは収集運搬車両を確保できない場合には、災対環境清掃部は、都へ応援要請を行う。なお、要請が不要ない場合もその旨を都へ連絡する。
- ⑤ 都への要請内容は、以下のとおりとする。
  - バキューム車の支援（1日の必要台数及び支援期間）
  - 携帯トイレ等回収車両の支援（1日の必要台数及び支援期間）
  - 便槽型仮設トイレの支援（必要基数及び支援期間）
  - トイレットペーパー等消耗品の支援（必要量）

### (4) 携帯トイレ、組立式簡易トイレの収集運搬

- ① 避難所における生活環境・公衆衛生を確保するため、携帯トイレ、組立式簡易トイレの保管方法や回収頻度を設定し、定期的に収集運搬できる体制を構築する。
- ② 運搬に使用する車両は平ボディ車またはダンプ車とし、パッカー車は使用しない。
- ③ 荷下ろしにあたっては、作業員の安全・衛生面に配慮した方法で行う。
- ④ 他のごみと区別するため、車両のダッシュボード上にごみ種別及び区名を表示する。
- ⑤ 手降ろしでの作業は、飛散防止のため丁寧に扱う。
- ⑥ 清掃一組施設に搬入する場合、初動本部または特別区対策本部に、毎日指定時刻までに施設ごとの翌日以降分の搬入予定量（日量）を連絡する。
- ⑦ 通常時におけるごみの水分量は平均 40%程度であり、安定的な焼却を行うためにし尿を含めた搬入物の水分量を平均 44%程度に収めることが望ましい。このため焼却

能力400トンの炉に対し、携帯トイレ、組立式簡易トイレの搬入量を27トン程度に抑えることを目安とする。

- ⑧ 事業所から排出される携帯トイレについては、避難所から排出されるものと同様に収集運搬を行うことを検討する。その場合は、廃棄物処理手数料の徴収の有無についても検討する。

(5) 区民への周知

区民への周知については、P61 3-5-1 区民への周知を参照。

**【応急対応(後半)以降】**

(1) 収集運搬体制の確立、携帯トイレ、組立式簡易トイレの収集運搬

応急対応（前半）における対応を継続する。避難所の閉鎖に伴い、平常時のし尿収集運搬体制に移行していく。

**【関係他部の役割】**

総務部、都市整備部、教育部（トイレの確保及びし尿処理）

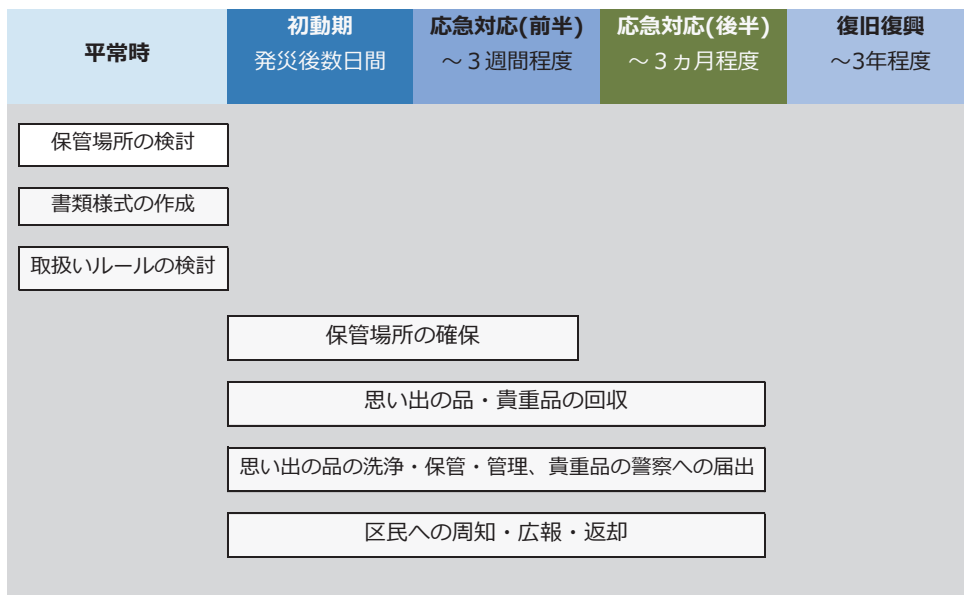
・・・区地域防災計画 P181～P183 参照。

**3-4-3 思い出の品・貴重品**

(1) 基本方針

損壊家屋等の解体撤去時など、災害がれきを撤去する際には、所有者等の個人にとって価値が認められるもの（思い出の品）や貴重品を取り扱うことがある。思い出の品については、廃棄せず区の施設等を確保して、ボランティア等の協力を得ながら整理・保管し、可能な限り所有者に引き渡す。また、所有者が不明な貴重品については速やかに警察に届け出る。

(2) 思い出の品・貴重品のながれ



## 【平常時】

### (1) 平常時の対応

- ① 予定していた保管場所については、発災後に施設の被災やその他の業務等に使用されることにより、使用できないことが考えられるため、保管場所を複数箇所は検討しておく。
- ② 貴重品は警察へ届け出る必要があるため、あらかじめ必要な書類様式を作成する。
- ③ 損壊家屋等の撤去等にあたっては、所有者や相続人等の立会いが得られない場合も想定される。したがって、思い出の品や貴重品を取扱う必要があることを前提として、下記の取扱いルール（例）を参考にルールを検討する。

#### 思い出の品・貴重品の取扱いルール（例）

定義	思い出の品（アルバム、写真、位牌、賞状、手帳等）、貴重品（金庫、財布、通帳、印鑑、キャッシュカード、貴金属等）
持ち主の確認方法	公共施設で保管・閲覧し、申告により確認する方法。 思い出の品と貴重品で確認方法が異なることに留意する。
回収方法	地震等の災害によって発生する廃棄物の撤去現場で発見された場合は、その都度回収する。または住民・ボランティアの持込みによって回収する。
保管方法	泥や土が付着している場合は洗浄して保管
返却方法	基本は面会引き渡しとする。本人確認ができる場合は郵送引き渡し可。

## 【初動期、応急対応(前半)】

### (1) 保管場所の確保

発災直後は回収量が大幅に増えることが想定されるため、早急に保管場所を確保する。

### (2) 思い出の品・貴重品の回収

貴重品の回収にあたっては、遺失物法等の関連法令での手続き等に基づき警察に届ける。

### (3) 思い出の品の洗浄・保管・管理

- ① 泥や土などが付着しているものは洗浄して保管する。
- ② 個人情報の取り扱いに配慮しながら保管する。
- ③ 発見場所、品目等が分かるリストを作成するなど、効率的に管理する。
- ④ 廃棄物と混同しないような措置を行い、保護・保全に努める。

### (4) 区民への周知・広報・返却

区民への周知については、P61 3-5-1 区民への周知を参照。

## 【応急対応(後半)以降】

### (1) 思い出の品・貴重品の回収

応急対応（前半）における対応を継続する。

### (2) 思い出の品の洗浄・保管・管理、貴重品の警察への届出

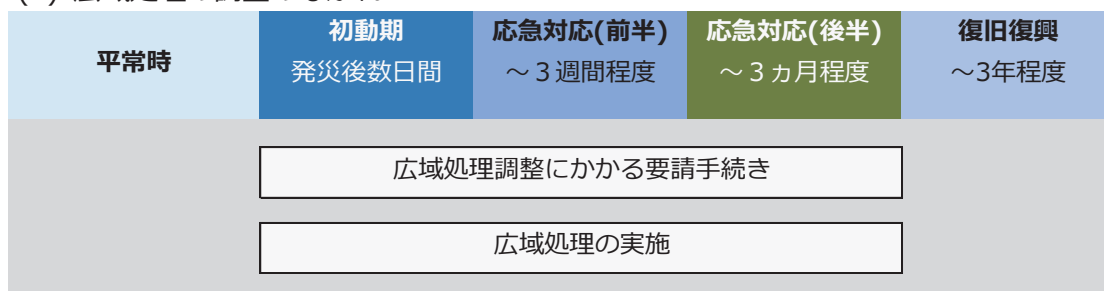
時間の経過とともに、写真等の傷みやカビ等の発生が考えられるため、清潔な保管を心掛ける。

### 3-4-4 広域処理の調整

#### (1) 基本方針

- ① 速やかながれき処理を進めるため、東京都とも連携し広域処理を念頭においた処理計画を立てる。
- ② 広域処理を行う場合の調整等の事務処理は、地方自治法に基づき東京都に事務委託して行う。
- ③ 広域処理を行う場合には、特別区内から発生するがれきを一体として行う。

#### (2) 広域処理の調整のながれ



#### 【初動期、応急対応(前半)】

##### (1) 広域処理調整にかかる要請手続き

- ① 特別区対策本部において特別区全体でのがれきの発生量、既存の廃棄物処理施設の処理能力、がれき処理終了までの期間の見込み等を総合的に検討した上で、東京都への広域処理に関する要請の要否を検討する。
- ② 特別区対策本部において東京都への広域処理の調整に関する要請が必要と判断された場合には、区長会において審議する。
- ③ 区長会の判断に基づき、区は協議書及び規約を作成し、東京都と事務委託の協議を行う。なお、規約はどの災害廃棄物にも対応できる包括的な内容とし、詳細は別途協議により対応する。
- ④ 規約は区長の専決処分による対応が可能であるが、専決処分で規約を定めて東京都に事務委託の協議を行った場合は、後日議会に報告し承認を得る。
- ⑤ 東京都の手続きが完了し、災害廃棄物の委託範囲等の別途協議が整った日以降から事務委託が開始される。なお、区からの委託要望は別途協議の追加により対応することが可能である。

##### (2) 広域処理の実施

- ① 東京都の調整により受入先自治体・受入量・受入品目、受け入れに当たったの条件、受入期間等が決定したら、特別区対策本部を通じて情報共有する。
- ② 広域処理の円滑な実施のため、区は必要な情報を速やかに収集・整理し、特別区対策本部を通じて東京都に提供する。

#### 【応急対応(後半)以降】

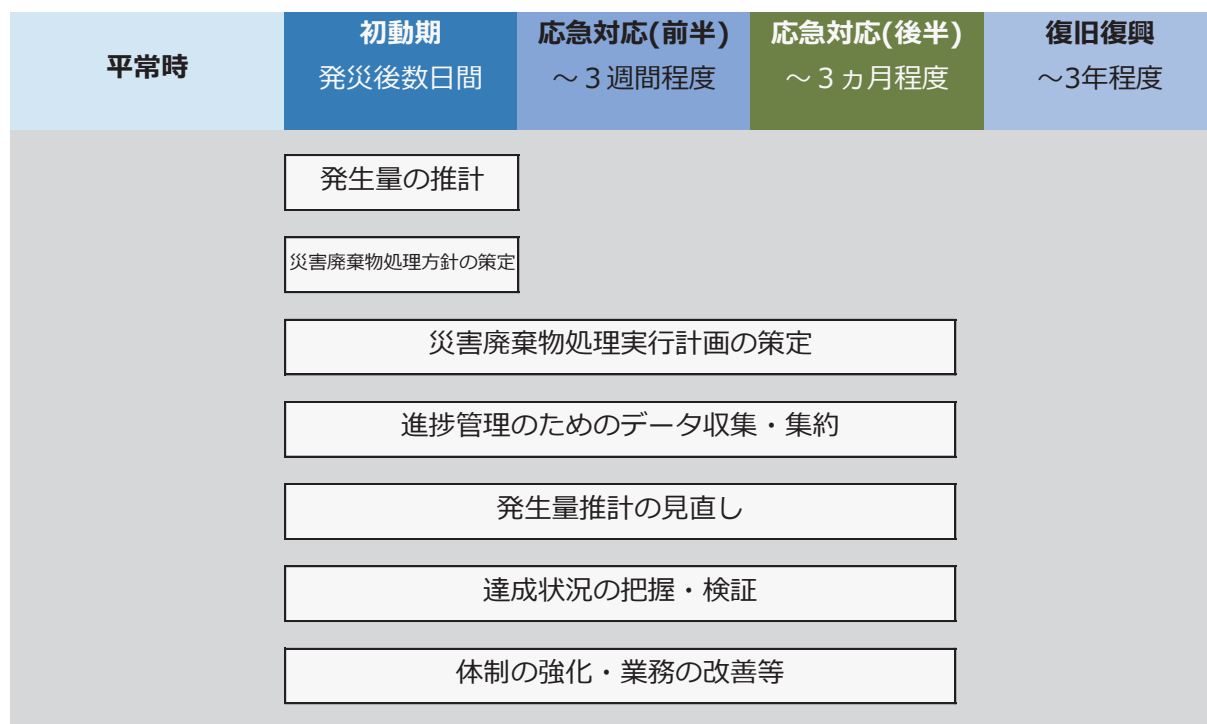
応急対応(前半)の対応を継続する。

### 3-4-5 進捗管理

#### (1) 基本方針

- ① 発災後、災害の規模や被災状況等を踏まえ、必要に応じ災害廃棄物処理実行計画を策定する。
- ② 災害廃棄物の処理状況、業務の達成状況、人材、資機材、仮置場や処理施設等の状況を把握し進捗管理を行う。
- ③ 短期的な目標を設定し、逐次その達成状況を把握、検証しながら業務の改善を図る。
- ④ 把握した情報は、区災害対策本部へ報告するほか、特別区対策本部、東京都へ報告する。

#### (2) 進捗管理のながれ



#### 【初動期、応急対応(前半)】

##### (1) 発生量の推計

- ① 応急危険度判定結果、罹災証明の発行状況、仮置場への搬入量、実被害の状況等を踏まえ、発生量の推計を行う。
- ② より正確に被害状況を把握し、推計精度の向上を図る。

##### (2) 災害廃棄物処理方針の策定

- ① 災害廃棄物の発生量推計を踏まえ、必要に応じ、以下の内容（例）を含む災害廃棄物処理方針を策定する

##### 災害廃棄物処理方針に記載する事項(例)

- ① 処理方針策定の目的
- ② 豊島区の被害状況
- ③ 予想される処理対象災害廃棄物量
- ④ 災害廃棄物処理の考え方
- 処理の優先順位

- 一次仮置場の早期開設と搬入
- 処理期間
- 自区内処理・広域処理の方針
- 運搬手段
- 再資源化
- 分別方法
- 処理業者の選定
- 搬出先
- 健康及び環境配慮
- 経費の節減
- 災害廃棄物処理実行計画の策定(災害の規模に応じて必要に応じ策定)
- 特別区対策本部との連携

② 策定した災害廃棄物処理方針を東京都及び特別区対策本部に提出し、情報共有を図る。

### (3) 災害廃棄物処理実行計画の策定

① 災害廃棄物の発生量推計や災害廃棄物処理方針を踏まえ、必要に応じ、以下の内容(例)を含む災害廃棄物処理実行計画を策定する。

#### 災害廃棄物処理実行計画に記載する事項(例)

##### ①計画の基本的事項

- 災害廃棄物処理実行計画策定の目的
- 計画の位置づけ
- 役割分担
- 基本方針
- 被災状況及び処理見込み量
- 分別及び処理方法
- 処理期間

##### ②処理計画

- 集積計画
  - (1)応急集積場所の設置(設置する場合)
  - (2)区民仮置場の設置(設置する場合)
  - (3)一次仮置場の設置
- 運搬計画
- 受入基準
- 作業計画
  - (1)運搬業務
- 実施スケジュール
- 計画の見直し
- 処理フロー

② 災害廃棄物処理実行計画の策定において、処理の目標を設定する際は、被害状況、災害時の廃棄物の種類や量、過去の事例を参照しながらその性状に応じて、損壊家屋等の撤去等から処理・処分、再生利用までの工程ごとに対応期間の目標を設定する。

(4) 進捗管理のためのデータ収集・集約

- ① 下表「進捗管理項目および頻度等」に示す情報を定期的に収集・集約し、庁内で共有するほか、東京都及び特別区対策本部とも共有する。
- ② 特に「災害等廃棄物処理事業費国庫補助金」を活用して処理する際は、災害査定のための根拠資料・記録・写真等が必要となることから、写真等による記録を必ず行う。

(5) 発生量推計の見直し

- ① 進捗管理のために収集・集約したデータをもとに、必要に応じ、発生量推計を見直し制度向上を図る。

(6) 達成状況の把握・検証

- ① 災害廃棄物処理実行計画策定時に設定した処理工程ごとに進捗管理を行い、達成状況を把握する。
- ② 処理スケジュールの遅れに影響を及ぼすようなことが生じた場合は、原因や対策について検討し、災対環境清掃部内で情報共有し、適切に対処する。

(7) 体制の強化・業務の改善等

- ① 処理スケジュールに遅れが見られる場合、災対総務部と調整し体制強化を図るとともに、やむを得ない場合は処理スケジュールの見直しを行う。

進捗管理項目および頻度等

進捗管理実施項目		進捗管理頻度等
全体管理	家屋損壊棟数（全壊・半壊・火災など）	随時
	撤去等の実施棟数（構造別）	随時
	災害廃棄物等の発生量（種類別）	随時
	被災現場	随時
	処理見込み量（種類別）	随時
	処理済み量（種類別）	随時
	撤去等の申請、許認可、補助金等の手続き	手続きの進捗に合わせて記録・管理
災害廃棄物 処理施設管理	搬入量	毎日(処理期間中)
	処理済み量	毎日(処理期間中)
	事業関連データ(稼働人員、使用資器材等)	毎日(処理期間中)
	設置箇所（区民仮置場、一次仮置場別）	増加・減少時
	搬入量	毎日(処理期間中)
	搬出量	毎日(処理期間中)
	搬入出車両台数（車両種別）	毎日(処理期間中)
	事業関連データ（稼働人員（役割別）、使用資機材等）	毎日(処理期間中)
受援	支援主体	支援開始・終了、その他支援内容等に変更があったとき
	支援内容	

## 【応急対応(後半)以降】

(3)災害廃棄物処理実行計画の策定、(4)進捗管理のためのデータ収集・集約、(5)発生量推計の見直し、(6)達成状況の把握・検証、(7)体制の強化・業務の改善等  
応急対応(前半)の対応を継続する。

### 3-5. その他の事項

#### 3-5-1 区民への周知

##### (1) 基本的事項

- ① 災害廃棄物を適正に処理する上で、区民の理解や協力は欠かせない。そのため区は、平常時より家庭ごみの排出抑制、分別排出や災害時のごみの排出方法等について周知し、区民意識の啓発を図る。
- ② 発災後に速やかな広報ができるよう、区民に対して周知すべき内容をあらかじめ整理する。
- ③ 発災後の周知はチラシや防災行政無線、ホームページ等の広報手法を用い、正確かつ迅速に行う。
- ④ 情報過多による混乱を招かないよう考慮しつつ、情報の一元化に努め、必要な情報を発信する。

##### (2) 片づけごみに関する周知

###### ① 平常時

- ・ 片づけごみは、早い場合発災翌日から排出されることもあるため、排出方法や排出先となる区民仮置場等の情報を、防災訓練等を通じて平常時より区民に周知を図る。
- ・ 被災家屋等からの片づけごみの排出は区民が自ら行う他、ボランティア等の支援により行われることがある。そのため、災害時に災害ボランティアセンターとの連絡調整を担う保健福祉部と連携して、災害ボランティアセンター等への支援要請や情報周知の方法などの検討を行う。
- ・ 家庭に退蔵されている家電リサイクル法対象品目等について、平常時に排出しておくよう啓発を行う。

###### ② 初動期、応急対応（前半）

- ・ 片づけごみは発災翌日から排出されることもあるため、排出方法等の情報はできるだけ早急に周知する。
- ・ 平常時の検討内容を基に、災害ボランティアセンター等への支援要請や排出方法に係る情報周知等を行う。

###### ③ 初動期、応急対応（後半）

- ・ 回収方法の見直しについて、速やかに区民へ周知する。



### (3) 生活ごみに関する周知

#### ① 平常時

- ・ごみ収集業務は、道路被害、清掃工場などの廃棄物処理施設の被害、人員、資器材や燃料等の確保状況に応じて、一定期間業務が停止することが想定されるため、平常時より区民に対し家庭ごみの排出抑制や分別排出の呼びかけを行う。
- ・区立小学校等で児童向けに外国語対応も含めたごみの排出方法を周知する。

#### ② 初動期、応急対応（前半）

- ・生活環境の保全、公衆衛生の確保を最優先とし、ごみ種に応じて収集や処理の優先順位を決定し、周知する。
- ・生活ごみは発災直後から排出されるため、排出方法等の情報は早急に周知する。

### (4) 一次仮置場に関する周知

#### ① 初動期、応急対応（前半）

- ・分別等を明確にした上で、以下について周知する。
  - 仮置場の場所
  - 開設期間、受入可能日時、受付方法
  - 搬入対象となる災害廃棄物、分別品目
  - 搬入禁止となる廃棄物（便乗ごみ、生活ごみ、他自治体の災害廃棄物等）
  - 安全衛生上の注意事項
- ・ホームページへの掲載、チラシの掲示や配布、防災行政無線の放送等、複数の広報手法を用いて区民へ正確かつ迅速に情報を周知する。
- ・外国人を対象とした周知に努めるとともに、ボランティアに対しても速やかに災害ボランティアセンターを通じて同様の情報を周知する。

### (5) し尿の処理に関する周知

#### ① 平常時

- ・下水道への直接投入が主たる処理であることから、防災危機管理課と連携し、下水道用マンホール直結型仮設トイレの設置位置等の周知徹底を図る。
- ・携帯トイレ、組立式簡易トイレの分別排出方法について、以下の内容を検討した上で周知する。
  - 区民が排出する際の留意点(可燃ごみと分別すること、し尿は下水道処理が原則であること等)
  - 回収場所及び回収頻度
  - 区民への周知内容及び方法
  - 運搬車両、燃料の確保
  - 運搬方法

#### ② 初動期、応急対応（前半）

- ・平常時に設置位置を周知した下水道用マンホール直結型仮設トイレを優先的に使用するよう周知する。
- ・携帯トイレ、組立式簡易トイレを排出する際は以下の点に留意するよう発災後速やかに周知する。
  - 通常の可燃ごみとは分別して排出する。

- 衛生上の観点からビニール袋を二重にし、口を固く縛って排出する。
- ビニール袋の破損を防ぐため、袋内の空気をできるだけ除いてから排出する。
- 燃焼をしやすくするため、ビニール袋内には新聞紙等の可燃物を混入して排出する。
- 尿については可能な限りポリタンク等の容器で保管し、各家庭の下水道復旧後に各家庭のトイレに排出する。
- 下水道の障害が長期にわたる場合は、ポリタンク等の容器で保管させた尿を区が収集し、指定されたマンホールへ搬入する。収集及び搬入作業にあたる作業員の安全衛生に配慮する。

・上記の留意事項に基づき、衛生環境の確保及び適正な排出を行うよう周知する。

(6) 思い出の品・貴重品に関する周知

① 初動期、応急対応（前半）

- ・区民からの問い合わせが想定されるため、思い出の品・貴重品に係る情報について広報やホームページ等で広く区民に周知する。
- ・一定期間を経過した思い出の品を処分する際は、処分前に広報誌やホームページで区民に対して十分に周知したうえで実施する。

(7) その他の周知事項

① 平常時

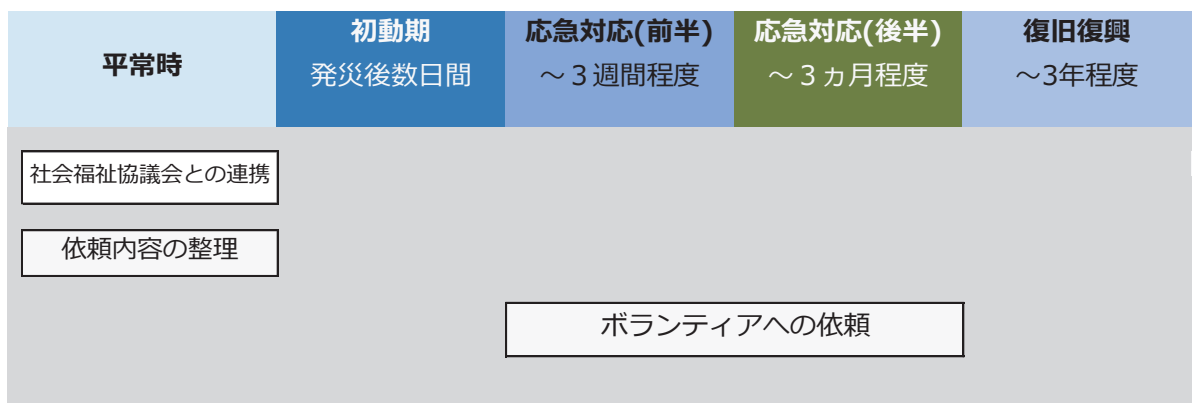
- ・公費解体に関する手続き方法
- ・便乗ごみの排出、不法投棄及び野焼き等の不適正な処理の禁止に関すること

### 3-5-2 災害ボランティアの協力

(1) 基本方針

- ① 平常時より社会福祉協議会と連携し、ボランティアへの周知事項を共有する。
- ② 発災時にボランティアへ依頼する活動内容を事前に整理しておく。
- ③ ボランティア活動を依頼するにあたり、ボランティアの健康と安全を守ることに留意する。

(2) 災害ボランティアの協力のながれ



## 【平常時】

### (1) 社会福祉協議会との連携

災害時においては、被災家屋の片づけ等にボランティアが関わることが想定される。そのため区は、ボランティアへの周知事項（排出方法や分別区分等）を記載したチラシ等を豊島区社会福祉協議会と共有する等、平常時から連携に努める。

### (2) 依頼内容の整理

発災後にボランティアの力を迅速かつ効果的に発揮してもらうため、ボランティアへの依頼が有効な活動内容を整理する。

## 【初動期、応急対応(前半)】

### (1) ボランティアへの依頼に関する留意事項

- ① 災害廃棄物処理を見据え、活動開始時点において災害廃棄物の分別方法や搬出方法、搬出先（仮置場）、保管方法について、ボランティアに対し事前説明を行う。
- ② 災害廃棄物の撤去現場には、ガスボンベなどの危険物が存在するだけでなく、建材の中には石綿（アスベスト）を含有するものが含まれている懸念があることから、ボランティア活動に当たっての注意事項として必ず伝えるとともに、危険物等を取扱う可能性のある作業は行わせない。
- ③ 災害廃棄物の処理現場においては、粉塵等から健康を守るための装備（防塵マスクなど）が必要である。災害廃棄物の撤去を依頼するだけでなく、ボランティアの安全を守ることも重要である。

## 【応急対応(後半)以降】

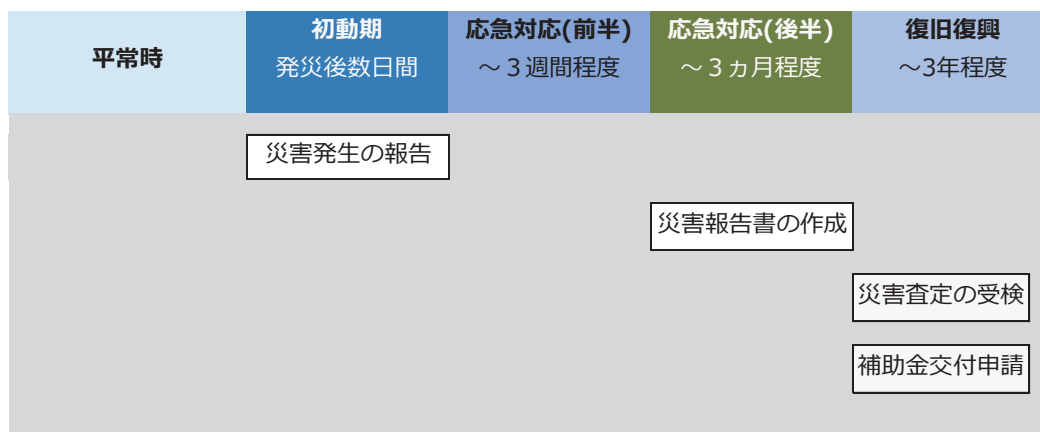
必要な期間において、応急対応(前半)までの対応を継続する。

## 3-5-3 国庫補助金対応

### (1) 基本方針

- ① 被災状況や処理の進捗状況等に関する情報を集約し、災害等廃棄物処理事業報告書（災害報告書）を作成し、国庫補助金の申請を行う。
- ② 災害報告書に基づき、災害査定を受検し、査定結果に基づき決定された補助限度額に従って交付申請を行う。
- ③ 災害査定時に補助金申請の根拠資料が必要となるため、写真等による記録を行い、災害時の廃棄物処理事業の記録を適切に管理する。
- ④ 共同処理に係る国庫補助の調整は特別区対策本部が行う。

(2) 国庫補助金対応のながれ



**【初動期、応急対応(前半)】**

(1) 災害発生の報告（発災直後から数日間の間）

- ① 災害による被害が発生した場合、区は災害廃棄物や廃棄物処理施設の状況について情報を収集し、環境局資源循環推進部一般廃棄物対策課施設審査係を通じて、環境省関東地方環境事務所まで報告する。

**【応急対応(後半)以降】**

(1) 災害等廃棄物処理事業報告書（災害報告書）の作成（発災後2ヶ月程度）

- ① 災害報告書は環境省が作成した「災害関係業務事務処理マニュアル（自治体事務担当者用）」に記載された様式に従って作成する。
- ② 気象データ、地図、被災写真、災害廃棄物の推計発生量、災害廃棄物の処理フロー、事業費の算出内訳、事業費算出内訳の根拠資料（契約書、単価設定等）等の拳証資料を添付する。
- ③ 東京都を通じて環境省に提出する。

(2) 災害査定を受検（実施時期の定めはない）

- ① 作成した災害報告書に基づき、環境省、財務省が合同で実施する災害査定を受検する。

(3) 補助金交付申請

- ① 災害査定の結果に基づき決定された補助限度額に従い交付申請を行う。

### 災害廃棄物処理に関する地方財政措置の概要

区分	通常災害	阪神・淡路 大震災	東日本 大震災	熊本地震
対象	被災市町村	被災市町村	特定被災区域	被災市町村
国庫補助率	1/2	1/2	1/2	1/2
地方財政措置	地方負担分の80%について交付税措置	地方負担分の全額について、災害対策債により対処することとし、その元利償還金の95%について交付税措置	震災復興特別税により全額措置	災害廃棄物処理基金により、市町村の財政力等により異なるが基金と地方交付税の組み合わせにより、措置割合は97.5%以上となる。

(参照：環境省 災害関係業務事務処理)

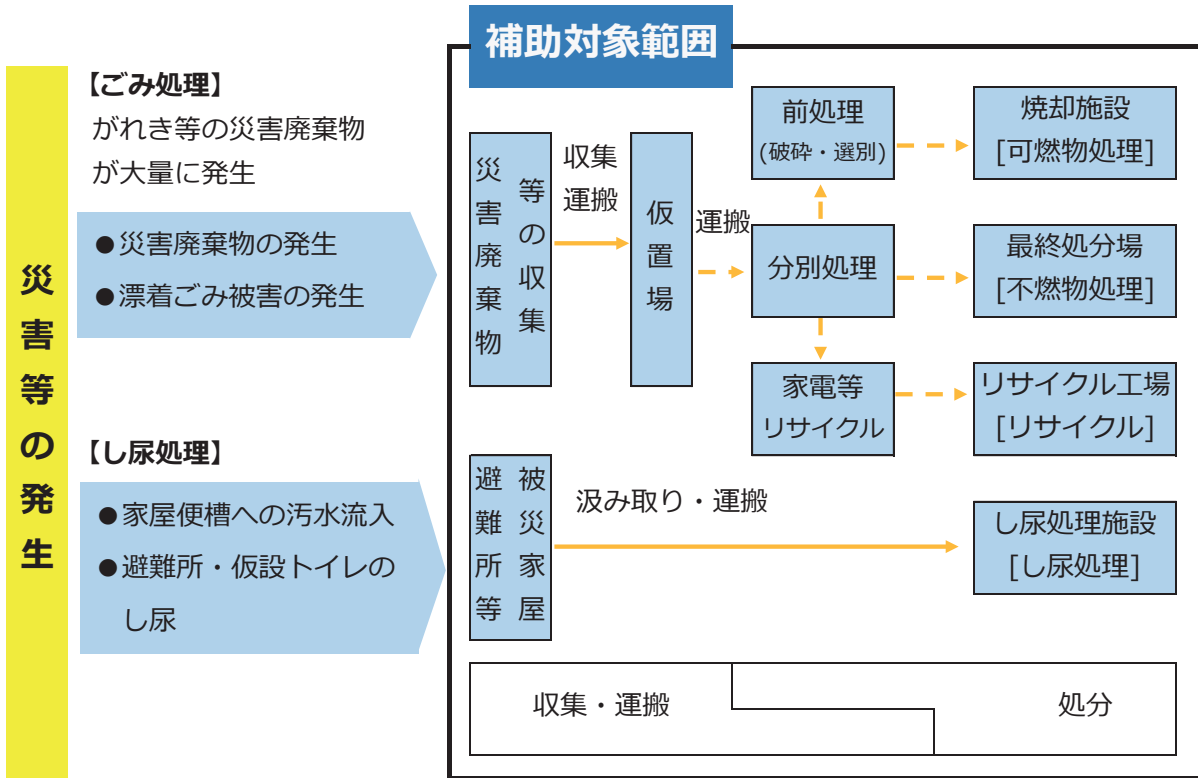
(参照：平成 28 年度「熊本地震復旧等予備費」の使用について)

### 財政措置の対象事業

区分	内容
対象事業	1.災害のために実施した廃棄物の収集・運搬及び処分 2.災害に伴って便槽に流入した汚水の収集、運搬及び処分 3.仮設便所、集団避難所等から排出されたし尿の収集・運搬及び処分 (災害救助法に基づく避難所の開設時期に限る)
補助先	市区町村(一部組合、広域連合を含む)
補助率	1/2
査定方法	1.災害廃棄物の処理完了前に査定を行う場合は、原則として、現地にて被災状況、仮置場の状況等を確認し、査定を行う。 2.災害廃棄物の処理完了後は、東京都の庁舎において机上査定を行う。

(参照：環境省 災害関係業務事務マニュアル)

災害等廃棄物処理事業の業務フロー



(出典：環境省 災害関係業務事務処理マニュアル)

## 第4章 計画の見直し、教育訓練

## 第4章 計画の見直し、教育訓練

### 4-1. 災害廃棄物処理基本計画の見直し

本計画の実効性を高めるため、国の法令や指針、東京都の関連計画、特別区ガイドライン等の見直し状況を踏まえ、必要に応じて本計画の見直しを行う。

また、見直しの必要性を確認するため、東京都や他自治体の教育訓練の実施状況等の情報を収集する。

#### 【本計画の見直しを行う場合】

- ① 地域防災計画や被害想定が改定された場合
- ② 関係法令（災害対策基本法、廃棄物処理法等）や関連計画、国指針が改定された場合
- ③ 特別区の共同処理体制に変更があった場合
- ④ 都や他自治体における処理の教訓・課題、対策事例を踏まえ、改善点が見られた場合
- ⑤ 教育訓練等を通して、計画の内容に改善点が見られた場合
- ⑥ 区内の廃棄物処理施設の更新・再編等があった場合
- ⑦ その他計画の見直しが必要と判断された場合

### 4-2. 教育訓練

区は、発災後に迅速かつ適切に災害廃棄物処理を実施するため、具体的な方法を検討した上で、災害廃棄物処理に関する職員への教育・訓練を継続的に実施する。訓練には関係機関の参加を求め、平常時から担当者間の連携強化を図る。また、東京都や特別区が主催する訓練、演習へは積極的に参加し、必要に応じて合同で実施する。

教育・訓練の実施により職員の災害対応力を向上させるとともに、実施後に本計画を検証し、必要に応じて見直しを行う。

#### 【教育・訓練の実施例】

- ① 本計画の職員への周知
- ② 講習会（職員研修）
- ③ 災害廃棄物の視点を組み込んだ図上訓練、防災訓練
- ④ 情報収集訓練





# 資料編



## 災害時における下水道施設へのし尿搬入及び受入れに関する覚書

豊島区総務部（以下「甲」という。）と東京都下水道局北部第一管理事務所（以下「乙」という。）とは、「東京都地域防災計画」及び「東京都国民保護計画」に基づき、災害時に避難所等から発生するし尿の下水道施設（水再生センター及び管路）への搬入及び受入れに関し、次のとおり覚書を締結する。

### （目的）

第1条 本覚書は、災害時に避難所等から発生するし尿を甲が下水道施設へ搬入し、乙が受け入れるにあたり必要な事項を定めることにより、避難所等の衛生環境を確保することを目的とする。

### （年度協議）

第2条 甲は、毎年度、避難所の一覧表を乙に提出する。

2 乙は、前項の一覧表に基づき、甲にし尿を搬入する水再生センター及び管路の受け入れ人孔を提示し、甲乙協議のうえこれを決定する。

### （役割分担）

第3条 平常時における役割分担は、次の各号のとおりとする。

(1) 乙は、甲が実施する下水道施設へのし尿搬入訓練において、人孔蓋開閉の实地訓練を指導する。

(2) 甲は、前号の实地訓練の実施に必要な道路使用許可等の申請及び安全管理を行う。

(3) 甲は、独自にし尿の搬入訓練を実施する場合は事前に乙に届出のうえ、承認を得る。

2 災害時における役割分担は、次の各号のとおりとする。

(1) 甲は、水再生センターへし尿を搬入する場合、事前に乙に連絡するものとする。

(2) 甲は、管路の受け入れ人孔へし尿を搬入する場合、事前に乙に連絡するものとする。ただし、事前連絡が困難な場合は、事後、速やかに連絡するものとする。

(3) 甲は、管路の受け入れ人孔へし尿を搬入する場合、その人孔蓋の開閉を行うとともに十分な安全管理を行う。

(4) 甲は、し尿受け入れ人孔の管路が閉塞等により使用不能となった場合、直ちに使用を中止し、速やかに乙に連絡する。

(5) 乙は、甲から前号による連絡を受けた場合は、その管路の調査及び復旧を行う。

### （費用負担）

第4条 甲は、人孔蓋の開閉に必要な物品を確保する費用を負担する。

### （清掃及び確認）

第5条 甲は、受け入れ人孔にし尿を搬入した場合、その都度、周辺及び人孔内の清掃を行う。

2 乙は、受け入れ人孔へのし尿搬入終了後に、前項の清掃状況等について、甲の立会いのもと確認する。ただし、立会いが困難な場合は、書面をもって報告するものとする。

### （その他）

第6条 本覚書に定めのない事項及び各条項に疑義が生じたときは、双方の協議により定める。

本覚書締結の証として、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各々その一通を保有す。

平成18年12月 5日

甲 豊島区総務部長

乙 東京都下水道局北部第一管理事務所長

## 豊島区におけるマンホール用仮設トイレに関する覚書

### 1 覚書の範囲

本覚書は、豊島区が下水道局の管理する人孔を利用して、震災などの緊急時及び防災訓練時に設置するマンホール用仮設トイレに関する事項について定めるものである。

### 2 人孔を利用する場合の連絡

豊島区が人孔を利用する場合は、事前に下水道局に連絡するものとする。

- (1) 震災時などの緊急時、事前に連絡することが出来ない場合は、事後に速やかな連絡をすることとする。
- (2) 防災訓練時は、実施1週間前までに連絡するものとする。

### 3 設置・撤去に伴う人孔蓋開閉及び安全確保

- (1) 豊島区は、第2項によりマンホール用仮設トイレ設置・撤去に伴う人孔蓋開閉の作業を行うことが出来る。
- (2) 豊島区は、人孔蓋開閉時及びマンホール用仮設トイレ使用時の安全確保に努めるものとする。

### 4 人孔蓋開閉工具

- (1) 豊島区は、人孔蓋開閉工具について必要数を購入し備蓄する。
- (2) 豊島区は、人孔蓋開閉工具について適正な保管管理を行う。

### 5 使用に伴う管路施設の故障処理作業の取り扱い

下水道局は、マンホール用仮設トイレの使用に起因する管路施設の故障処理作業を行うものとする。ただし、費用については、豊島区が負担する。

### 6 撤去時の清掃及び確認

#### (1) 清掃

豊島区は、マンホール用仮設トイレを使用した場合、設置箇所付近及び人孔内の清掃を実施する。

#### (2) 確認

下水道局は、マンホール用仮設トイレ撤去時に安全確保の状況及び設置箇所の人孔内清掃状況について、豊島区の立会のもと確認する。

### 7 協議

本覚書に定めのない事項及び不明事項については、双方の協議により定める。

以上の内容について合意し、本覚書を2通作成し、捺印し保管する。

平成18年 4月 1日

東京都下水道局北部第一管理事務所

管路施設課長

豊島区総務部

防災課長

## 特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定

### (目的)

第1条 この協定は、特別区（以下、「区」という。）の区域において大規模な地震等の災害が発生した場合において、区相互間の協力により応急対策及び復旧対策等の円滑化を図るとともに、災害を受けた区（以下、「被災区」という。）独自では、十分な対策等が実施できない場合において、被災を免れた区あるいは被災の軽微な区であって、被災区の支援が可能な区（以下、「支援区」という。）が、連携して支援体制を構築し、被災区の支援に万全を期すことを目的とする。

### (支援対策本部の設置)

第2条 支援区は、被災区への支援が必要であると認められるときは、前条の目的を達成するため、災害発生後直ちに特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）を設置する。

2 本部は、予め区相互で定める方法に従い、支援区のうち一区に設置する。

3 本部に本部長を置き、本部長は、本部設置区の区長とする。

4 本部は、被災区の要請に基づき、又は、被災区からの要請を待っている間は応急対応に支障が出ると予想されるときは自らの判断により、支援区に対して支援活動を要請し、又は支援区及び支援区相互の活動に必要な調整を行う。

5 本部長は、支援区その他関係団体に対し、本部従事職員の派遣を要請し、又は本部の活動に必要な資機材その他の応援を求めることができるものとする。

6 本部の設置、運営その他に関し、必要な事項は別に定める。

### (支援各区の体制)

第3条 支援区は、被災区への支援が必要であると認められるときは、災害発生後直ちに支援体制を整えるとともに、原則として、本部の要請に従い、支援活動を行うものとする。

2 本部と支援区は相互に情報連絡を密にするものとする。

3 支援区は、前2項のほか、本部の活動に協力するものとする。

### (支援の要請)

第4条 この協定に基づき、本部が行った支援活動及び本部の要請に基づき行った支援区の支援活動は、被災区の支援要請に基づき行われたものとする。

第4条の2 隣接区等において、本部の要請等がある前に支援を開始する場合は、支援区の本部への報告をもって、被災区の支援要請に基づき行われたものとする。

### (相互協力及び相互支援の内容)

第5条 この協定に基づく相互協力及び相互支援の内容は、次の各号に掲げる事項とする。

(1) 職員の派遣及び被災区における応援職員の受入れ支援に関する次の事項

イ 被災区への応援職員の派遣

ロ 支援区又は他の地方公共団体等の応援職員の宿舎、食料等の提供

ハ その他応援職員に関し、被災区の負担を軽減するために必要な事項

(2) 救援物資の提供及び被災区における救援物資の受入れ支援に関する次の事項

イ 被災区への救援物資の提供

ロ 支援区又は他の地方公共団体等からの救援物資の集積場所等の提供

ハ その他救援物資に関し、被災区の負担を軽減するために必要な事項

(3) 避難場所を共用する区間における共同の現地本部の設置その他避難場所の運営協力上必要な事

項

- (4) 被災区におけるボランティアの受入れ支援に関する次の事項
  - イ 被災区へのボランティアの斡旋
  - ロ 支援区におけるボランティアへの情報提供、募集、受付、宿舍の提供
  - ハ その他ボランティアに関し、被災区の支援に必要な事項
- (5) 被災住民の受入れに関し、施設の提供その他被災区の支援に必要な事項
- (6) 動物の保護に関し、職員、資機材、物資等の被災区への派遣、提供その他の区間協力、区間支援に必要な事項
- (7) 被災区への医療救護班の派遣その他医療救護活動に関し、被災区内での支援及び被災区の負担を軽減するために必要な事項
- (8) ごみ、し尿、がれきの処理に関し、職員、資機材、物資等の被災区への派遣、提供その他区間協力、区間支援に必要な事項
- (9) 災害時要援護者の救援支援に関する次の事項
  - イ 被災区への専門職員等の派遣
  - ロ 支援区での二次避難場所の提供等災害時要援護者の受入れ
  - ハ その他災害時要援護者の救援に関し、被災区内での支援及び被災区の負担を軽減するために必要な事項
- (10) 遺体の搬送、埋葬等に関し、職員、物資等の被災区への派遣、提供その他の区間協力、区間支援に必要な事項
- (11) 道路の早期復旧に関し、職員、資機材等の派遣、提供その他の被災区内での支援及び被災区の負担を軽減するために必要な事項
- (12) 応急危険度判定、り災証明発行にかかる建物被害認定調査及びり災証明発行に関し、職員、資機材等の派遣、提供その他の被災区の支援に必要な事項
- (13) 仮設住宅の提供に関する次の事項
  - イ 被災区への職員、物資等の派遣、提供
  - ロ 支援区での仮設住宅建設用地の確保
  - ハ その他仮設住宅の提供に関し、区間協力、区間支援に必要な事項
- (14) 帰宅困難者への対応に関し、情報提供、一時滞在施設への受入れ、物資提供その他の区間協力、区間支援に必要な事項
- (15) 児童・生徒の受入れ、応急教育の実施に関し、必要な事項
- (16) 被災区の被災区外での業務継続に関し、施設の提供、その他被災区の支援に必要な事項
- (17) 前各号に定めるもののほか、被災区から要請があった事項

**(支援経費の負担)**

第6条 支援区の支援に要した経費は、原則として支援を受けた被災区の負担とする。

2 支援を受けた区が、前項に定める経費を支弁するいとまがなく、かつ、支援を受けた区から要請があった場合には、支援する区は当該費用を一時繰替支弁するものとする。

3 被災区間の経費の割り振り又は被災区に費用負担を求められない特別の事情がある場合の措置その他については、本部が調整する。

**(連絡担当部署)**

第7条 各区は、防災担当課をこの協定に基づく相互協力、相互支援に関する連絡担当部署とする。

**(平常時の措置)**

第8条 各区は、この協定が災害時において有効に機能するよう、平常時において、区相互の情報交換、防災訓練の実施、災害時における対策に関する調査研究その他に努めるものとする。

**(実施細目の作成)**

第9条 この協定の円滑な実施を図るため、区間の協議により実施細目を定めるものとする。

**(協定内容等の見直し)**

第10条 各区は、この協定の内容及び前条に定める実施細目の内容については、毎年度見直しを行い、常に実践的な内容を持たせるよう必要な修正を行うものとする。

**(その他)**

第11条 この協定の実施に関し必要な事項及び協定に定めのない事項は、区が協議して定める。

附則

- 1 この協定は、平成26年4月1日から適用する。
- 2 平成8年2月16日締結の特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定書及び実施細目は廃止する。
- 3 この協定の締結を証するため、本協定書を23通作成し、各区長は記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成26年3月14日

(23区 各区長 職・氏名 印)



## 災害廃棄物の共同処理等に関する協定

千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区及び東京二十三区清掃一部事務組合（以下「各区等」という。）は、災害時において東京23区内で発生する災害廃棄物の共同処理等に関して、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、東京23区内に甚大な被害をもたらす地震、水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、各区等で共同処理体制を構築し、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を行うために必要な事項を定めることを目的とする。

### （定義）

第2条 この協定における次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）災害廃棄物 災害時に発生したがれき、生活ごみ、し尿その他災害に起因する廃棄物
- （2）二次仮置場 各区が設置する一次仮置場の災害廃棄物を集積し、再度分別した後、破碎、焼却等の処理をするまでの間、保管するための施設
- （3）仮設処理施設 災害廃棄物を応急処理するために設置する仮設の焼却炉及び破碎選別施設。原則として二次仮置場に併設して設置する。
- （4）広域処理 東京23区内で処理しきれない災害廃棄物を、東京23区外の廃棄物処理施設で処理すること

### （初動本部の設置）

第3条 各区等は、発災後数日間（以下「初動期」という。）における各区等の情報収集等を迅速に行うため、特別区災害廃棄物処理初動本部（以下「初動本部」という。）を設置する。

- 2 初動本部に本部長を置き、本部長は、特別区清掃リサイクル主管課長会会長をもって充てる。
- 3 初動本部は、次に掲げる事項に該当する場合、発災後1週間を目途に本部長の招集により設置する。
  - （1）東京23区内の1か所以上で震度6弱以上が観測された場合
  - （2）本部長が、特に必要があると認め、特別区清掃主管部長会会長と協議し、初動本部設置が適当と判断した場合
- 4 各区等は、特段の事情がある場合を除き、初動本部が設置された場合、速やかに従事職員を選定する。
- 5 初動本部は、東京区政会館に設置する。ただし、東京区政会館が使用できない場合は、各区等で協議の上、決定する。
- 6 初動本部の解散については、各区等で協議の上、決定する。

### （初動本部の役割）

第4条 初動本部の役割は、次に掲げる事項とする。

- （1）各区等の被害情報の集約及び共有に関すること。
- （2）次条に定める特別区災害廃棄物処理対策本部の設置準備に関すること。

### （対策本部の設置）

第5条 災害廃棄物の共同処理を円滑に行うため、特別区災害廃棄物処理対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

- 2 対策本部に本部長を置き、本部長は、特別区清掃主管部長会会長をもって充てる。

- 3 対策本部は、本部長の招集により設置する。
- 4 各区等は、特段の事情がある場合を除き、対策本部が設置された場合、速やかに従事職員を選定する。
- 5 対策本部は、東京区政会館に設置する。ただし、東京区政会館が使用できない場合は、各区等で協議の上、決定する。
- 6 対策本部の解散については、各区等で協議の上、決定する。

(対策本部の役割)

第6条 対策本部の役割は、次に掲げる事項とする。

- (1) 災害廃棄物の共同処理における基本方針及び基本施策の策定に関すること。
- (2) 関係者間の情報の収集、整理及び共有化に関すること。
- (3) 車両の配車（東京二十三区清掃協議会が担任する事務を除く。）並びに二次仮置場及び仮設処理施設等への搬入の調整に関すること。
- (4) 二次仮置場及び仮設処理施設の設置及び運営の調整に関すること。
- (5) 民間施設での処理及び広域処理の調整に関すること。
- (6) 共同処理に係る国庫補助の調整に関すること。
- (7) 前各号のほか、災害廃棄物の共同処理の調整に関すること。

(費用の負担)

第7条 初動本部及び対策本部の事務の管理及び執行に要した費用の負担については、各区等で協議の上、決定する。

(従事職員の身分の取扱い)

第8条 初動本部及び対策本部に従事する職員の身分の取扱いについては、各区等で協議の上、決定する。

(平常時の措置)

第9条 各区等は、この協定が災害時に有効に機能するため、平常時に相互の情報交換、初動期の訓練及び災害廃棄物対策に関する調査、研究等に努める。

(実施細目の作成)

第10条 この協定の円滑な実施を図るため、各区等の協議により実施細目を定める。

- 2 各区等は、前項の実施細目を適宜改定し、災害時の実務に支障をきたすことがないように努める。

(その他)

第11条 この協定に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項が生じた場合は、各区等で協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書24通を作成し、記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

東京都千代田区九段南一丁目2番1号

千代田区

代表者 千代田区長 石川 雅己

東京都中央区築地一丁目1番1号

中央区

代表者 中央区長 山本 泰人

東京都港区芝公園一丁目5番25号

港区

代表者 港区長 武井 雅昭

東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号

新宿区

代表者 新宿区長 吉住 健一

東京都文京区春日一丁目16番21号

文京区

代表者 文京区長 成澤 廣修

東京都台東区東上野四丁目5番6号

台東区

代表者 台東区長 服部 征夫

東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号

墨田区

代表者 墨田区長 山本 亨

東京都江東区東陽四丁目11番28号

江東区

代表者 江東区長 山崎 孝明

東京都品川区広町二丁目1番36号

品川区

代表者 品川区長 濱野 健

東京都目黒区上目黒二丁目19番15号

目黒区

代表者 目黒区長 青木英二

東京都板橋区板橋二丁目66番1号

板橋区

代表者 板橋区長 坂本健

東京都大田区蒲田五丁目13番14号

大田区

代表者 大田区長 松原忠義

東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号

練馬区

代表者 練馬区長 前川耀男

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号

世田谷区

代表者 世田谷区長 保坂展人

東京都足立区中央本町一丁目17番1号

足立区

代表者 足立区長 近藤弥生

東京都渋谷区宇田川町1番1号

渋谷区

代表者 渋谷区長 長谷部健

東京都葛飾区立石五丁目13番1号

葛飾区

代表者 葛飾区長 青木克徳

東京都中野区中野四丁目8番1号

中野区

代表者 中野区長 酒井直人

東京都江戸川区中央一丁目4番1号

江戸川区

代表者 江戸川区長 斉藤猛

東京都杉並区阿佐谷南一丁目15番1号

杉並区

代表者 杉並区長 田中良

東京都千代田区飯田橋三丁目5番1号

東京区政会館

東京二十三区清掃一部事務組合

代表者 管理者 山崎孝明

東京都豊島区南池袋二丁目45番1号

豊島区

代表者 豊島区長 高野之夫

東京都北区王子本町一丁目15番22号

北区

代表者 北区長 花川與惣太

東京都荒川区荒川二丁目2番3号

荒川区

代表者 荒川区長 西川 太一郎

# 災害時における雇上車両の運用に関する協定

## (目的)

第1条 この協定は、東京二十三区清掃協議会（以下「甲」という。）と社団法人東京環境保全協会（以下「乙」という。）が、東京二十三区内における地震、風水害等の災害に被災した地域の生活環境を速やかに回復するため、ごみ及びし尿の収集・運搬を迅速かつ的確に行うことを目的として、災害時における雇上車両の運用手続きを定めるものとする。

## (用語)

第2条 この協定において「災害時」とは、一定規模以上の災害が発生し、各区における臨時車両の需要が著しく増加して、各区が希望する配車ができない場合、又は雇上車両の供給が減少し、平常配車そのものが不可能になった場合をいう。

## (災害時体制)

第3条 甲は、災害時には、雇上車両を保有する乙の会員（以下「会員」という。）による平常時における配車体制を破棄し、会員の保有する全ての雇上車両を日々臨時配車する体制へ移行する。

2 前項の災害時体制移行の決定は、東京二十三区清掃協議会会長（以下「会長」という。）が行い、決定後速やかに乙に通知する。

3 災害時体制の解除は、直営・雇上車両の車種別台数の回復状況により、会長が決定する。

4 甲は前項の決定後、速やかに乙に通知する。

## (配車要請)

第4条 甲は、前条において災害時体制へ移行した場合、各区からの要請に基づき、会員に対し、必要な車両及び人員の出動を要請するものとする。

2 災害が発生し、災害時体制に移行するまでの間は、災害発生状況に鑑み、補償金及び違約金については、甲乙協議するものとする。

## (乙の協力義務)

第5条 乙は会員と共に、第4条に基づく配車要請に対し、可能な限り協力する。乙及び会員が要請を受ける上で留意する事項は以下の各号のとおりである。

(1) 雇上車両は災害時においても他の用途に用いず、清掃協議会の配車要請に備える。

- (2) 雇上車両の出車に必要な運転手、作業員、整備職員等の人員を確保する。
- (3) 会員が備えている燃料補給設備、車両整備・修理体制を確保する。
- (4) 車両や人員の相互融通など、乙及び会員間の災害時体制を整える。
- (5) 乙は甲からの配車要請に対し、速やかに対応するよう会員の情報交換及び連絡調整窓口となる。
- (6) 災害発生時における乙と会員間における役割分担の調整を行う。
- (7) その他災害時体制における円滑な配車業務に必要なことを整備する。

#### (報告義務)

第6条 乙は災害時体制移行以後、甲から請求のあった以下の項目について報告する。

- (1) 緊急連絡先および担当者名
- (2) 会員の車庫及び事務所の被災状況
- (3) 雇上車両の車種別の可動状況及び回復状況

#### (損害賠償等)

第7条 この協定に基づき実施した雇上車両による運搬等に関する補償金、違約金及び損害賠償については、甲と会員が締結する「廃棄物運搬請負契約」に定める災害時に係る規定により取扱う。

#### (連絡体制の整備)

第8条 甲乙両者は、災害時体制における車両の配車を円滑に行うため、以下の各号のとおり連絡体制を整備するものとする。

- (1) 甲、乙及び各会員の緊急連絡網の作成
- (2) 連絡項目、連絡に必要な書類の様式の整理
- (3) 情報通信手段の確保
- (4) 甲、乙及び会員間の指示命令系統の確立と役割分担

#### (実施細目)

第9条 甲と乙は災害時体制における迅速かつ的確な配車業務のため、マニュアルを作成し、この充実に努め、これを甲乙相互に保有するものとする。

2 前項で作成したマニュアルは適宜改訂し、災害時の実務に支障のないように努める。

#### (平常時の措置)

第10条 甲は、以下の各号の項目を定期的に調査し、災害時に利用できるよう書類等

を整えなければならない。

- (1) 甲及び各区の担当部署、担当者
- (2) 乙及び会員の担当部署、担当者
- (3) 会員の保有する車庫の所在地、設備、車種別台数

2 前項の調査に対し、乙及び会員は速やかに現状を報告しなければならない。

(協定の適用)

第11条 乙はこの協定以外に各自治体及び団体と協定を締結している場合、現に東京二十三区が利用している雇上車両の運用については、この協定を優先して適用する。

(その他)

第12条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成15年3月14日から適用する。

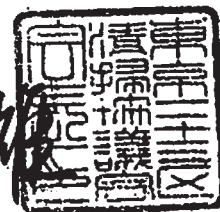
甲と乙とは、本書2通を作成しそれぞれ記名押印の上、そのうち1通を保有する。

平成15年3月14日

甲 東京都新宿区四谷3丁目3番地1  
東京二十三区清掃協議会

会 長

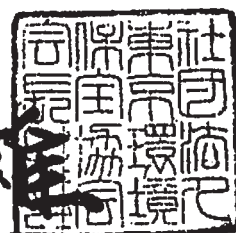
石塚輝雄



乙 東京都千代田区九段北1丁目6番4号  
社団法人 東京環境保全協会

会 長

吉野道雄







## 災害時における災害廃棄物の収集及び運搬に関する協定

千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区及び江戸川区（以下「甲」と総称する。）と東京廃棄物事業協同組合（以下「乙」という。）は、災害時において東京23区内から発生する災害廃棄物の収集及び運搬に関して、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、東京23区内に甚大な被害をもたらす地震、水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）、甲が乙に要請する災害廃棄物の収集及び運搬の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### （定義）

第2条 この協定において対象となる災害廃棄物とは、災害時に発生したがれき、生活ごみその他災害に起因する廃棄物をいう。

### （協力の要請）

第3条 甲は、災害時において乙の協力が必要であると認めるときは、次に掲げる事項について乙に対し協力を要請することができる。

- (1) 災害廃棄物の収集及び運搬
- (2) 前号に伴い必要となる事項

2 甲は、前項各号に掲げる事項に係る協力（以下「協力」という。）を要請する場合は、文書により行う。ただし、緊急時においては、口頭により要請し、事後において文書により行うことができる。

### （協力の実施）

第4条 乙は、前条の規定による要請があった場合、協力を実施する。ただし、協力要請の受諾の前後にかかわらず、乙が被災等により協力が困難と判断した場合は、この限りでない。

2 乙が、甲の要請がある前に協力を実施する場合は、第7条に規定する甲への報告をもって、甲の要請に基づき行われたものとする。

### （情報の提供等）

第5条 甲は、協力が円滑に得られるように、東京23区内の被害状況、復旧状況その他必要な情報を乙に提供する。

2 乙は、災害時において乙に加盟する事業者等の被害状況、災害廃棄物の収集及び運搬状況等を甲に報告する。

### （協力の期間）

第6条 甲が乙に要請する協力の期間は、甲乙協議の上、決定する。

### （報告）

第7条 乙が協力を実施した場合は、事後速やかに甲に報告書を提出する。

(費用の負担)

第8条 乙の協力を要した費用は、甲が負担する。

2 甲が負担する費用の額は、甲乙協議の上、決定する。

(守秘義務)

第9条 甲は、協力の実施中に第5条第2項の規定により知り得た情報について、甲のそれぞれの条例に基づき適切に取り扱うものとする。

2 乙は、協力の実施中に第5条第1項の規定により知り得た情報について、甲の承諾を得ずに、本協定の目的以外に使用してはならない。

(損害賠償)

第10条 甲又は乙は、この協定に基づき実施した事項に関して、相手方又は第三者に損害を与えたときは、それぞれの責めに帰すべき事由に応じて、その賠償の責任を負うものとする。ただし、やむを得ない事情により損害が生じた場合は、甲乙協議の上、処理するものとする。

(連絡窓口)

第11条 この協定に基づく協力に係る連絡窓口は、甲においては災害発生後に設置する特別区災害廃棄物処理初動本部又は特別区災害廃棄物処理対策本部とし、乙においては東京廃棄物事業協同組合事務局とする。

(協定の有効期間等)

第12条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の3月前までに甲又は乙から何ら申出がないときは、この協定の有効期間は翌日から同一の内容をもって更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、協議の上、この協定を解除することができる。

(実施細目の作成)

第13条 この協定の円滑な実施を図るため、甲乙協議の上、実施細目を定める。

2 甲又は乙は、前項の実施細目を適宜改定し、災害時の実務に支障をきたすことのないように努める。

(その他)

第14条 この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書24通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

〇〇年 〇月 〇日

東京都千代田区九段南一丁目2番1号

甲 千代田区

代表者 千代田区長 石川 雅己

東京都中央区築地一丁目1番1号

中央区

代表者 中央区長 山本 泰人

東京都港区芝公園一丁目5番25号

港区

代表者 港区長 武井 雅昭

東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号

新宿区

代表者 新宿区長 吉住 健一

東京都文京区春日一丁目16番21号

文京区

代表者 文京区長 成澤 廣修

東京都台東区東上野四丁目5番6号

台東区

代表者 台東区長 服部 征夫

東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号

墨田区

代表者 墨田区長 山本 亨

東京都江東区東陽四丁目11番28号

江東区

代表者 江東区長 山崎 孝明

東京都品川区広町二丁目1番36号

品川区

代表者 品川区長 濱野 健

東京都目黒区上目黒二丁目1番15号  
目黒区  
代表者 目黒区長 青木英二

東京都大田区蒲田五丁目1番14号  
大田区  
代表者 大田区長 松原忠義

東京都世田谷区世田谷四丁目2番27号  
世田谷区  
代表者 世田谷区長 保坂展人

東京都渋谷区宇田川町1番1号  
渋谷区  
代表者 渋谷区長 長谷部 健

東京都中野区中野四丁目8番1号  
中野区  
代表者 中野区長 酒井直人

東京都杉並区阿佐谷南一丁目1番1号  
杉並区  
代表者 杉並区長 田中 良

東京都豊島区南池袋二丁目4番1号  
豊島区  
代表者 豊島区長 高野之夫

東京都北区王子本町一丁目1番22号  
北区  
代表者 北区長 花川 與惣太

東京都荒川区荒川二丁目2番3号  
荒川区  
代表者 荒川区長 西川 太一郎

東京都板橋区板橋二丁目6番1号  
板橋区  
代表者 板橋区長 坂本 健

東京都練馬区豊玉北六丁目1番1号  
練馬区  
代表者 練馬区長 前川 燿男

東京都足立区中央本町一丁目1番1号  
足立区  
代表者 足立区長 近藤 弥生

東京都葛飾区立石五丁目1番1号  
葛飾区  
代表者 葛飾区長 青木 克徳

東京都江戸川区中央一丁目4番1号  
江戸川区  
代表者 江戸川区長 斉藤 猛

東京都新宿区高田馬場一丁目2番10号  
乙 東京廃棄物事業協同組合  
代表者 理事長 豊城 勇一

## 災害時における災害廃棄物の収集及び運搬に関する協定

千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区及び江戸川区（以下「甲」と総称する。）と一般社団法人 東京環境保全協会（以下「乙」という。）は、災害時において東京23区内から発生する災害廃棄物の収集及び運搬に関して、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、東京23区内に甚大な被害をもたらす地震、水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）、甲が乙に要請する災害廃棄物の収集及び運搬の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### （定義）

第2条 この協定において対象となる災害廃棄物とは、災害時に発生したがれき、生活ごみその他災害に起因する廃棄物をいう。

### （協力の要請）

第3条 甲は、災害時において乙の協力が必要であると認めるときは、次に掲げる事項について乙に対し協力を要請することができる。

- （1）災害廃棄物の収集及び運搬
- （2）前号に伴い必要となる事項

2 甲は、前項各号に掲げる事項に係る協力（以下「協力」という。）を要請する場合は、文書により行う。ただし、緊急時においては、口頭により要請し、事後において文書により行うことができる。

### （協力の実施）

第4条 乙は、前条の規定による要請があった場合、協力を実施する。ただし、協力要請の受諾の前後にかかわらず、乙が被災等により協力が困難と判断した場合は、この限りでない。

2 乙が、甲の要請がある前に協力を実施する場合は、第7条に規定する甲への報告をもって、甲の要請に基づき行われたものとする。

### （情報の提供等）

第5条 甲は、協力が円滑に得られるように、東京23区内の被害状況、復旧状況その他必要な情報を乙に提供する。

2 乙は、災害時において乙に加盟する事業者等の被害状況、災害廃棄物の収集及び運搬状況等を甲に報告する。

### （協力の期間）

第6条 甲が乙に要請する協力の期間は、甲乙協議の上、決定する。

### （報告）

第7条 乙が協力を実施した場合は、事後速やかに甲に報告書を提出する。

(費用の負担)

第8条 乙の協力を要した費用は、甲が負担する。

2 甲が負担する費用の額は、甲乙協議の上、決定する。

(守秘義務)

第9条 甲は、協力の実施中に第5条第2項の規定により知り得た情報について、甲のそれぞれの条例に基づき適切に取り扱うものとする。

2 乙は、協力の実施中に第5条第1項の規定により知り得た情報について、甲の承諾を得ずに、本協定の目的以外に使用してはならない。

(損害賠償)

第10条 甲又は乙は、この協定に基づき実施した事項に関して、相手方又は第三者に損害を与えたときは、それぞれの責めに帰すべき事由に応じて、その賠償の責任を負うものとする。ただし、やむを得ない事情により損害が生じた場合は、甲乙協議の上、処理するものとする。

(連絡窓口)

第11条 この協定に基づく協力に係る連絡窓口は、甲においては災害発生後に設置する特別区災害廃棄物処理初動本部又は特別区災害廃棄物処理対策本部とし、乙においては一般社団法人 東京環境保全協会事務局とする。

(協定の有効期間等)

第12条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の3月前までに甲又は乙から何ら申出がないときは、この協定の有効期間は翌日から同一の内容をもって更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、協議の上、この協定を解除することができる。

(実施細目の作成)

第13条 この協定の円滑な実施を図るため、甲乙協議の上、実施細目を定める。

2 甲又は乙は、前項の実施細目を適宜改定し、災害時の実務に支障をきたすことのないように努める。

(その他)

第14条 この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書24通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

〇〇年 〇月 〇日

東京都千代田区九段南一丁目2番1号  
甲 千代田区  
代表者 千代田区長 石川 雅己

東京都中央区築地一丁目1番1号  
中央区  
代表者 中央区長 山本 泰人

東京都港区芝公園一丁目5番25号  
港区  
代表者 港区長 武井 雅昭

東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号  
新宿区  
代表者 新宿区長 吉住 健一

東京都文京区春日一丁目16番21号  
文京区  
代表者 文京区長 成澤 廣修

東京都台東区東上野四丁目5番6号  
台東区  
代表者 台東区長 服部 征夫

東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号  
墨田区  
代表者 墨田区長 山本 亨

東京都江東区東陽四丁目11番28号  
江東区  
代表者 江東区長 山崎 孝明

東京都品川区広町二丁目1番36号  
品川区  
代表者 品川区長 濱野 健

東京都目黒区上目黒二丁目19番15号

目黒区

代表者 目黒区長 青木英二

東京都大田区蒲田五丁目13番14号

大田区

代表者 大田区長 松原忠義

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号

世田谷区

代表者 世田谷区長 保坂展人

東京都渋谷区宇田川町1番1号

渋谷区

代表者 渋谷区長 長谷部 健

東京都中野区中野四丁目8番1号

中野区

代表者 中野区長 酒井直人

東京都杉並区阿佐谷南一丁目15番1号

杉並区

代表者 杉並区長 田中 良

東京都豊島区南池袋二丁目45番1号

豊島区

代表者 豊島区長 高野之夫

東京都北区王子本町一丁目15番22号

北区

代表者 北区長 花川 與惣太

東京都荒川区荒川二丁目2番3号

荒川区

代表者 荒川区長 西川 太一郎

東京都板橋区板橋二丁目66番1号

板橋区

代表者 板橋区長 坂本 健

東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号

練馬区

代表者 練馬区長 前川 燿 男

東京都足立区中央本町一丁目17番1号

足立区

代表者 足立区長 近藤 弥 生

東京都葛飾区立石五丁目13番1号

葛飾区

代表者 葛飾区長 青木 克 徳

東京都江戸川区中央一丁目4番1号

江戸川区

代表者 江戸川区長 斉藤 猛

東京都千代田区九段北一丁目6番4号

乙 一般社団法人 東京環境保全協会

代表者 会長 田口 勝 久



## 災害時における災害廃棄物の処理、処分等に関する協定

千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区及び東京二十三区清掃一部事務組合（以下「甲」と総称する。）と一般社団法人 東京都中小建設業協会（以下「乙」という。）は、災害時において東京23区内から発生する災害廃棄物の処理、処分等に関して、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、東京23区内に甚大な被害をもたらす地震、水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）、甲が乙に要請する災害廃棄物の処理、処分等の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### （定義）

第2条 この協定における次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 災害廃棄物 災害時に発生したがれき、生活ごみその他災害に起因する廃棄物
- （2） 仮置場 各区が設置する一次仮置場の災害廃棄物を集積し、再度分別した後、破碎、焼却等の処理をするまでの間、保管するため、原則として東京23区が共同して設置する「二次仮置場」

### （協力の要請）

第3条 甲は、災害時において乙の協力が必要であると認めるときは、次に掲げる事項について乙に対し協力を要請することができる。

- （1） 災害廃棄物の撤去
- （2） 災害廃棄物の収集及び運搬
- （3） 災害廃棄物の処理及び処分
- （4） 災害廃棄物の仮置場の造成及び監理
- （5） 前各号に伴い必要となる事項

2 甲は、前項各号に掲げる事項に係る協力（以下「協力」という。）を要請する場合は、文書により行う。ただし、緊急時においては、口頭により要請し、事後において文書により行うことができる。

### （協力の実施）

第4条 乙は、前条の規定による要請があった場合、協力を実施する。ただし、協力要請の受諾の前後にかかわらず、乙が被災等により協力が困難と判断した場合は、この限りでない。

2 乙が、甲の要請がある前に協力を実施する場合は、第7条に規定する甲への報告をもって、甲の要請に基づき行われたものとする。

### （情報の提供等）

第5条 甲は、協力が円滑に得られるように、東京23区内の被害状況、復旧状況その他必要な情報を乙に提供する。

2 乙は、災害時において乙に加盟する事業者等の被害状況、災害廃棄物の処理状況等を甲に報告する。

(協力の期間)

第6条 甲が乙に要請する協力の期間は、甲乙協議の上、決定する。

(報告)

第7条 乙が協力を実施した場合は、事後速やかに甲に報告書を提出する。

(費用の負担)

第8条 乙の協力を要した費用は、甲が負担する。

2 甲が負担する費用の額は、甲乙協議の上、決定する。

(守秘義務)

第9条 甲は、協力の実施中に第5条第2項の規定により知り得た情報について、甲のそれぞれの条例に基づき適切に取り扱うものとする。

2 乙は、協力の実施中に第5条第1項の規定により知り得た情報について、甲の承諾を得ずに、本協定の目的以外に使用してはならない。

(損害賠償)

第10条 甲又は乙は、この協定に基づき実施した事項に関して、相手方又は第三者に損害を与えたときは、それぞれの責めに帰すべき事由に応じて、その賠償の責任を負うものとする。ただし、やむを得ない事情により損害が生じた場合は、甲乙協議の上、処理するものとする。

(連絡窓口)

第11条 この協定に基づく協力に係る連絡窓口は、甲においては災害発生後に設置する特別区災害廃棄物処理初動本部又は特別区災害廃棄物処理対策本部とし、乙においては一般社団法人 東京都中小建設業協会事務局とする。

(協定の有効期間等)

第12条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の3月前までに甲又は乙から何ら申出がないときは、この協定の有効期間は翌日から同一の内容をもって更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、協議の上、この協定を解除することができる。

(実施細目の作成)

第13条 この協定の円滑な実施を図るため、甲乙協議の上、実施細目を定める。

2 甲又は乙は、前項の実施細目を適宜改定し、災害時の実務に支障をきたすことのないように努める。

(その他)

第14条 この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書25通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

〇〇年 〇月 〇日

東京都千代田区九段南一丁目2番1号

甲 千代田区

代表者 千代田区長 石川 雅己

東京都中央区築地一丁目1番1号

中央区

代表者 中央区長 山本 泰人

東京都港区芝公園一丁目5番25号

港区

代表者 港区長 武井 雅昭

東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号

新宿区

代表者 新宿区長 吉住 健一

東京都文京区春日一丁目16番21号

文京区

代表者 文京区長 成澤 廣修

東京都台東区東上野四丁目5番6号

台東区

代表者 台東区長 服部 征夫

東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号

墨田区

代表者 墨田区長 山本 亨

東京都江東区東陽四丁目11番28号

江東区

代表者 江東区長 山崎 孝明

東京都品川区広町二丁目1番36号

品川区

代表者 品川区長 濱野 健

東京都目黒区上目黒二丁目19番15号

目黒区

代表者 目黒区長 青木英二

東京都板橋区板橋二丁目66番1号

板橋区

代表者 板橋区長 坂本健

東京都大田区蒲田五丁目13番14号

大田区

代表者 大田区長 松原忠義

東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号

練馬区

代表者 練馬区長 前川耀男

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号

世田谷区

代表者 世田谷区長 保坂展人

東京都足立区中央本町一丁目17番1号

足立区

代表者 足立区長 近藤弥生

東京都渋谷区宇田川町1番1号

渋谷区

代表者 渋谷区長 長谷部健

東京都葛飾区立石五丁目13番1号

葛飾区

代表者 葛飾区長 青木克徳

東京都中野区中野四丁目8番1号

中野区

代表者 中野区長 酒井直人

東京都江戸川区中央一丁目4番1号

江戸川区

代表者 江戸川区長 斉藤猛

東京都杉並区阿佐谷南一丁目15番1号

杉並区

代表者 杉並区長 田中良

東京都千代田区飯田橋三丁目5番1号

東京二十三区清掃一部事務組合

代表者 管理者 山崎孝明

東京都豊島区南池袋二丁目45番1号

豊島区

代表者 豊島区長 高野之夫

東京都新宿区新宿二丁目10番7号

乙 一般社団法人 東京都中小建設業協会

代表者 会長 山口巖

東京都北区王子本町一丁目15番22号

北区

代表者 北区長 花川與惣太

東京都荒川区荒川二丁目2番3号

荒川区

代表者 荒川区長 西川 太郎

## 災害時における災害廃棄物の処理、処分等に関する協定

千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区及び東京二十三区清掃一部事務組合（以下「甲」と総称する。）と一般社団法人 東京都産業資源循環協会（以下「乙」という。）は、災害時において東京23区内から発生する災害廃棄物の処理、処分等に関して、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、東京23区内に甚大な被害をもたらす地震、水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）、甲が乙に要請する災害廃棄物の処理、処分等の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### （定義）

第2条 この協定における次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 災害廃棄物 災害時に発生したがれき、生活ごみその他災害に起因する廃棄物
- （2） 仮置場 各区が設置する一次仮置場の災害廃棄物を集積し、再度分別した後、破砕、焼却等の処理をするまでの間、保管するため、原則として東京23区が共同して設置する「二次仮置場」

### （協力の要請）

第3条 甲は、災害時において乙の協力が必要であると認めるときは、次に掲げる事項について乙に対し協力を要請することができる。

- （1） 災害廃棄物の撤去
- （2） 災害廃棄物の収集及び運搬
- （3） 災害廃棄物の処理及び処分
- （4） 災害廃棄物の仮置場の造成及び監理
- （5） 前各号に伴い必要となる事項

2 甲は、前項各号に掲げる事項に係る協力（以下「協力」という。）を要請する場合は、文書により行う。ただし、緊急時においては、口頭により要請し、事後において文書により行うことができる。

### （協力の実施）

第4条 乙は、前条の規定による要請があった場合、協力を実施する。ただし、協力要請の受諾の前後にかかわらず、乙が被災等により協力が困難と判断した場合は、この限りでない。

2 乙が、甲の要請がある前に協力を実施する場合は、第7条に規定する甲への報告をもって、甲の要請に基づき行われたものとする。

### （情報の提供等）

第5条 甲は、協力が円滑に得られるように、東京23区内の被害状況、復旧状況その他必要な情報を乙に提供する。

2 乙は、災害時において乙に加盟する事業者等の被害状況、災害廃棄物の処理状況等を甲に報告する。

(協力の期間)

第6条 甲が乙に要請する協力の期間は、甲乙協議の上、決定する。

(報告)

第7条 乙が協力を実施した場合は、事後速やかに甲に報告書を提出する。

(費用の負担)

第8条 乙の協力を要した費用は、甲が負担する。

2 甲が負担する費用の額は、甲乙協議の上、決定する。

(守秘義務)

第9条 甲は、協力の実施中に第5条第2項の規定により知り得た情報について、甲のそれぞれの条例に基づき適切に取り扱うものとする。

2 乙は、協力の実施中に第5条第1項の規定により知り得た情報について、甲の承諾を得ずに、本協定の目的以外に使用してはならない。

(損害賠償)

第10条 甲又は乙は、この協定に基づき実施した事項に関して、相手方又は第三者に損害を与えたときは、それぞれの責めに帰すべき事由に応じて、その賠償の責任を負うものとする。ただし、やむを得ない事情により損害が生じた場合は、甲乙協議の上、処理するものとする。

(連絡窓口)

第11条 この協定に基づく協力に係る連絡窓口は、甲においては災害発生後に設置する特別区災害廃棄物処理初動本部又は特別区災害廃棄物処理対策本部とし、乙においては一般社団法人 東京都産業資源循環協会事務局とする。

(協定の有効期間等)

第12条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の3月前までに甲又は乙から何ら申出がないときは、この協定の有効期間は翌日から同一の内容をもって更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、協議の上、この協定を解除することができる。

(実施細目の作成)

第13条 この協定の円滑な実施を図るため、甲乙協議の上、実施細目を定める。

2 甲又は乙は、前項の実施細目を適宜改定し、災害時の実務に支障をきたすことのないように努める。

(その他)

第14条 この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書25通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

〇〇年 〇月 〇日

東京都千代田区九段南一丁目2番1号

甲 千代田区

代表者 千代田区長 石川 雅己

東京都中央区築地一丁目1番1号

中央区

代表者 中央区長 山本 泰人

東京都港区芝公園一丁目5番25号

港区

代表者 港区長 武井 雅昭

東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号

新宿区

代表者 新宿区長 吉住 健一

東京都文京区春日一丁目16番21号

文京区

代表者 文京区長 成澤 廣修

東京都台東区東上野四丁目5番6号

台東区

代表者 台東区長 服部 征夫

東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号

墨田区

代表者 墨田区長 山本 亨

東京都江東区東陽四丁目11番28号

江東区

代表者 江東区長 山崎 孝明

東京都品川区広町二丁目1番36号

品川区

代表者 品川区長 濱野 健

東京都目黒区上目黒二丁目19番15号

目黒区

代表者 目黒区長 青木英二

東京都板橋区板橋二丁目66番1号

板橋区

代表者 板橋区長 坂本健

東京都大田区蒲田五丁目13番14号

大田区

代表者 大田区長 松原忠義

東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号

練馬区

代表者 練馬区長 前川耀男

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号

世田谷区

代表者 世田谷区長 保坂展人

東京都足立区中央本町一丁目17番1号

足立区

代表者 足立区長 近藤弥生

東京都渋谷区宇田川町1番1号

渋谷区

代表者 渋谷区長 長谷部健

東京都葛飾区立石五丁目13番1号

葛飾区

代表者 葛飾区長 青木克徳

東京都中野区中野四丁目8番1号

中野区

代表者 中野区長 酒井直人

東京都江戸川区中央一丁目4番1号

江戸川区

代表者 江戸川区長 斉藤猛

東京都杉並区阿佐谷南一丁目15番1号

杉並区

代表者 杉並区長 田中良

東京都千代田区飯田橋三丁目5番1号

東京二十三区清掃一部事務組合

代表者 管理者 山崎孝明

東京都豊島区南池袋二丁目45番1号

豊島区

代表者 豊島区長 高野之夫

東京都千代田区内神田一丁目9番13号

乙 一般社団法人 東京都産業資源循環協会

代表者 会長 高橋俊美

東京都北区王子本町一丁目15番22号

北区

代表者 北区長 花川與惣太

東京都荒川区荒川二丁目2番3号

荒川区

代表者 荒川区長 西川 太一郎



## 災害時におけるし尿の収集及び運搬に関する協定

千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区及び江戸川区（以下「甲」と総称する。）と一般社団法人 東京環境保全協会（以下「乙」という。）は、災害時において東京23区内から発生するし尿の収集及び運搬に関して、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、東京23区内に甚大な被害をもたらす地震、水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）、甲が乙に要請するし尿の収集及び運搬の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### （協力の要請）

第2条 甲は、災害時において乙の協力が必要であると認めるときは、次に掲げる事項について乙に対し協力を要請することができる。

- (1) し尿の収集及び運搬
- (2) 前号に伴い必要となる事項

2 甲は、前項各号に掲げる事項に係る協力（以下「協力」という。）を要請する場合は、文書により行う。ただし、緊急時においては、口頭により要請し、事後において文書により行うことができる。

### （協力の実施）

第3条 乙は、前条の規定による要請があった場合、協力を実施する。ただし、協力要請の受諾の前後にかかわらず、乙が被災等により協力が困難と判断した場合は、この限りでない。

2 乙が、甲の要請がある前に協力を実施する場合は、第6条に規定する甲への報告をもって、甲の要請に基づき行われたものとする。

### （情報の提供等）

第4条 甲は、協力が円滑に得られるように、東京23区内の被害状況、復旧状況その他必要な情報を乙に提供する。

2 乙は、災害時において乙に加盟する事業者等の被害状況、し尿の収集及び運搬状況等を甲に報告する。

### （協力の期間）

第5条 甲が乙に要請する協力の期間は、甲乙協議の上、決定する。

### （報告）

第6条 乙が協力を実施した場合は、事後速やかに甲に報告書を提出する。

### （費用の負担）

第7条 乙の協力を要した費用は、甲が負担する。

2 甲が負担する費用の額は、甲乙協議の上、決定する。

(守秘義務)

第8条 甲は、協力の実施中に第4条第2項の規定により知り得た情報について、甲のそれぞれの条例に基づき適切に取り扱うものとする。

2 乙は、協力の実施中に第4条第1項の規定により知り得た情報について、甲の承諾を得ずに、本協定の目的以外に使用してはならない。

(損害賠償)

第9条 甲又は乙は、この協定に基づき実施した事項に関して、相手方又は第三者に損害を与えたときは、それぞれの責めに帰すべき事由に応じて、その賠償の責任を負うものとする。ただし、やむを得ない事情により損害が生じた場合は、甲乙協議の上、処理するものとする。

(連絡窓口)

第10条 この協定に基づく協力に係る連絡窓口は、甲においては災害発生後に設置する特別区災害廃棄物処理初動本部又は特別区災害廃棄物処理対策本部とし、乙においては一般社団法人 東京環境保全協会事務局とする。

(協定の有効期間等)

第11条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の3月前までに甲又は乙から何ら申出がないときは、この協定の有効期間は翌日から同一の内容をもって更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、協議の上、この協定を解除することができる。

(実施細目の作成)

第12条 この協定の円滑な実施を図るため、甲乙協議の上、実施細目を定める。

2 甲又は乙は、前項の実施細目を適宜改定し、災害時の実務に支障をきたすことのないように努める。

(その他)

第13条 この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書24通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

東京都千代田区九段南一丁目2番1号  
甲 千代田区  
代表者 千代田区長 石川 雅己

東京都中央区築地一丁目1番1号  
中央区  
代表者 中央区長 山本 泰人

東京都港区芝公園一丁目5番25号  
港区  
代表者 港区長 武井 雅昭

東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号  
新宿区  
代表者 新宿区長 吉住 健一

東京都文京区春日一丁目16番21号  
文京区  
代表者 文京区長 成澤 廣修

東京都台東区東上野四丁目5番6号  
台東区  
代表者 台東区長 服部 征夫

東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号  
墨田区  
代表者 墨田区長 山本 亨

東京都江東区東陽四丁目11番28号  
江東区  
代表者 江東区長 山崎 孝明

東京都品川区広町二丁目1番36号  
品川区  
代表者 品川区長 濱野 健

東京都目黒区上目黒二丁目19番15号

目黒区

代表者 目黒区長 青木英二

東京都板橋区板橋二丁目66番1号

板橋区

代表者 板橋区長 坂本健

東京都大田区蒲田五丁目13番14号

大田区

代表者 大田区長 松原忠義

東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号

練馬区

代表者 練馬区長 前川耀男

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号

世田谷区

代表者 世田谷区長 保坂展人

東京都足立区中央本町一丁目17番1号

足立区

代表者 足立区長 近藤弥生

東京都渋谷区宇田川町1番1号

渋谷区

代表者 渋谷区長 長谷部健

東京都葛飾区立石五丁目13番1号

葛飾区

代表者 葛飾区長 青木克徳

東京都中野区中野四丁目8番1号

中野区

代表者 中野区長 酒井直人

東京都江戸川区中央一丁目4番1号

江戸川区

代表者 江戸川区長 斉藤猛

東京都杉並区阿佐谷南一丁目15番1号

杉並区

代表者 杉並区長 田中良

東京都千代田区九段北一丁目6番4号

乙 一般社団法人 東京環境保全協会

代表者 会長 田口勝久

東京都豊島区南池袋二丁目45番1号

豊島区

代表者 豊島区長 高野之夫

東京都北区王子本町一丁目15番22号

北区

代表者 北区長 花川與惣太

東京都荒川区荒川二丁目2番3号

荒川区

代表者 荒川区長 西川 太郎

## 災害時におけるし尿の収集及び運搬に関する協定

千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区及び江戸川区（以下「甲」と総称する。）と東京廃棄物事業協同組合（以下「乙」という。）は、災害時において東京23区内から発生するし尿の収集及び運搬に関して、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、東京23区内に甚大な被害をもたらす地震、水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）、甲が乙に要請するし尿の収集及び運搬の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### （協力の要請）

第2条 甲は、災害時において乙の協力が必要であると認めるときは、次に掲げる事項について乙に対し協力を要請することができる。

- （1）し尿の収集及び運搬
- （2）前号に伴い必要となる事項

2 甲は、前項各号に掲げる事項に係る協力（以下「協力」という。）を要請する場合は、文書により行う。ただし、緊急時においては、口頭により要請し、事後において文書により行うことができる。

### （協力の実施）

第3条 乙は、前条の規定による要請があった場合、協力を実施する。ただし、協力要請の受諾の前後にかかわらず、乙が被災等により協力が困難と判断した場合は、この限りでない。

2 乙が、甲の要請がある前に協力を実施する場合は、第6条に規定する甲への報告をもって、甲の要請に基づき行われたものとする。

### （情報の提供等）

第4条 甲は、協力が円滑に得られるように、東京23区内の被害状況、復旧状況その他必要な情報を乙に提供する。

2 乙は、災害時において乙に加盟する事業者等の被害状況、し尿の収集及び運搬状況等を甲に報告する。

### （協力の期間）

第5条 甲が乙に要請する協力の期間は、甲乙協議の上、決定する。

### （報告）

第6条 乙が協力を実施した場合は、事後速やかに甲に報告書を提出する。

### （費用の負担）

第7条 乙の協力を要した費用は、甲が負担する。

2 甲が負担する費用の額は、甲乙協議の上、決定する。

(守秘義務)

第8条 甲は、協力の実施中に第4条第2項の規定により知り得た情報について、甲のそれぞれの条例に基づき適切に取り扱うものとする。

2 乙は、協力の実施中に第4条第1項の規定により知り得た情報について、甲の承諾を得ずに、本協定の目的以外に使用してはならない。

(損害賠償)

第9条 甲又は乙は、この協定に基づき実施した事項に関して、相手方又は第三者に損害を与えたときは、それぞれの責めに帰すべき事由に応じて、その賠償の責任を負うものとする。ただし、やむを得ない事情により損害が生じた場合は、甲乙協議の上、処理するものとする。

(連絡窓口)

第10条 この協定に基づく協力に係る連絡窓口は、甲においては災害発生後に設置する特別区災害廃棄物処理初動本部又は特別区災害廃棄物処理対策本部とし、乙においては東京廃棄物事業協同組合事務局とする。

(協定の有効期間等)

第11条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の3月前までに甲又は乙から何ら申出がないときは、この協定の有効期間は翌日から同一の内容をもって更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、協議の上、この協定を解除することができる。

(実施細目の作成)

第12条 この協定の円滑な実施を図るため、甲乙協議の上、実施細目を定める。

2 甲又は乙は、前項の実施細目を適宜改定し、災害時の実務に支障をきたすことのないように努める。

(その他)

第13条 この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書24通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

〇〇年 〇月 〇日

東京都千代田区九段南一丁目2番1号

甲 千代田区

代表者 千代田区長 石川 雅己

東京都中央区築地一丁目1番1号

中央区

代表者 中央区長 山本 泰人

東京都港区芝公園一丁目5番25号

港区

代表者 港区長 武井 雅昭

東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号

新宿区

代表者 新宿区長 吉住 健一

東京都文京区春日一丁目16番21号

文京区

代表者 文京区長 成澤 廣修

東京都台東区東上野四丁目5番6号

台東区

代表者 台東区長 服部 征夫

東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号

墨田区

代表者 墨田区長 山本 亨

東京都江東区東陽四丁目11番28号

江東区

代表者 江東区長 山崎 孝明

東京都品川区広町二丁目1番36号

品川区

代表者 品川区長 濱野 健

東京都目黒区上目黒二丁目19番15号  
目黒区  
代表者 目黒区長 青木英二

東京都大田区蒲田五丁目13番14号  
大田区  
代表者 大田区長 松原忠義

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号  
世田谷区  
代表者 世田谷区長 保坂展人

東京都渋谷区宇田川町1番1号  
渋谷区  
代表者 渋谷区長 長谷部 健

東京都中野区中野四丁目8番1号  
中野区  
代表者 中野区長 酒井直人

東京都杉並区阿佐谷南一丁目15番1号  
杉並区  
代表者 杉並区長 田中 良

東京都豊島区南池袋二丁目45番1号  
豊島区  
代表者 豊島区長 高野之夫

東京都北区王子本町一丁目15番22号  
北区  
代表者 北区長 花川 與惣太

東京都荒川区荒川二丁目2番3号  
荒川区  
代表者 荒川区長 西川 太一郎

東京都板橋区板橋二丁目66番1号  
板橋区  
代表者 板橋区長 坂本 健

東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号  
練馬区  
代表者 練馬区長 前川 耀男

東京都足立区中央本町一丁目17番1号  
足立区  
代表者 足立区長 近藤 弥生

東京都葛飾区立石五丁目13番1号  
葛飾区  
代表者 葛飾区長 青木 克徳

東京都江戸川区中央一丁目4番1号  
江戸川区  
代表者 江戸川区長 斉藤 猛

東京都新宿区高田馬場一丁目28番10号  
乙 東京廃棄物事業協同組合  
代表者 理事長 豊城 勇一



## 災害時におけるし尿の処理、処分等に関する協定

千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区及び東京二十三区清掃一部事務組合（以下「甲」と総称する。）と株式会社 京葉興業（以下「乙」という。）は、災害時において東京23区内から発生するし尿の処理、処分等に関して、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、東京23区内に甚大な被害をもたらす地震、水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）、甲が乙に要請するし尿の処理、処分等の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### （協力の要請）

第2条 甲は、災害時において乙の協力が必要であると認めるときは、次に掲げる事項について乙に対し協力を要請することができる。

- (1) し尿の受入れ並びに処理及び処分
- (2) 前号に伴い必要となる事項

2 甲は、前項各号に掲げる事項に係る協力（以下「協力」という。）を要請する場合は、文書により行う。ただし、緊急時においては、口頭により要請し、事後において文書により行うことができる。

### （協力の実施）

第3条 乙は、前条の規定による要請があった場合、協力を実施する。ただし、協力要請の受諾の前後にかかわらず、乙が被災等により協力が困難と判断した場合は、この限りでない。

2 乙が、甲の要請がある前に協力を実施する場合は、第6条に規定する甲への報告をもって、甲の要請に基づき行われたものとする。

### （情報の提供等）

第4条 甲は、協力が円滑に得られるように、東京23区内の被害状況、復旧状況その他必要な情報を乙に提供する。

2 乙は、災害時において乙の管理する施設の被害状況、し尿の処理状況等を甲に報告する。

### （協力の期間）

第5条 甲が乙に要請する協力の期間は、甲乙協議の上、決定する。

### （報告）

第6条 乙が協力を実施した場合は、事後速やかに甲に報告書を提出する。

### （費用の負担）

第7条 乙の協力を要した費用は、甲が負担する。

2 甲が負担する費用の額は、甲乙協議の上、決定する。

(守秘義務)

第8条 甲は、協力の実施中に第4条第2項の規定により知り得た情報について、甲のそれぞれの条例に基づき適切に取り扱うものとする。

2 乙は、協力の実施中に第4条第1項の規定により知り得た情報について、甲の承諾を得ずに、本協定の目的以外に使用してはならない。

(損害賠償)

第9条 甲又は乙は、この協定に基づき実施した事項に関して、相手方又は第三者に損害を与えたときは、それぞれの責めに帰すべき事由に応じて、その賠償の責任を負うものとする。ただし、やむを得ない事情により損害が生じた場合は、甲乙協議の上、処理するものとする。

(連絡窓口)

第10条 この協定に基づく協力に係る連絡窓口は、甲においては災害発生後に設置する特別区災害廃棄物処理初動本部又は特別区災害廃棄物処理対策本部とし、乙においては株式会社 京葉興業とする。

(協定の有効期間等)

第11条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の3月前までに甲又は乙から何ら申出がないときは、この協定の有効期間は翌日から同一の内容をもって更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、協議の上、この協定を解除することができる。

(実施細目の作成)

第12条 この協定の円滑な実施を図るため、甲乙協議の上、実施細目を定める。

2 甲又は乙は、前項の実施細目を適宜改定し、災害時の実務に支障をきたすことのないように努める。

(その他)

第13条 この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書25通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

〇〇年 〇月 〇日

東京都千代田区九段南一丁目2番1号  
甲 千代田区  
代表者 千代田区長 石川 雅己

東京都中央区築地一丁目1番1号  
中央区  
代表者 中央区長 山本 泰人

東京都港区芝公園一丁目5番25号  
港区  
代表者 港区長 武井 雅昭

東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号  
新宿区  
代表者 新宿区長 吉住 健一

東京都文京区春日一丁目16番21号  
文京区  
代表者 文京区長 成澤 廣修

東京都台東区東上野四丁目5番6号  
台東区  
代表者 台東区長 服部 征夫

東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号  
墨田区  
代表者 墨田区長 山本 亨

東京都江東区東陽四丁目11番28号  
江東区  
代表者 江東区長 山崎 孝明

東京都品川区広町二丁目1番36号  
品川区  
代表者 品川区長 濱野 健

東京都目黒区上目黒二丁目19番15号

目黒区

代表者 目黒区長 青木英二

東京都板橋区板橋二丁目66番1号

板橋区

代表者 板橋区長 坂本健

東京都大田区蒲田五丁目13番14号

大田区

代表者 大田区長 松原忠義

東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号

練馬区

代表者 練馬区長 前川耀男

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号

世田谷区

代表者 世田谷区長 保坂展人

東京都足立区中央本町一丁目17番1号

足立区

代表者 足立区長 近藤弥生

東京都渋谷区宇田川町1番1号

渋谷区

代表者 渋谷区長 長谷部健

東京都葛飾区立石五丁目13番1号

葛飾区

代表者 葛飾区長 青木克徳

東京都中野区中野四丁目8番1号

中野区

代表者 中野区長 酒井直人

東京都江戸川区中央一丁目4番1号

江戸川区

代表者 江戸川区長 斉藤猛

東京都杉並区阿佐谷南一丁目15番1号

杉並区

代表者 杉並区長 田中良

東京都千代田区飯田橋三丁目5番1号

東京二十三区清掃一部事務組合

代表者 管理者 山崎孝明

東京都豊島区南池袋二丁目45番1号

豊島区

代表者 豊島区長 高野之夫

東京都江戸川区篠崎町一丁目2番6号

乙 株式会社 京葉興業

代表者 代表取締役 鈴木宏和

東京都北区王子本町一丁目15番22号

北区

代表者 北区長 花川與惣太

東京都荒川区荒川二丁目2番3号

荒川区

代表者 荒川区長 西川 太郎

## 災害時におけるし尿の処理、処分等に関する協定

千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区及び東京二十三区清掃一部事務組合（以下「甲」と総称する。）と株式会社 太陽油化（以下「乙」という。）は、災害時において東京23区内から発生するし尿の処理、処分等に関して、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、東京23区内に甚大な被害をもたらす地震、水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）、甲が乙に要請するし尿の処理、処分等の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### （協力の要請）

第2条 甲は、災害時において乙の協力が必要であると認めるときは、次に掲げる事項について乙に対し協力を要請することができる。

- (1) し尿の受入れ並びに処理及び処分
- (2) 前号に伴い必要となる事項

2 甲は、前項各号に掲げる事項に係る協力（以下「協力」という。）を要請する場合は、文書により行う。ただし、緊急時においては、口頭により要請し、事後において文書により行うことができる。

### （協力の実施）

第3条 乙は、前条の規定による要請があった場合、協力を実施する。ただし、協力要請の受諾の前後にかかわらず、乙が被災等により協力が困難と判断した場合は、この限りでない。

2 乙が、甲の要請がある前に協力を実施する場合は、第6条に規定する甲への報告をもって、甲の要請に基づき行われたものとする。

### （情報の提供等）

第4条 甲は、協力が円滑に得られるように、東京23区内の被害状況、復旧状況その他必要な情報を乙に提供する。

2 乙は、災害時において乙の管理する施設の被害状況、し尿の処理状況等を甲に報告する。

### （協力の期間）

第5条 甲が乙に要請する協力の期間は、甲乙協議の上、決定する。

### （報告）

第6条 乙が協力を実施した場合は、事後速やかに甲に報告書を提出する。

### （費用の負担）

第7条 乙の協力を要した費用は、甲が負担する。

2 甲が負担する費用の額は、甲乙協議の上、決定する。

(守秘義務)

第8条 甲は、協力の実施中に第4条第2項の規定により知り得た情報について、甲のそれぞれの条例に基づき適切に取り扱うものとする。

2 乙は、協力の実施中に第4条第1項の規定により知り得た情報について、甲の承諾を得ずに、本協定の目的以外に使用してはならない。

(損害賠償)

第9条 甲又は乙は、この協定に基づき実施した事項に関して、相手方又は第三者に損害を与えたときは、それぞれの責めに帰すべき事由に応じて、その賠償の責任を負うものとする。ただし、やむを得ない事情により損害が生じた場合は、甲乙協議の上、処理するものとする。

(連絡窓口)

第10条 この協定に基づく協力に係る連絡窓口は、甲においては災害発生後に設置する特別区災害廃棄物処理初動本部又は特別区災害廃棄物処理対策本部とし、乙においては株式会社 太陽油化とする。

(協定の有効期間等)

第11条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の3月前までに甲又は乙から何ら申出がないときは、この協定の有効期間は翌日から同一の内容をもって更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、協議の上、この協定を解除することができる。

(実施細目の作成)

第12条 この協定の円滑な実施を図るため、甲乙協議の上、実施細目を定める。

2 甲又は乙は、前項の実施細目を適宜改定し、災害時の実務に支障をきたすことのないように努める。

(その他)

第13条 この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書25通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

〇〇年 〇月 〇日

東京都千代田区九段南一丁目2番1号  
甲 千代田区  
代表者 千代田区長 石川 雅己

東京都中央区築地一丁目1番1号  
中央区  
代表者 中央区長 山本 泰人

東京都港区芝公園一丁目5番25号  
港区  
代表者 港区長 武井 雅昭

東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号  
新宿区  
代表者 新宿区長 吉住 健一

東京都文京区春日一丁目16番21号  
文京区  
代表者 文京区長 成澤 廣修

東京都台東区東上野四丁目5番6号  
台東区  
代表者 台東区長 服部 征夫

東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号  
墨田区  
代表者 墨田区長 山本 亨

東京都江東区東陽四丁目11番28号  
江東区  
代表者 江東区長 山崎 孝明

東京都品川区広町二丁目1番36号  
品川区  
代表者 品川区長 濱野 健

東京都目黒区上目黒二丁目1番15号  
目黒区  
代表者 目黒区長 青木英二

東京都大田区蒲田五丁目1番14号  
大田区  
代表者 大田区長 松原忠義

東京都世田谷区世田谷四丁目2番27号  
世田谷区  
代表者 世田谷区長 保坂展人

東京都渋谷区宇田川町1番1号  
渋谷区  
代表者 渋谷区長 長谷部 健

東京都中野区中野四丁目8番1号  
中野区  
代表者 中野区長 酒井直人

東京都杉並区阿佐谷南一丁目1番1号  
杉並区  
代表者 杉並区長 田中 良

東京都豊島区南池袋二丁目4番1号  
豊島区  
代表者 豊島区長 高野之夫

東京都北区王子本町一丁目1番22号  
北区  
代表者 北区長 花川 與惣太

東京都荒川区荒川二丁目2番3号  
荒川区  
代表者 荒川区長 西川 太郎

東京都板橋区板橋二丁目6番1号  
板橋区  
代表者 板橋区長 坂本 健

東京都練馬区豊玉北六丁目1番1号  
練馬区  
代表者 練馬区長 前川 耀男

東京都足立区中央本町一丁目1番1号  
足立区  
代表者 足立区長 近藤 弥生

東京都葛飾区立石五丁目1番1号  
葛飾区  
代表者 葛飾区長 青木 克徳

東京都江戸川区中央一丁目4番1号  
江戸川区  
代表者 江戸川区長 斉藤 猛

東京都千代田区飯田橋三丁目5番1号  
東京二十三区清掃一部事務組合  
代表者 管理者 山崎 孝明

東京都板橋区三園二丁目1番2号  
乙 株式会社 太陽油化  
代表者 代表取締役 石田 太平



## 豊島区と遊佐町との非常災害時等における相互応援に関する協定

### (趣旨)

第1条 豊島区並びに遊佐町は、相互協力の友愛的精神に基づき、いずれかの自治体の地域において大規模な災害が発生し、被災した自治体独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、被災した自治体の要請により、災害を受けていない自治体が協力・応援を行い、もって、被災した自治体が応急対策や復旧対策を円滑に遂行できるようにするため、この協定を締結する。

### (連絡の窓口)

第2条 豊島区並びに遊佐町は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当の部局を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

### (応援の手続)

第3条 応援を要請する自治体は、次の事項を明らかにし、前条に定める連絡担当部局を通じて、ファクシミリ、電話または電信により応援を要請し、後日、速やかに公文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 次条第1号及び第2号に掲げるものの品名、数量等
- (3) 次条第3号に掲げるものの職種別人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) その他必要な事項

### (応援の種類)

第4条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水、生活必需品等の救助救援用物資の提供
- (2) 医療・防疫資器材、発電機、車両等の応援対策用資器材の提供又は貸与
- (3) 医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (4) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (5) その他、特に要請のあった事項

### (物資の輸送等)

第5条 救援物資、資器材、人員等の輸送は、原則として、応援を要請した自治体を実施するものとする。ただし、応援を要請した自治体による輸送が困難な場合には、応援を行う自治体にこれを依頼することができる。

### (経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、応援を受けた自治体の負担とする。

2 応援を受けた自治体が、前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ応援を受けた自治体から要請があった場合には応援を行う自治体が、当該費用を一時繰替え支弁するものとする。

### (資料・情報の交換)

第7条 豊島区並びに遊佐町は、この協定による応援が円滑に行われるよう、毎年、一定の時期に、地域防災計画をはじめ災害に関する情報・資料を相互に交換するものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項は、第2条に定める連絡担当部局が協議して決定するものとする。

平成7年5月19日

東京都豊島区

豊島区長 加 藤 一 敏

山形県遊佐町

遊佐町長 小 野 寺 喜 一 郎

## 豊島区と秩父市との非常災害時等における相互応援に関する協定

### (趣 旨)

第1条 豊島区並びに秩父市は、姉妹都市提携の精神に基づき、いずれかの都市の地域において大規模な災害が発生し、被災した都市独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、被災した都市の要請により、災害を受けていない都市が協力・応援を行い、もって、被災した都市が応急対策や復旧対策を円滑に遂行できるようにするため、この協定を締結する。

### (連絡の窓口)

第2条 豊島区並びに秩父市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当の部局を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

### (応援の手続)

第3条 応援を要請する都市は、次の事項を明らかにし、前条に定める連絡担当部局を通じて、ファクシミリ、電話または電信により応援を要請し、後日、速やかに公文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 次条第1号及び第2号に掲げるものの品名、数量等
- (3) 次条第3号に掲げるものの職種別人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) その他必要な事項

### (応援の種類)

第4条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水、生活必需品等の救助救援用物資の提供。
- (2) 医療・防疫資器材、発電機、車両等の応援対策用資器材の提供又は貸与。
- (3) 医療職、技術職、技能職等の職員の派遣。
- (4) 被災者の一時収容のための施設の提供。
- (5) その他、特に要請のあった事項。

### (物資の輸送等)

第5条 救援物資、資器材、人員等の輸送は、原則として、応援を要請した都市が実施するものとする。ただし、応援を要請した都市による輸送が困難な場合には、応援を行う都市にこれを依頼することができる。

### (経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、応援を受けた都市の負担とする。

2 応援を受けた都市が、前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ応援を受けた都市から要請があった場合には応援を行う都市が、当該費用を一時繰替え支弁するものとする。

### (資料・情報の交換)

第7条 豊島区並びに秩父市は、この協定による応援が円滑に行われるよう、毎年、一定の時期に、地域防災計画をはじめ災害に関する情報・資料を相互に交換するものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項は、第2条に定める連絡担当部局が協議して決定するものとする。

平成7年6月7日

東京都豊島区

豊島区長 加 藤 一 敏

埼玉県秩父市

秩父市長 内 田 全 一

## 豊島区と猪苗代町との非常災害時等における相互応援に関する協定

### (趣 旨)

第1条 豊島区並びに猪苗代町は、相互協力の友愛的精神に基づき、いずれかの自治体の地域において大規模な災害が発生し、被災した自治体独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、被災した自治体の要請により、災害を受けていない自治体が協力・応援を行い、もって、被災した自治体が応急対策や復旧対策を円滑に遂行できるようにするため、この協定を締結する。

### (連絡の窓口)

第2条 豊島区並びに猪苗代町は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当の部局を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

### (応援の手続)

第3条 応援を要請する自治体は、次の事項を明らかにし、前条に定める連絡担当部局を通じて、ファクシミリ、電話または電信により応援を要請し、後日、速やかに公文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 次条第1号及び第2号に掲げるものの品名、数量等
- (3) 次条第3号に掲げるものの職種別人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) その他必要な事項

### (応援の種類)

第4条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水、生活必需品等の救助救援用物資の提供
- (2) 医療・防疫資器材、発電機、車両等の応援対策用資器材の提供又は貸与
- (3) 医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (4) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (5) その他、特に要請のあった事項

### (物資の輸送等)

第5条 救援物資、資器材、人員等の輸送は、原則として、応援を要請した自治体を実施するものとする。ただし、応援を要請した自治体による輸送が困難な場合には、応援を行う自治体にこれを依頼することができる。

### (経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、応援を受けた自治体の負担とする。

2 応援を受けた自治体が、前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ応援を受けた自治体から要請があった場合には応援を行う自治体が、当該費用を一時繰替え支弁するものとする。

### (資料・情報の交換)

第7条 豊島区並びに猪苗代町は、この協定による応援が円滑に行われるよう、毎年、一定の時期に、地域防災計画をはじめ災害に関する情報・資料を相互に交換するものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項は、第2条に定める連絡担当部局が協議して決定するものとする。

平成7年7月6日

東京都豊島区

豊島区長

加

藤

一

敏

福島県猪苗代町

猪苗代町長

津

金

要

雄

## 豊島区と三芳町との非常災害時等における相互応援に関する協定

### (趣 旨)

第1条 豊島区並びに三芳町は、相互協力の友愛的精神に基づき、いずれかの自治体の地域において大規模な災害が発生し、被災した自治体独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、被災した自治体の要請により、災害を受けていない自治体が協力・応援を行い、もって、被災した自治体が応急対策や復旧対策を円滑に遂行できるようにするため、この協定を締結する。

### (連絡の窓口)

第2条 豊島区並びに三芳町は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当の部局を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

### (応援の手続)

第3条 応援を要請する自治体は、次の事項を明らかにし、前条に定める連絡担当部局を通じて、ファクシミリ、電話または電信により応援を要請し、後日、速やかに公文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 次条第1号及び第2号に掲げるものの品名、数量等
- (3) 次条第3号に掲げるものの職種別人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) その他必要な事項

### (応援の種類)

第4条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水、生活必需品等の救助救援用物資の提供
- (2) 医療・防疫資器材、発電機、車両等の応援対策用資器材の提供又は貸与
- (3) 医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (4) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (5) その他、特に要請のあった事項

### (物資の輸送等)

第5条 救援物資、資器材、人員等の輸送は、原則として、応援を要請した自治体を実施するものとする。ただし、応援を要請した自治体による輸送が困難な場合には、応援を行う自治体にこれを依頼することができる。

### (経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、応援を受けた自治体の負担とする。

2 応援を受けた自治体が、前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ応援を受けた自治体から要請があった場合には応援を行う自治体が、当該費用を一時繰替え支弁するものとする。

### (資料・情報の交換)

第7条 豊島区並びに三芳町は、この協定による応援が円滑に行われるよう、毎年、一定の時期に、地域防災計画をはじめ災害に関する情報・資料を相互に交換するものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項は、第2条に定める連絡担当部局が協議して決定するものとする。

平成9年2月10日

東京都豊島区

豊島区長

加

藤

一

敏

埼玉県三芳町

三芳町長

林

孝

次



## 豊島区と一関市との非常災害時等における相互応援に関する協定

### (趣旨)

第1条 豊島区並びに一関市は、相互協力の友愛精神に基づき、いずれかの自治体の地域において大規模な災害が発生し、被災した自治体独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、被災した自治体の要請により、災害を受けていない自治体が協力・応援を行い、もって、被災した自治体が応急対策や復旧対策を円滑に遂行できるようにするため、この協定を締結する。

### (連絡の窓口)

第2条 豊島区並びに一関市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当の部局を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

### (応援の手続き)

第3条 応援を要請する自治体は、次の事項を明らかにし、前条に定める連絡担当部局を通じて、ファクシミリ、電話または電信により応援を要請し、後日、速やかに公文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 次条第1号及び第2号に掲げるものの品名、数量等
- (3) 次条第3号に掲げるものの職種別人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) その他必要な事項

### (応援の種類)

第4条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水、生活必需品等の救助救援用物資の提供
- (2) 医療、防疫資器材、発電機、車両等の応援対策用資器材の提供又は貸与
- (3) 医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (4) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (5) その他、特に要請のあった事項

### (物資の輸送等)

第5条 救援物資、資器材、人員等の輸送は、原則として、応援を要請した自治体を実施するものとする。ただし、応援を要請した自治体による輸送が困難な場合には、応援を行う自治体にこれを依頼することができる。

### (経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、応援を受けた自治体の負担とする。

2 応援を受けた自治体が、前項に規定する費用を弁済するいとまがなく、かつ応援を受けた自治体から要請があった場合には応援を行う自治体が、当該費用を一時繰替え支弁するものとする。

### (資料・情報の交換)

第7条 豊島区並びに一関市は、この協定による応援が円滑に行われるよう、毎年、一定の時期に、地域防災計画をはじめ災害に関する情報・資料を相互に交換するものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項は、第2条に定める連絡担当部局が協議して決定するものとする。

平成13年6月30日

東京都豊島区

豊島区長

高野之夫

岩手県一関市

一関市長

浅井東兵衛

## 豊島区と関市との非常災害時等における相互応援に関する協定

### (趣旨)

第1条 豊島区並びに関市は、相互協力の友愛精神に基づき、いずれかの自治体の地域において大規模な災害が発生し、被災した自治体独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、被災した自治体の要請により、災害を受けていない自治体が協力・応援を行い、もって、被災した自治体が応急対策や復旧対策を円滑に遂行できるようにするため、この協定を締結する。

### (連絡の窓口)

第2条 豊島区並びに関市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当の部局を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

### (応援の手続き)

第3条 応援を要請する自治体は、次の事項を明らかにし、前条に定める連絡担当部局を通じて、ファクシミリ、電話または電信により応援を要請し、後日、速やかに公文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 次条第1号及び第2号に掲げるものの品名、数量等
- (3) 次条第3号に掲げるものの職種別人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) その他必要な事項

### (応援の種類)

第4条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水、生活必需品等の救助救援用物資の提供
- (2) 医療、防疫資器材、発電機、車両等の応援対策用資器材の提供又は貸与
- (3) 医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (4) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (5) その他、特に要請のあった事項

### (物資の輸送等)

第5条 救援物資、資器材、人員等の輸送は、原則として、応援を要請した自治体を実施するものとする。ただし、応援を要請した自治体による輸送が困難な場合には、応援を行う自治体にこれを依頼することができる。

### (経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、応援を受けた自治体の負担とする。

2 応援を受けた自治体が、前項に規定する費用を弁済するいとまがなく、かつ応援を受けた自治体から要請があった場合には応援を行う自治体が、当該費用を一時繰替え支弁するものとする。

### (資料・情報の交換)

第7条 豊島区並びに関市は、この協定による応援が円滑に行われるよう、毎年、一定の時期に、地域防災計画をはじめ災害に関する情報・資料を相互に交換するものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項は、第2条に定める連絡担当部局が協議して決定するものとする。

平成13年11月13日

東京都豊島区

豊島区長 高野之夫

岐阜県関市

関市長 後藤昭夫

## 豊島区と神流町との非常災害時等における相互応援に関する協定

### (趣 旨)

第1条 豊島区並びに神流町は、相互協力の友愛的精神に基づき、いずれかの自治体の地域において大規模な災害が発生し、被災した自治体独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、被災した自治体の要請により、災害を受けていない自治体が協力・応援を行い、もって、被災した自治体が応急対策や復旧対策を円滑に遂行できるようにするため、この協定を締結する。

### (連絡の窓口)

第2条 豊島区並びに神流町は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当の部局を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

### (応援の手続)

第3条 応援を要請する自治体は、次の事項を明らかにし、前条に定める連絡担当部局を通じて、ファクシミリ、電話または電信により応援を要請し、後日、速やかに公文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 次条第1号及び第2号に掲げるものの品名、数量等
- (3) 次条第3号に掲げるものの職種別人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) その他必要な事項

### (応援の種類)

第4条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水、生活必需品等の救助救援用物資の提供
- (2) 医療、防疫資器材、発電機、車両等の応急対策用資器材の提供又は貸与
- (3) 医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (4) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (5) その他、特に要請のあった事項

### (物資の輸送等)

第5条 救援物資、資器材、人員等の輸送は、原則として、応援を要請した自治体を実施するものとする。ただし、応援を要請した自治体による輸送が困難な場合には、応援を行う自治体にこれを依頼することができる。

### (経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、応援を受けた自治体の負担とする。

- 2 応援を受けた自治体が、前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ応援を受けた自治体から要請があった場合には応援を行う自治体が、当該費用を一時繰替え支弁するものとする。

### (資料・情報の交換)

第7条 豊島区並びに神流町は、この協定による応援が円滑に行われるよう、毎年、一定の時期に、地域防災計画をはじめ災害に関する情報・資料を相互に交換するものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項は、第2条に定める連絡担当部局が協議して決定するものとする。

平成15年7月9日

東京都豊島区

豊島区長 高 野 之 夫

群馬県神流町

神流町長 宮 前 鍬 十 郎

## 豊島区と魚沼市との非常災害時等における相互応援に関する協定

### (趣旨)

第1条 豊島区並びに魚沼市は、相互協力の友愛的精神に基づき、いずれかの自治体の地域において大規模な災害が発生し、被災した自治体独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、被災した自治体の要請により、災害を受けていない自治体が協力・応援を行い、もって、被災した自治体が応急対策や復旧対策を円滑に遂行できるようにするため、この協定を締結する。

### (連絡の窓口)

第2条 豊島区並びに魚沼市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当の部局を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

### (応援の手続)

第3条 応援を要請する自治体は、次の事項を明らかにし、前条に定める連絡担当部局を通じて、ファクシミリ、電話または電信により応援を要請し、後日、速やかに公文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 次条第1号及び第2号に掲げるものの品名、数量等
- (3) 次条第3号に掲げるものの職種別人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) その他必要な事項

### (応援の種類)

第4条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水、生活必需品等の救助救援用物資の提供
- (2) 医療、防疫資器材、発電機、車両等の応急対策用資器材の提供又は貸与
- (3) 医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (4) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (5) その他、特に要請のあった事項

### (物資の輸送等)

第5条 救援物資、資器材、人員等の輸送は、原則として、応援を要請した自治体を実施するものとする。ただし、応援を要請した自治体による輸送が困難な場合には、応援を行う自治体にこれを依頼することができる。

### (経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、応援を受けた自治体の負担とする。

2 応援を受けた自治体が、前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ応援を受けた自治体から要請があった場合には応援を行う自治体が、当該費用を一時繰替え支弁するものとする。

### (資料・情報の交換)

第7条 豊島区並びに魚沼市は、この協定による応援が円滑に行われるよう、毎年、一定の時期に、地域防災計画をはじめ災害に関する情報・資料を相互に交換するものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項は、第2条に定める連絡担当部局が協議して決定するものとする。

平成17年4月14日

東京都豊島区

豊島区長

高

野

之

夫

新潟県魚沼市

魚沼市長

星

野

芳

昭



## 豊島区と箕輪町との非常災害時等における相互応援に関する協定

### (趣 旨)

第1条 豊島区並びに箕輪町は、相互協力の友愛的精神に基づき、いずれかの自治体の地域において大規模な災害が発生し、被災した自治体独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、被災した自治体の要請により、災害を受けていない自治体が協力・応援を行い、もって、被災した自治体が応急対策や復旧対策を円滑に遂行できるようにするため、この協定を締結する。

### (連絡の窓口)

第2条 豊島区並びに箕輪町は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当の部局を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

### (応援の手続)

第3条 応援を要請する自治体は、次の事項を明らかにし、前条に定める連絡担当部局を通じて、ファクシミリ、電話または電信により応援を要請し、後日、速やかに公文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 次条第1号及び第2号に掲げるものの品名、数量等
- (3) 次条第3号に掲げるものの職種別人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) その他必要な事項

### (応援の種類)

第4条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水、生活必需品等の救助救援用物資の提供
- (2) 医療、防疫資器材、発電機、車両等の応急対策用資器材の提供又は貸与
- (3) 医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (4) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (5) その他、特に要請のあった事項

### (物資の輸送等)

第5条 救援物資、資器材、人員等の輸送は、原則として、応援を要請した自治体が実施するものとする。ただし、応援を要請した自治体による輸送が困難な場合には、応援を行う自治体にこれを依頼することができる。

### (経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、応援を受けた自治体の負担とする。

2 応援を受けた自治体が、前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ応援を受けた自治体から要請があった場合には応援を行う自治体が、当該費用を一時繰替え支弁するものとする。

### (資料・情報の交換)

第7条 豊島区並びに箕輪町は、この協定による応援が円滑に行われるよう、毎年、一定の時期に、地域防災計画をはじめ災害に関する情報・資料を相互に交換するものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項は、第2条に定める連絡担当部局が協議して決定するものとする。

平成17年4月23日

東京都豊島区

豊島区長

高

野

之

夫

長野県箕輪町

箕輪町長

平

澤

豊

満

## 豊島区と常陸大宮市との非常災害時等における相互応援に関する協定

### (趣旨)

第1条 豊島区並びに常陸大宮市は、相互協力の友愛的精神に基づき、いずれかの自治体の地域において大規模な災害が発生し、被災した自治体独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、被災した自治体の要請により、災害を受けていない自治体が協力・応援を行い、もって、被災した自治体が応急対策や復旧対策を円滑に遂行できるようにするため、この協定を締結する。

### (連絡の窓口)

第2条 豊島区並びに常陸大宮市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当の部局を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

### (応援の手続)

第3条 応援を要請する自治体は、次の事項を明らかにし、前条に定める連絡担当部局を通じて、ファクシミリ、電話または電信により応援を要請し、後日、速やかに公文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 次条第1号及び第2号に掲げるものの品名、数量等
- (3) 次条第3号に掲げるものの職種別人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) その他必要な事項

### (応援の種類)

第4条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水、生活必需品等の救助救援用物資の提供
- (2) 医療、防疫資器材、発電機、車両等の応急対策用資器材の提供又は貸与
- (3) 医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (4) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (5) その他、特に要請のあった事項

### (物資の輸送等)

第5条 救援物資、資器材、人員等の輸送は、原則として、応援を要請した自治体を実施するものとする。ただし、応援を要請した自治体による輸送が困難な場合には、応援を行う自治体にこれを依頼することができる。

### (経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、応援を受けた自治体の負担とする。

2 応援を受けた自治体が、前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ応援を受けた自治体から要請があった場合には応援を行う自治体が、当該費用を一時繰替え支弁するものとする。

### (資料・情報の交換)

第7条 豊島区並びに常陸大宮市は、この協定による応援が円滑に行われるよう、毎年、一定の時期に、地域防災計画をはじめ災害に関する情報・資料を相互に交換するものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項は、第2条に定める連絡担当部局が協議して決定するものとする。

平成17年5月12日

東京都豊島区

豊島区長 高 野 之 夫

茨城県常陸大宮市

常陸大宮市長 矢 数 浩

## 豊島区と那須烏山市との非常災害時等における相互応援に関する協定

### (趣 旨)

第1条 豊島区並びに那須烏山市は、相互協力の友愛的精神に基づき、いずれかの自治体の地域において大規模な災害が発生し、被災した自治体独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、被災した自治体の要請により、災害を受けていない自治体が協力・応援を行い、もって、被災した自治体が応急対策や復旧対策を円滑に遂行できるようにするため、この協定を締結する。

### (連絡の窓口)

第2条 豊島区並びに那須烏山市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当の部局を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

### (応援の手続)

第3条 応援を要請する自治体は、次の事項を明らかにし、前条に定める連絡担当部局を通じて、ファクシミリ、電話または電信により応援を要請し、後日、速やかに公文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 次条第1号及び第2号に掲げるものの品名、数量等
- (3) 次条第3号に掲げるものの職種別人員
- (4) 次条第4号及び第5号に掲げるものの人数及び期間
- (5) 応援の場所及び応援場所への経路
- (6) 応援の期間
- (7) その他必要な事項

### (応援の種類)

第4条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水、生活必需品等の救助救援用物資の提供
- (2) 医療、防疫資器材、発電機、車両等の応急対策用資器材の提供又は貸与
- (3) 医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (4) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (5) 被災した児童、生徒等の一時的な受入
- (6) その他、特に要請のあった事項

### (物資の輸送等)

第5条 救援物資、資器材、人員等の輸送は、原則として、応援を要請した自治体を実施するものとする。ただし、応援を要請した自治体による輸送が困難な場合には、応援を行う自治体にこれを依頼することができる。

### (経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、応援を受けた自治体の負担とする。

2 応援を受けた自治体が、前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ応援を受けた自治体から要請があった場合には応援を行う自治体が、当該費用を一時繰替え支弁するものとする。

### (災害補償等)

第7条 応援職員の災害補償等については、次の通りとする。

- (1) 応援職員が被災した自治体への出勤、帰路途中及び応援活動中において、負傷し、疾病に

かかり又は死亡した場合は、応援を行った自治体はその災害補償をする。

ただし、被災した自治体において行った救急治療の費用は、被災した自治体の負担とする。

(2) 応援職員が応援活動中に第三者に損害を与えた場合は、被災した自治体はその損害を補償する。

**(資料・情報の交換)**

第8条 豊島区並びに那須烏山市は、この協定による応援が円滑に行われるよう、毎年、一定の時期に、地域防災計画をはじめ災害に関する情報・資料を相互に交換するものとする。

**(指揮権)**

第9条 応援活動に従事する応援職員は、被災した自治体の災害対策本部長の指揮の下に行動するものとする。

**(協 議)**

第10条 この協定に定めのない事項は、各自自治体が協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、署名押印の上、各1通を保有する。

平成18年11月16日

東京都豊島区

豊島区長 高 野 之 夫

栃木県那須烏山市

那須烏山市長 大 谷 範 雄

## 豊島区と村山市との災害時相互応援協定書

豊島区（以下「甲」という。）及び村山市（以下「乙」という。）は、友好的協力の精神に基づき、災害時における相互応援について次のとおり協定を締結する。

### （趣 旨）

第1条 この協定は、甲又は乙の区域内において地震、暴風、豪雨、洪水その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、被災地独自では十分な応急対策等が実施できない場合に、被災地の応急対策等を円滑に支援するため、必要な事項を定めるものとする。

### （応援の内容）

第2条 応援の内容は、次のとおりとする。

- （1）食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- （2）被災者の救援・救助、医療、防疫及び施設の応急復旧等に必要な資器材並びに物資の提供
- （3）本協定に基づき実施する応援に必要な職員の派遣
- （4）被災者の一時収容のための施設の提供
- （5）被災した児童、生徒等の一時的な受入れ
- （6）前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

### （応援要請の手続き）

第3条 甲又は乙は、応援を要請するときは原則として、次の各号に掲げる事項を明らかにして、第7条に定める連絡担当部署を通じて、ファクシミリ、電話等により応援を要請し、後日速やかに災害時応援要請書を送付するものとする。

- （1）災害及び被害の状況
- （2）前条第1号及び第2号に掲げる応援にあつては、品名及び数量
- （3）前条第3号に掲げる応援にあつては、派遣を必要とする職員の職種及び人員数
- （4）応援を受ける場所、経路及び集結場所及び応援を必要とする期間
- （5）前各号に掲げるもののほか、必要な事項

### （応援活動の実施）

第4条 甲又は乙は、応援を要請されたときは、可能な範囲で速やかに応ずるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲又は乙は、応援要請を待っている間は応急対策等に支障が出ると予想されるときは、自らの判断により自主的に応援を実施できるものとする。

### （応援経費の負担）

第5条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた側の負担とする。

2 応援を受けた側から要請があった場合には、応援を行う側が当該費用を一時繰替え支弁するものとする。

3 前条第2項の規定に基づく応援に要した経費の負担は、甲乙間で協議するものとする。

### （災害補償）

第6条 第2条第3号の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）に係る公務災害

補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによるものとする。

- 2 派遣職員が公務執行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務中に生じたものについては要請した側が、被災地への往復経路の途中で生じたものについては応援した側が、それぞれ賠償の責務を負うものとする。

#### （連絡体制）

第7条 甲及び乙は、あらかじめ応援に関する情報連絡を所掌する担当部署を定めておくものとする。

- 2 連絡担当部署は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、災害が発生した場合には、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

#### （資料・情報の交換）

第8条 甲及び乙は、この協定による応援が円滑に行われるよう、毎年度初めに地域防災計画をはじめ災害に関する情報・資料を相互に交換するものとする。

#### （指揮権）

第9条 応援業務に従事する職員は、被災した自治体の災害対策本部長の指揮の下に行動するものとする。

#### （協 議）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

平成22年8月21日

甲 東京都豊島区東池袋一丁目18番1号

豊 島 区

豊 島 区 長 高 野 之 夫

乙 山形県村山市中央一丁目3番6号

村 山 市

村 山 市 長 佐 藤 清



## 豊島区と能代市との災害時相互応援協定書

(趣 旨)

第1条 豊島区及び能代市は、相互協力の友愛的精神に基づき、いずれかの自治体の地域において災害が発生し、被災した自治体独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、被災した自治体の要請により、災害を受けていない自治体が協力・応援を行い、もって、被災した自治体が応急対策や復旧対策を円滑に遂行できるようにするため、この協定を締結する。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水、生活必需品等の救助救援用物資の提供
- (2) 医療、防疫資器材、発電機、車両等の資器材の提供又は貸与
- (3) 医療職、技術職、技能職、その他行政事務に従事する職員（以下「応援職員」という。）の派遣
- (4) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (5) 被災した児童、生徒等の一時的な受入れ
- (6) 住民・地元企業・団体等への被災地支援の呼びかけ
- (7) その他、特に要請のあった事項

(応援の手続)

第3条 応援を要請する自治体は、次の事項を明らかにし、第5条に定める連絡担当部局を通じて、ファクシミリ、電話又は電信により応援を要請し、後日、速やかに公文書を送付するものとする。

- (1) 災害の内容及び被害の状況
- (2) 前条第1号及び第2号に掲げるものの品名、数量等
- (3) 前条第3号に掲げるものの職種別人員
- (4) 前条第4号及び第5号に掲げるものの人数及び期間
- (5) 応援の場所及び応援場所への経路
- (6) 応援の期間
- (7) その他必要な事項

(緊急援助活動の実施)

第4条 豊島区及び能代市のいずれかにおいて大規模な災害が発生したことが明らかな場合は、前条に規定する援助の要請を受けないときであっても、被災していない自治体は、直ちに自主的な判断により緊急援助活動を実施することができるものとする。

(連絡の窓口)

第5条 豊島区及び能代市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当の部局を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

(物資の輸送等)

第6条 救援物資、資器材、人員等の輸送は、原則として、応援を要請した自治体が実施するものとする。ただし、応援を要請した自治体による輸送が困難な場合には、応援を行う自治体にこれを依頼することができる。

(経費の負担)

第7条 応援に要した経費は、応援を受けた自治体の負担とする。

2 応援を受けた自治体が、前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ応援を受けた自治体から要請があった場合には応援を行う自治体が、当該費用を一時繰替え支弁するものとする。

(災害補償等)

第8条 応援職員の災害補償等については、次のとおりとする。

(1) 応援職員が被災した自治体への出勤、帰路途中及び応援活動中において、負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合は、応援を行った自治体はその災害補償をする。ただし、被災した自治体において行った救急治療の費用は、被災した自治体の負担とする。

(2) 応援職員が応援活動中に第三者に損害を与えた場合は、被災した自治体はその損害を補償する。

(資料・情報の交換)

第9条 豊島区及び能代市は、この協定による応援が円滑に行われるよう、毎年、一定の時期に、地域防災計画をはじめ災害に関する情報・資料を相互に交換するものとする。

(指揮権)

第10条 応援活動に従事する応援職員は、被災した自治体の災害対策本部長の指揮のもとに行動するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項は、各自治体が協議して決定するものとする。

(効力の発生)

第12条 この協定は、締結した日から効力を発生するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、署名押印の上、各1通を保有する。

平成25年 4月 4日

東京都豊島区

豊島区長 高野 之夫

秋田県能代市

能代市長 齊藤 滋宣

## 豊島区と内子町との非常災害時における相互応援に関する協定

### (趣 旨)

第1条 豊島区及び内子町は、相互協力の友愛的精神に基づき、いずれかの自治体の地域において災害が発生し、被災した自治体独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、被災した自治体の要請により、災害を受けていない自治体が協力・応援を行い、もって、被災した自治体が応急対策や復旧対策を円滑に遂行できるようにするため、この協定を締結する。

### (応援の種類)

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水、生活必需品等の救助救援用物資の提供
- (2) 医療、防疫資器材、発電機、車両等の資器材の提供又は貸与
- (3) 医療職、技術職、技能職、その他行政事務に従事する職員（以下「応援職員」という。）の派遣
- (4) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (5) 被災した児童、生徒等の一時的な受入れ
- (6) 住民・地元企業・団体等への被災地支援の呼びかけ
- (7) その他、特に要請のあった事項

### (応援の手続)

第3条 応援を要請する自治体は、次の事項を明らかにし、第5条に定める連絡担当部局を通じて、ファクシミリ、電話又は電信により応援を要請し、後日、速やかに公文書を送付するものとする。

- (1) 災害の内容及び被害の状況
- (2) 前条第1号及び第2号に掲げるものの品名、数量等
- (3) 前条第3号に掲げるものの職種別人員
- (4) 前条第4号及び第5号に掲げるものの人数及び期間
- (5) 応援の場所及び応援場所への経路
- (6) 応援の期間
- (7) その他必要な事項

### (緊急援助活動の実施)

第4条 豊島区及び内子町のいずれかにおいて大規模な災害が発生したことが明らかなる場合は、前条に規定する援助の要請を受けないときであっても、被災していない自治体は、直ちに自主的な判断により緊急援助活動を実施することができるものとする。

### (連絡の窓口)

第5条 豊島区及び内子町は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当の部局を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

### (物資の輸送等)

第6条 救援物資、資器材、人員等の輸送は、原則として、応援を要請した自治体の実施するものとする。ただし、応援を要請した自治体による輸送が困難な場合には、応援を行う自治体にこれを依頼することができる。

### (経費の負担)

第7条 応援に要した経費は、応援を受けた自治体の負担とする。

- 2 応援を受けた自治体が、前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ応援を受けた自治体から要請があった場合には応援を行う自治体が、当該費用を一時繰替え支弁するものとする。

**(災害補償等)**

第8条 応援職員の災害補償等については、次のとおりとする。

(1) 応援職員が被災した自治体への出勤、帰路途中及び応援活動中において、負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合は、応援を行った自治体はその災害補償をする。

ただし、被災した自治体において行った救急治療の費用は、被災した自治体の負担とする。

(2) 応援職員が応援活動中に第三者に損害を与えた場合は、被災した自治体はその損害を補償する。

**(資料・情報の交換)**

第9条 豊島区及び内子町は、この協定による応援が円滑に行われるよう、毎年、一定の時期に、地域防災計画をはじめ災害に関する情報・資料を相互に交換するものとする。

**(指揮権)**

第10条 応援活動に従事する応援職員は、被災した自治体の災害対策本部長の指揮のもとに行動するものとする。

**(協議)**

第11条 この協定に定めのない事項は、各自治体が協議して決定するものとする。

**(効力の発生)**

第12条 この協定は、締結した日から効力を発生するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、署名押印の上、各1通を保有する。

平成25年12月10日

東京都豊島区

豊島区長 高野 之夫

愛媛県内子町

内子町長 稲本 隆壽

## 豊島区と湯河原町との非常災害時における相互応援に関する協定

### (趣 旨)

第1条 豊島区及び湯河原町は、相互協力の友愛的精神に基づき、いずれかの自治体の地域において災害が発生し、被災した自治体独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、被災した自治体の要請により、災害を受けていない自治体が協力・応援を行い、もって、被災した自治体が応急対策や復旧対策を円滑に遂行できるようにするため、この協定を締結する。

### (応援の種類)

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水、生活必需品等の救助救援用物資の提供
- (2) 医療、防疫資器材、発電機、車両等の資器材の提供又は貸与
- (3) 医療職、技術職、技能職、その他行政事務に従事する職員（以下「応援職員」という。）の派遣
- (4) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (5) 被災した児童、生徒等の一時的な受入れ
- (6) 住民・地元企業・団体等への被災地支援の呼びかけ
- (7) その他、特に要請のあった事項

### (応援の手続)

第3条 応援を要請する自治体は、次の事項を明らかにし、第5条に定める連絡担当部局を通じて、ファクシミリ、電話又は電信により応援を要請し、後日、速やかに公文書を送付するものとする。

- (1) 災害の内容及び被害の状況
- (2) 前条第1号及び第2号に掲げるものの品名、数量等
- (3) 前条第3号に掲げるものの職種別人員
- (4) 前条第4号及び第5号に掲げるもの的人数及び期間
- (5) 応援の場所及び応援場所への経路
- (6) 応援の期間
- (7) その他必要な事項

### (緊急援助活動の実施)

第4条 豊島区及び湯河原町のいずれかにおいて大規模な災害が発生したことが明らかな場合は、前条に規定する援助の要請を受けないときであっても、被災していない自治体は、直ちに自主的な判断により緊急援助活動を実施することができるものとする。

### (連絡の窓口)

第5条 豊島区及び湯河原町は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当の部局を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

### (物資の輸送等)

第6条 救援物資、資器材、人員等の輸送は、原則として、応援を要請した自治体を実施するものとする。ただし、応援を要請した自治体による輸送が困難な場合には、応援を行う自治体にこれを依頼することができる。

### (経費の負担)

第7条 応援に要した経費は、応援を受けた自治体の負担とする。

2 応援を受けた自治体が、前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ応援を受けた自治体から要請があった場合には応援を行う自治体が、当該費用を一時繰替え支弁するものとする。

**(災害補償等)**

第8条 応援職員の災害補償等については、次のとおりとする。

(1) 応援職員が被災した自治体への出勤、帰路途中及び応援活動中において、負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合は、応援を行った自治体はその災害補償をする。

ただし、被災した自治体において行った救急治療の費用は、被災した自治体の負担とする。

(2) 応援職員が応援活動中に第三者に損害を与えた場合は、被災した自治体はその損害を補償する。

**(資料・情報の交換)**

第9条 豊島区及び湯河原町は、この協定による応援が円滑に行われるよう、毎年、一定の時期に、地域防災計画をはじめ災害に関する情報・資料を相互に交換するものとする。

**(指揮権)**

第10条 応援活動に従事する応援職員は、被災した自治体の災害対策本部長の指揮のもとに行動するものとする。

**(協議)**

第11条 この協定に定めのない事項は、各自治体が協議して決定するものとする。

**(効力の発生)**

第12条 この協定は、締結した日から効力を発生するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、署名押印の上、各1通を保有する。

平成28年2月20日

東京都豊島区

豊島区長 高野 之夫

神奈川県湯河原町

湯河原町長 富田 幸宏

## 災害時における応急対策に関する協定書（豊島道路建設協力会）

（※現:豊島土木防災協会）

### （協定の趣旨）

第1条 この協定は、豊島区地域防災計画に基づき災害時における民間協力計画の一環として、豊島区が、豊島道路建設協力会に対し、災害応急対策業務に関する協力を求めるときの手続き等を定めるものとする。

### （協力要請）

第2条 豊島区長（以下「甲」という。）は、災害が発生し豊島区のみでは十分な応急処理を実施することができない場合、状況により豊島道路建設協力会（以下「乙」という。）に対し災害応急業務の協力を要請することができる。

### （業務の指示）

第3条 甲は、災害時の実状に応じて、乙に対し地域防災計画に定める所管部長より業務内容、日時、場所等を指定して、建設資機材、労力等（以下「建設資機材等」という。）の提供を求めるものとする。

### （建設資機材等の提供）

第4条 乙は、甲の要請があったときは、万難を排し建設資機材等を提供するものとする。

第5条 乙の使用した建設資機材等に要した費用は甲が負担する。

### （協 議）

第6条 この協定の解釈に疑義を生じた場合、又はこの協定の実施に必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

### （雑 則）

第7条 この協定は昭和63年3月1日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、おのおのその一通を保有する。

昭和63年2月23日

甲 豊島区長 加藤一敏

乙 豊島道路建設協力会 代表 鳥越哲夫

## 災害時における応急対策に関する協定書（豊島建設業協会）

### （協定の趣旨）

第1条 この協定は、豊島区地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に基づき豊島区（以下「甲」という。）が災害時における民間協力計画の一環として、豊島建設業協会（以下「乙」という。）に対し災害対策業務に関する協力を求めるときの手続を定めるものとする。

### （協力要請）

第2条 甲は、災害が発生し豊島区のみでは十分な応急処理等を実施することができない場合、乙に対し災害応急対策業務の協力を要請することができる。

2. 前項の協力の範囲は、甲の施設の応急処理に係る建設資機材、労力等、（以下「資機材等」という。）の提供とする。

### （業務の内容等）

第3条 甲は、災害時の実状に応じて、乙に対し地域防災計画に定める所管部長より業務内容、日時、場所等を指定して、資機材等の提供を求めるものとする。

### （資機材等の提供）

第4条 乙は、甲の要請があったときは、万難を排し甲に資機材等を提供するものとする。

### （費用の負担）

第5条 乙の資機材等の提供に要した費用は甲が負担する。

### （協 議）

第6条 この協定の解釈に疑義が生じた場合、又はこの協定の実施に必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

### （雑 則）

第7条 この協定は平成6年3月1日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、おのおのその一通を保有する。

平成6年3月1日

甲 豊島区  
豊島区長 加藤 一 敏

乙 豊島建設業協会  
会 長 渡 邊 輝



## 災害時における応急対策に関する協定（豊島電友会）

### （協定の趣旨）

第1条 この協定は、豊島区（以下「甲」という。）が、豊島電友会（以下「乙」という。）に対し、豊島区地域防災計画に基づき、災害時における民間協力計画の一環として、災害が発生した場合における区民の生活を確保するため、災害応急対策業務に関する協力を求めるときの手続等について、必要な事項を定めるものとする。

### （協力要請）

第2条 甲は、乙に対し、災害応急対策業務の協力を要請することができる。

2 甲は、乙に対し協力の要請を行うときは、豊島区地域防災計画に定める所管部長名により、資器材等の提供要請書（別記第1号様式）をもって要請するものとする。ただし、文書による時間的余裕がないときは口頭でこれを行い、後日、文書をもって処理するものとする。

### （業務内容等）

第3条 前条において甲が要請する協力の範囲は、以下のとおりとする。

- （1） 甲の実施する応急対策に要する電機資器材、労力等（以下「資器材等」という。）の提供
- （2） 甲の施設等の電気設備の応急復旧業務

2 甲は、乙に対し、災害時の実情に応じて、必要となる資器材等について、数量、日時、搬入場所等を指定して提供を要請するものとする。

### （資器材等の優先提供）

第4条 乙は、甲の要請があったときは、乙の会員に対し、万難を排して甲に資器材等を優先提供させるものとする。

### （費用の負担）

第5条 乙の会員が実施した資器材等の提供に要した費用は、甲が負担する。

2 乙の会員は、甲の認定を受けて、当該業務の実施に要した費用を甲に請求するものとする。

### （協 議）

第6条 この協定の解釈に疑義を生じた場合は、及び、この協定の実施に必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

### （有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から平成21年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに、甲乙いずれからも解約の意思表示がない場合は、有効期間満了日の翌日からさらに1年間継続するものとし、以後もこの例による。

### （連絡窓口）

第8条 甲乙間において相互に円滑な連絡調整を行うために、それぞれ担当窓口を設置するものと

する。

(雑 則)

第9条 この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、おのおのその1通を保有する。

平成20年12月11日

甲 東京都豊島区東池袋一丁目18番1号  
豊島区  
豊島区長 高 野 之 夫 ㊞

乙 東京都豊島区北大塚三丁目33番4号  
豊島電友会  
会 長 玉 井 芳 夫 ㊞

## 災害時における応急対策協力に関する協定（豊島設備防災協力会）

豊島区（以下「甲」という。）と豊島設備防災協力会（以下「乙」という。）は、豊島区地域防災計画に基づき、豊島区が行う災害応急対策に関する協力について、次のとおり協定を締結する。

### （協力要請）

- 第1条 甲は、豊島区内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に行う災害応急対策について必要があると認めるときは、乙に対し協力を要請するものとする。
- 2 甲は、乙に対し前項の要請を行う場合、豊島区地域防災計画に定める所管部長名により、資機材等の提供要請書（別記第1号様式）をもって要請するものとする。ただし、文書による時間的余裕がないときは口頭又はWebにてこれを行い、後日、文書をもって処理するものとする。

### （要請に対する措置）

- 第2条 乙は、前条の規定により応援の要請を受けた場合は、その会員に対し、可能な限り甲に必要な資機材及び労力等（以下「資機材等」という。）を優先提供させるものとする。また、乙の会員は、原則として甲の職員の指示に基づき、災害応急対策に協力するものとする。

### （体制の整備）

- 第3条 乙は、前条に規定する災害応急対策を速やかに施行するため、必要な資機材等を確保し、体制の整備に努めるものとする。
- 2 各救援センターに乙の会員会社にて各々担当を定め、事前調査を行い、速やかな対応を行えるようにする。

### （業務の内容）

- 第4条 乙は、甲より協力要請を受けたときは、次の業務を行う。
- （1） ライフライン施設の応急対策に関すること
  - （2） 救援センターの応急対策に関すること
  - （3） 応急住宅対策に関すること
  - （4） その他甲が必要と認める業務

### （費用の負担）

- 第5条 乙の会員が前条各号の業務を行う際、資機材等の提供に要した費用は、甲が負担するものとする。
- 2 乙の会員は、前項の費用の請求に際し、甲の確認を受けるものとする。

### （相互連絡）

- 第6条 甲乙間において相互に円滑な連絡調整を行うために、それぞれの担当窓口を設置するものとする。乙においては、会長会社をこれとする。
- 2 乙は、甲の協力要請に対し、迅速に対応するために緊急連絡網を策定し、甲に提出するものとする。年1回見直しを行い、甲へ提出するものとする。
- 3 甲専用の乙のホームページへのログインパスワードを設定し、Webにて情報共有を行い、相互連絡を行えるようにする。

### （災害補償及び損害賠償）

- 第7条 甲の要請に基づく応援の実施中に、乙の会員もしくは乙の会員の従業員が負傷し、もしくは疾病にかかり、又は死亡した場合、甲は、豊島区防災業務従事者損害補償条例（平成17年条例第38号）の規定に基づき、これを補償するものとする。
- 2 応援の実施に伴い、第三者に損害が生じたときは、その賠償の責について、甲乙協議して定める。

### （その他）

- 第8条 この協定の解釈に疑義を生じた場合、及び、この協定に定めのない事項で、特に必要が生じたときは、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

2 この協定の実施に関し必要な事項は、甲乙の担当者が別途協議して定めるものとする。

(協定の期間)

第9条 この協定の期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。

ただし、期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれか一方から何らかの解約の意思表示がなされないときは、その期間満了の日の翌日からさらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し双方押印のうえ、各自1通を保有する。

平成30年4月1日

甲 東京都豊島区南池袋二丁目45番1号  
豊島区  
豊島区長 高野 之夫

乙 東京都豊島区要町二丁目30番6号  
豊島設備防災協力会  
会 長 齋 藤 泰 彦

## 災害時における応急対策協力に関する協定（東京土建一般労働組合 豊島支部）

豊島区（以下「甲」という。）と東京土建一般労働組合豊島支部（以下「乙」という。）は、豊島区地域防災計画に基づき、豊島区が行う災害応急対策に関する協力について、次のとおり協定を締結する。

### （協力要請）

第1条 甲は、豊島区内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に行う災害応急対策について必要があると認めるときは、乙に対し協力を要請するものとする。

2 甲は、乙に対し前項の要請を行う場合、豊島区地域防災計画に定める所管部長名により、災害時応急対策協力要請書（別記第1号様式）をもって要請するものとする。ただし、緊急の場合は口頭又は電話等の方法により行い、後日、文書をもって処理するものとする。

### （要請に対する措置）

第2条 乙は、前条の規定により応援の要請を受けた場合は、その組合員に対し、可能な限り甲に必要な資機材及び労力等（以下「資機材等」という。）を優先提供させるものとする。

また、乙の組合員は、原則として甲の職員の指示に基づき、災害応急対策に協力するものとする。

### （体制の整備）

第3条 乙は、前条に規定する災害応急対策を速やかに施行するため、必要な資機材等を確保し、体制の整備に努めるものとする。

### （業務の内容）

第4条 乙は、甲より協力要請を受けたときは、次の業務を行う。

- （1）倒壊建物等からの救出・救助
- （2）避難所（救援センター）及び区有施設等の応急的な危険度の判定
- （3）避難所（救援センター）及び区有施設等の応急処置
- （4）その他甲が必要と認める業務

### （費用の負担）

第5条 乙の組合員が前条各号の業務を行う際、資機材等の提供に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 乙の組合員は、前項の費用の請求に際し、甲の確認を受けるものとする。

### （相互連絡）

第6条 甲乙間において相互に円滑な連絡調整を行うために、それぞれ担当窓口を設置するものとする。

2 乙は、甲の協力要請に対し、迅速に対応するために緊急連絡網を策定し、甲に提出するものとする。

(災害補償及び損害賠償)

第7条 甲の要請に基づく応援の実施中に、乙の組合員もしくは乙の組合員の従業員が負傷し、もしくは疾病にかかり、又は死亡した場合、甲は、豊島区防災業務従事者損害補償条例（平成17年条例第38号）の規定に基づき、これを補償するものとする。

2 応援の実施に伴い、第三者に損害が生じたときは、その賠償の責について、甲乙協議して定める。

(その他)

第8条 この協定の解釈に疑義を生じた場合、及び、この協定に定めのない事項で、特に必要が生じたときは、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

2 この協定の実施に関し必要な事項は、甲乙の担当者が別途協議して定めるものとする。

(協定の期間)

第9条 この協定の期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。

ただし、期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれか一方から何らかの解約の意思表示がなされないときは、その期間満了の日の翌日からさらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成26年2月7日

甲 豊島区  
東京都豊島区東池袋一丁目18番1号  
豊島区長 高野之夫

乙 東京土建一般労働組合豊島支部  
東京都豊島区西池袋五丁目22番15号  
執行委員長 玉木良彦

## 災害時における応急対策に関する協定（巣鴨建設組合）

### （主旨）

第1条 この協定は、豊島区(以下「甲」という。)が、一般社団法人 巣鴨建設組合(以下「乙」という。)に対し、豊島区地域防災計画に基づき、災害時における民間協力計画の一環として、災害が発生した場合に甲が行う災害対策業務に関する協力を求めるときの手続きなどについて、必要な事項を定めるものとする。

### （協力要請）

第2条 甲は乙に対し、区内において災害が発生、または発生する恐れがある場合に行う災害応急対策業務について必要があると認めるときは協力を要請することができる。

2 甲は乙に対し前項の要請を行う場合、豊島区地域防災計画に定める所管部長名により災害応急対策協力要請書(別記第1号様式)をもって要請するものとする。ただし文書による時間的余裕がないときは口頭でこれを行い、後日、文書をもって処理するものとする。

### （要請に対する処置）

第3条 乙は前条の規定により応援の要請を受けた場合は、その組合員に対し、可能な限り甲に必要な資機材及び労力など(以下「資機材等」という。)を優先提供させるものとする。また、乙の組合員は、原則として甲の職員の指示に基づき、災害応急対策に協力するものとする。

### （体制の整備）

第4条 乙は前条に規定する災害応急対策を速やかに施行するため、必要な資機材を確保し、組合員への体制の整備に努めることとする。

### （業務の内容）

第5条 乙は、甲より協力要請を受けたときは、次の業務を行う。

- 1 区有施設などの調査への協力と応急修繕
- 2 倒壊建物などからの救出・救援活動
- 3 被災建築物に関する相談・助言活動
- 4 その他、甲が必要と認める災害応急対策業務に対する協力

### （費用の負担）

第6条 乙の組合員が実施した資機材などの提供に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 乙の組合員は、甲の認定を受けて、当該業務の実施に要した費用を甲に請求するものとする。

### （災害補償及び損害賠償）

第7条 甲の要請に基づく応援の実施中に、この組合員もしくは乙の組合員の従業員が負傷、もしくは疾病に罹ったり、死亡したりした場合は、甲は、豊島区防災業務従事者損害補償条例(平成17年条例第38号)の規定に基づき、これを補償するものとする。

2 応援の実施に伴い、第三者に損害が生じたときは、その賠償の責について、甲乙が協議して定めるものとする。

### （相互連絡）

第8条 甲乙間において相互に円滑に連絡調整を行うために、それぞれに担当窓口を設置するものとする。

### （協議）

第9条 この協定に疑義を生じた場合、及び、この協定の実施に必要な事項が生じたときは、その都度、甲と乙が別途協議して定めるものとする。

### （協定の期間）

第10条 この協定の有効期間は、締結の日から平成32年（2020年）3月31日までとする。ただし、

期間満了の日の一月前までに、甲乙いずれか一方から何らかの解約の意思表示がなされないときは、その期間満了の日の翌日からさらに一年間延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を二通作成し、甲と乙双方が記名押印のうえ、各自一通を保有する。

平成31年2月7日

甲 東京都豊島区南池袋二丁目45番1号  
豊島区  
豊島区長 高野之夫

乙 東京都豊島区北大塚二丁目28番6号  
一般社団法人 巣鴨建設組合  
代表理事 平津幸男



## 災害時における資器材等の供給に関する協定（川上産業）

豊島区（以下、「甲」という。）と川上産業株式会社（以下、「乙」という。）は、災害時における、資器材の供給に関して、以下のとおり本協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、甲が豊島区地域防災計画に基づく災害対策本部又は水防本部を設置したときの、乙の資器材の供給に関し必要な事項を定める。

2 甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する資器材を検討・推進することにより、区民の防災力の向上に努める。

（協力要請）

第2条 甲は、災害が発生した場合における区民の生活を確保するため、乙に対し、災害応急対策及び災害復旧・復興にかかる業務の協力を要請することができる。

2 前項の協力は、プチプチ®及びプラパール®（以下「資器材等」という。）の供給とする。

（業務内容等）

第3条 甲は、災害時の実情に応じて、乙に対し、資器材等提供要請書（第1号様式）をもって要請するものとする。ただし、文書による時間的余裕がないときには、口頭で業務内容、品名、数量、日時、場所等を指定して、協力の要請を行い、後日、文書をもって処理するものとする。

（資器材等の供給）

第4条 乙は、甲から協力の要請があったときは、可能な範囲において、甲に資器材等を優先供給するものとする。

2 乙は、前項の供給内容について、資器材等供給協力報告書（第2号様式）により速やかに甲に報告するものとする。ただし、文書による時間的余裕がないときには、口頭で報告し、その後速やかに文書をもって処理するものとする。

（費用の負担）

第5条 乙の資器材等の供給（輸送費含む）にかかる費用は甲の負担とする。

（情報交換）

第6条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

（有効期間）

第7条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から1年間とする。但し、当該有効期間満了の3ヶ月前までに、当事者の一方から相手方に対し、書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第8条 甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

平成28年12月 1日

甲 東京都豊島区南池袋二丁目45番1号  
豊島区長 高野之夫

乙 東京都千代田区五番町6番地2  
川上産業株式会社  
代表取締役社長 安永圭佑

## 災害時における石油類等の優先供給に関する協定書（東京都石油商業組合 豊島支部）

（現：東京都石油商業組合 都心支部）

### （協定の趣旨）

第1条 この協定は、豊島区地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に基づき豊島区（以下「甲」という。）が災害時における民間協力計画の一環として、東京都石油商業組合豊島支部（以下「乙」という。）に対し、災害応急対策業務に関する協力を求めるときの手続等を定めるものとする。

### （協力要請）

第2条 甲は、災害が発生した場合における区民の生活を確保するため、乙に対し、災害応急対策業務の協力を要請することができる。

2. 前項の協力の範囲は、ガソリン、軽油、灯油、石油等（以下「石油類」という。）の供給とする。

### （業務内容等）

第3条 甲は、災害時の実情に応じて、乙に対し地域防災計画に定める所管部長より業務内容、品名、数量、日時、場所等を指定して、石油類の供給を求めるものとする。

### （石油類等の供給）

第4条 乙は、甲の要請があったときは、万難を排し甲に石油類等を優先供給するものとする。

### （費用の負担）

第5条 乙の石油類等の供給に要した費用は甲が負担する。

### （協 議）

第6条 この協定の解釈に疑義を生じた場合、又はこの協定の実施に必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

### （雑 則）

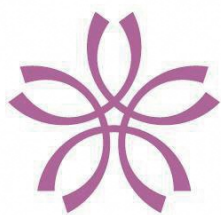
第7条 この協定は平成6年3月1日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、おのおのその一通を保有する。

平成6年3月1日

甲 豊島区  
豊島区長 加 藤 一 敏

乙 東京都石油商業組合豊島支部  
支 部 長 寺 田 実



豊島区  
TOSHIMA CITY

発行：令和3年3月

豊島区 環境清掃部 ごみ減量推進課

電話：03（3981）1111

豊島区ホームページ

<http://www.city.toshima.lg.jp>

---